



平成28 (2016) 年

岩手県久慈市





ごあいさつ

平成18年3月に旧久慈市と旧山形村が合併し、新久慈市が誕生してから、今年で10年が経過いたしました。

平成18年度には第1次総合計画を策定し、市民意識の高揚と一体感の醸成を図り、当市が抱える諸課題の解決に向けて、総合的かつ計画的に進めてまいりました。

今般策定いたしました第2次総合計画は、第1次総合計画の内容を基本とし、久慈市を取り巻く環境の変化に対応できるよう市民ニーズを捉え、市民参画のもとに策定したものであります。

特に今後10年間の久慈市の基本的理念、将来像、施策の大綱を明示する基本構想の策定にあたりましては、市民の皆様のご意見等をいただきながら一緒に作り上げることを重視し、総合計画策定市民会議、市政懇談会、市民満足度アンケート調査などの実施により、提言や要望事項等の反映に努めたところであり、一方で、庁内においては若手職員を中心にプロジェクトチームを組織し、現状と課題の分析と施策の立案に取り組むとともに、幹部職員により市政全般の行財政運営等を検討してきたところであります。

第2次総合計画においては、まちづくりの基本理念を「子どもたちに誇れる 笑顔日本一のまち 久慈」と決めました。これは、まちづくりの基本は「ひと」と捉え、「人」と「人」、「地域」と「地域」のつながりや支え合いの力をさらに高めながら誰もが笑顔で安心した暮らしを営むことができる、次代を担う子どもたちに誇れるまちづくりを、市民一体となって進めることを基本理念として示したものであります。

現在の市を取り巻く環境は、人口減少や少子高齢化など楽観できるものではありませんが、三陸沿岸道路開通により人の流れが大きく変わる上、久慈港湾口防波堤の整備による広大な静穏域の活用による産業の振興など、今後10年間で大きな変化が見込まれます。このような状況下におきまして、誰もが笑顔で安心した暮らしを営むことができ、いつまでも住み続けたいと思うまちの実現のため、本計画の推進に全力を傾注する考えであります。

また、本計画が着実に推進されるためには、市民と行政との積極的な関わりが必要であると考えることから、市民の皆様の一層のご理解とご協力、そして市政への積極的な参画をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、ご尽力を賜りました基本構想審議会の委員をはじめ、総合計画策定市民会議、市政懇談会、市民満足度アンケート、パブリックコメントなどにより、貴重なご意見・ご提言をお寄せいただきました市民の皆様に対し、心から感謝を申し上げ、結びとさせていただきます。

平成28年3月

久慈市長 遠藤 譲 一

久慈市の花・鳥・木



市の花 つつじ

ツツジ科ツツジ属の植物の総称。久慈市の山野いたるところに自生している。春先から初夏にかけて、色鮮やかに花を咲かせ、市民に愛され親しまれている。



市の鳥 うぐいす

スズメ目ウグイス科に分類される鳥。小形で、背は緑褐色、腹は灰白色。久慈市の山野に生息し、早春から鳴き始め、夏遅くまで美しい鳴き声を奏でる。春告鳥の別名がある。



市の木 しらかば

カバノキ科の落葉樹。樹皮は白く、高原・山地の日当たりのよい所に生える。平庭高原の白樺林は日本一と評される。新緑の季節には、白樺の白、青空の青、木々の緑が鮮やかなコントラストを描く。



目次

基本構想

第1章 序論

- 第1節 総合計画とは…………… 4
- 第2節 久慈市の概況…………… 6

第2章 基本構想

- 第1節 久慈市の将来像……………10
- 第2節 施策の大綱……………15
- 第3節 将来の主要指標……………32
- 第4節 土地利用方針……………35

前期基本計画

第1章 「重点戦略」

いつまでも住み続けたいと思うまちづくり

- 第1節 くじの魅力発信プロジェクト……………40
- 第2節 日本一の地域づくりプロジェクト……………43
- 第3節 安心・安全のまちプロジェクト……………46
- 第4節 みんなに愛されるマイバス・マイレールプロジェクト…49
- 第5節 安心できる医療福祉のまちプロジェクト……………52
- 第6節 出愛いと地元愛の育みプロジェクト……………55
- 第7節 魅力ある仕事起しプロジェクト……………58

第2章 「基礎戦略1」

共に支え、元気と安らぎあふれるまちづくり

- 第1節 情報公開の推進……………62
- 第2節 市民との協働の推進……………65
- 第3節 地域づくり活動の推進……………68
- 第4節 交流・連携と移住・定住の促進……………70

第5節	社会福祉の充実	73
第6節	高齢者福祉の充実	76
第7節	障がい者福祉の充実	79
第8節	地域医療の充実	82
第9節	保健活動の充実	85
第10節	自然景観の保全・創造と活用	90
第11節	環境対策の推進	92
第12節	市民生活の充実	95
第13節	エネルギー対策の推進	98
第14節	防災体制の充実	101
第15節	道路整備の促進	104
第16節	港湾整備の促進	107
第17節	街並み環境整備の促進	110
第18節	生活環境基盤整備の促進	113
第19節	情報通信環境の充実	115

第3章 「基礎戦略2」

総合力豊かな人材を育てるまちづくり

第1節	子育て支援の充実	118
第2節	学校教育の充実	121
第3節	生涯学習の充実	127
第4節	生涯スポーツの振興	131
第5節	男女共同参画社会の推進	134

第4章 「基礎戦略3」

資源を生かす魅力とやりがいのある産業のまちづくり

第1節	農業の振興	138
第2節	林業の振興	143
第3節	水産業の振興	146
第4節	商工業等の振興	150
第5節	観光の振興	155

付属資料

統計資料等	161
-------	-----





久慈市総合計画

【基本構想】



第1章 序論





4 計画の構成

(1) 基本構想

基本構想は、平成37年度（2025年度）を目標年度とし、今後の久慈市の基本的な姿勢（理念）とあるべき姿（将来像）を定め、その実現のための基本的施策（施策の大綱）を明らかにするものです。

(2) 基本計画

基本計画は、平成28年度から平成32年度までを前期基本計画期間、平成33年度から平成37年度までを後期基本計画期間とし、基本構想に掲げる理念と将来像及び施策の大綱に基づき、重点的に実施する施策を明示するとともに、分野別の体系を明らかにするものです。

5 計画の進行管理

計画推進のため、計画策定（Plan）、推進（Do）、点検・評価（Check）、改善（Action）を市民の視点で適切に実施することなどにより、計画の適切な進行管理を行います。



第2節

久慈市の概況

① 自然的条件

久慈市は、岩手県北東部に位置しています。東側は、太平洋に面した海岸段丘が連なり、小袖海岸など三陸復興国立公園の代表的な景勝地を有しており、西側は、遠島山など標高1,000m以上の山嶺を有する北上高地の北端部にあたります。また、東流する久慈川・長内川等の河川が北上高地を開析し、急峻な溪谷を形成しながら太平洋に注いでいます。

総面積624km²のうち森林面積が全体の86%（536km²）を占めており、平庭高原の白樺林や久慈溪流は久慈平庭県立自然公園に指定されています。

気象は、太平洋に面していることもあり、海洋性気候と内陸性気候の両方の気象状態を併せ持ち、夏季にはヤマセ（偏東風）の影響を受けることが多く、比較的冷涼な気候です。

また、冬季は比較的温暖ですが、北西の季節風が強く、春先にはフェーン現象も見られます。

降水量は、年間平均1,000から1,200mm程度と県内でも比較的少なく、積雪量も比較的少ない地域ですが、西側山間部では多雪地区もあり、春先の大雪や晩霜による農作物への被害を受けることがあります。

② 歴史的沿革

久慈市の起源は、埋蔵文化財調査等により出土した石器や土器、遺跡等から1万年以上前の石器時代に遡るものと推定されています。

また、古くから琥珀の産地として知られ、遠く奈良の都まで運ばれて装飾品の一部や貴石として扱われていたほか、江戸時代には砂鉄、馬、海産物の主要な産地として栄えました。明治に入ると、九戸県、八戸県、江刺県、盛岡県と変遷し、明治5年に岩手県所属となりました。

明治11年に九戸郡が分割され、現在の久慈市の大半は南九戸郡に所属することとなりました。

明治22年4月には「町村制」が施行され、これに伴い小規模の村々が合併することとなり、南九戸郡に所属する久慈町（4村が合併）、長内村（2村）、大川目村（2村）、夏井村（6村）、山根村（6村）、宇部村（1村）、山形村（7村）と、北九戸郡に所属する侍浜村（3村が合併）が誕生しました。

明治29年には、南九戸郡と北九戸郡が九戸郡に統合されました。

この後、昭和の大合併の時代に入り、昭和29年には、2町5村が合併し久慈市が誕生しました。

平成18年3月6日に、旧久慈市と旧山形村が合併し、現在の久慈市が誕生しました。



③ 総人口の推移

総人口は、昭和35年の45,025人をピークに減少しています。昭和35年と平成22年の比較では、50年間で18.1%の減少となっています。

【総人口の推移】

(単位：人、%)

区 分	S 35年	S 60年	H 2年	H 7年	H12年	H17年	H22年	増減 S35⇒H22
総人口	45,025	43,402	42,758	41,225	40,178	39,141	36,872	-8,153 (-18.1)

資料 総務省統計局 国勢調査

④ 年齢別人口の推移

年齢別人口の推移は、年少（0～14歳）人口が昭和35年以降減少を続ける一方で、老年（65歳以上）人口は一貫して増加し、平成12年には初めて老年人口が年少人口を上回りました。

また、生産年齢（15～64歳）人口は、昭和60年にピークを迎え、その後は減少し続けています。

年齢別人口の構成比は、平成22年国勢調査によると、年少人口比率が14.1%、生産年齢人口比率が59.5%、老年人口比率が26.4%となっています。

【年齢3区分別人口の推移（実数値）】

(単位：人、%)

区 分	S 35年	S 60年	H 2年	H 7年	H12年	H17年	H22年	増減 S35 ⇒ H22
0～14歳	17,892 (39.7)	10,524 (24.2)	9,282 (21.7)	8,070 (19.6)	6,971 (17.4)	6,165 (15.8)	5,211 (14.1)	-12,681 (-70.9)
15～64歳	24,794 (55.1)	28,109 (64.8)	27,930 (65.3)	26,225 (63.6)	25,031 (62.4)	23,686 (60.5)	21,943 (59.5)	-2,851 (-11.5)
65歳以上	2,339 (5.2)	4,769 (11.0)	5,546 (13.0)	6,930 (16.8)	8,122 (20.2)	9,290 (23.7)	9,718 (26.4)	7,379 (315.5)
計	45,025	43,402	42,758	41,225	40,178	39,141	36,872	-8,153 (-18.1)

※上段：人口、下段：構成比

資料 総務省統計局 国勢調査



⑤ 世帯数の推移

世帯数は、平成17年にピークを迎え、その後は減少しています。

一方、1世帯当たりの平均人数をみると減少傾向にあり、昭和35年が5.2人だったのに対し、平成22年は2.6人となっており、核家族化等による世帯の少人数化が進んでいます。

【世帯数の推移】

(単位：世帯、%)

区分	S 35年	S 60年	H 2年	H 7年	H12年	H17年	H22年	増減 S 35⇒H22
世帯数	8,622	12,692	13,155	13,520	14,059	14,262	14,012	5,390 (62.5)

資料 総務省統計局 国勢調査

【1世帯あたりの平均人数の推移】

(単位：人、%)

区分	S 35年	S 60年	H 2年	H 7年	H12年	H17年	H22年	増減 S 35⇒H22
世帯数	5.2	3.4	3.3	3.0	2.9	2.7	2.6	-2.6 (-50.0)

資料 総務省統計局 国勢調査



第 2 章 基本構想



第1節

久慈市の将来像

① まちづくりの基本理念

本州一の面積を有する岩手県の北東部に私たちのまち「久慈市」は位置しています。市街地から西方には、遠島山をはじめとする北上高地の峰々を遠望することができ、東方には三陸復興国立公園の代表的な景勝地・小袖海岸を有しています。また、清流、久慈川・長内川が市内を東流し太平洋へと注ぐなど、私たちのまちは雄大な自然と美しい景観に囲まれ、その恵みの中で特性を生かした歴史や文化を育んできました。

しかし、近年、私たちの生活を取り巻く環境は大きく変化しています。少子高齢化と人口流出が進行し、将来の久慈市の人口は26,653人（2040年度）に減少すると見込まれています。一方で、人口減少は進行するものの価値観やライフスタイルは多様化し、個性重視と自己実現の社会へと進展する中で、人と人とのふれあいや、地域間のふれあいが希薄化しつつあります。

また、当市は東日本大震災において、人的・物的に甚大な被害を受けたところであり、復興に向けた各種事業は継続的に進められているものの、その成果は未だ途中段階にあります。

このような状況の中、魅力的で持続可能な自治体運営を行うためには、地域の誇りと魅力を再認識しながら人口減少問題や関連する諸課題に積極的に取り組むとともに、恵まれた自然環境と先人が築いた人間性豊かな地域社会を大切にすることが重要であり、市民一人ひとりが将来を見据えながら市民協働の取組意識を持ち、共有することが必要です。

また、東日本大震災からの復興に向けては、久慈市復興計画に基づく5つのプロジェクト（①生活を再建する、②水産業を復興する、③交流人口を拡大する、④災害に強いまちづくりを進める、⑤再生可能エネルギー等に取り組む）をさらに推進することが必要です。

平成23年に地方自治法が改正され、総合計画の基本部分である基本構想の法的な策定義務は無くなりました。

しかし、市では、市の基本的な理念と将来像を定める基本構想は、まちづくりに不可欠なものと捉え、基本構想とそれに基づき実施する施策を分野別に体系化した基本計画とを併せた総合計画を策定し、総合的かつ計画的なまちづくりを推進します。

そして、計画に基づいた各分野の取り組みを実行し、さらに市民が住みなれた地域で快適な生活を享受でき、活力と笑顔あふれる豊かな久慈市を創造するため、今後10年間のまちづくりの目指す将来像を次のように設定します。



子どもたちに誇れる 笑顔日本一のまち 久慈

まちづくりの基本は「ひと」であり、「人」と「人」、「地域」と「地域」のつながりと支え合いの力が、まちを元気にします。

元気なまちには活力があり、笑顔があふれます。

市民の暮らしを地域が見守り育み、行政が支える。誰もが住みなれた地域で安心して暮らしを営み、先人たちが築き育んできた歴史や文化に誇りを持ち、次代を担う子どもたちに誇れるまちづくりを市民一体となって進めていく考え方の基本理念を表現したものです。





② 基本方針

基本理念に掲げた市の将来像を実現するため、重要性・緊急性・市民ニーズなどを勘案し、選択と集中による経営資源の重点投入を主眼に置いて、計画期間内に戦略的な観点から優先的に取り組むことを基本とした「重点戦略」と、地域の特性と課題を踏まえ、総合的に取り組むことを基本とした「基礎戦略」に区分けし、新たなまちづくりを推進します。

【重点戦略】

いつまでも住み続けたいと 思うまちづくり

東日本大震災からの復興を確実に成し遂げるとともに、人口減少や少子高齢化という厳しい状況に立ち向かい、いつまでも住み続けたいと思うまちづくりを進めるための政策の戦略的な展開を図るために、以下の7つのプロジェクトからなる重点戦略を実施します。

- (1) くじの魅力発信プロジェクト
- (2) 日本一の地域づくりプロジェクト
- (3) 安心・安全のまちプロジェクト
- (4) みんなに愛されるマイバス・マイレールプロジェクト
- (5) 安心できる医療福祉のまちプロジェクト
- (6) ^{であ}出愛いと地元愛の育みプロジェクト
- (7) 魅力ある仕事起しプロジェクト



【基礎戦略1】

共に支え、元気と安らぎ あふれるまちづくり

「市民参加の市政」を進めるため、これまで行ってきた広聴・広報活動を実施しながら、市民が参加・発言しやすい事業の実施に努め、市民と市政の情報共有及び双方向の関係づくりに取り組みます。

平成20年には国内人口が減少に転じ、本格的な人口減少社会に突入したことから、地域の魅力発信などによる移住・定住の促進に取り組み、併せて、市民が元気と安らぎを持てる生活を送ることができるように、地域でお互いが支えあえる共助の力を育むとともに、行政・医療・介護・福祉・地域の連携システムを構築することにより、総合的なサービスを提供できるように取り組みます。

また、環境への負荷が少ない低炭素社会・循環型社会の構築を推進し、併せて、市民が安全で、快適な生活を送ることができるよう、道路網の整備をはじめとする都市基盤及び情報基盤等の整備に努めます。





【基礎戦略2】

総合力豊かな人材を育てる まちづくり

子どもを健やかに育てるための生活環境や、子育てを支援する雇用環境の充実などを図りながら、子どもを安心して産み育てることのできる環境づくりに努めるとともに、「知・徳・体」の調和のとれた児童生徒の育成を目指し、学び考える力、豊かな心、健やかな体を育み、社会人として必要な総合的な力を身に付ける教育の充実を図ります。

また、市民の芸術文化活動へのニーズに応える取り組みを進めるとともに、市民がスポーツに親しめる環境づくりに取り組みます。

【基礎戦略3】

資源を生かす魅力とやりがいのある 産業のまちづくり

一次産業を基幹産業とする当地域にあっては、「安心・安全」を求める消費者ニーズの高まりを好機と捉え、農林水産物の付加価値向上と販売力強化の視点に立った生産・流通体制の構築など一次産業の振興に取り組みます。

また、地域の特性を生かせる企業の誘致、既に立地している企業へのフォローアップなど、より一層の雇用の確保を促進するとともに、起業支援や中心市街地の活性化など商工業等の振興に取り組みます。



子どもたちに誇れる
笑顔日本一のまち
久慈

〈基本方針〉	〈主要施策〉
<p>【重点戦略】 いつまでも 住み続けたいと 思うまちづくり</p>	<ol style="list-style-type: none"> (1) くじの魅力発信プロジェクト (2) 日本一の地域づくりプロジェクト (3) 安心・安全のまちプロジェクト (4) みんなに愛されるマイバス・マイレールプロジェクト (5) 安心できる医療福祉のまちプロジェクト (6) 出愛いと地元愛の育みプロジェクト (7) 魅力ある仕事起しプロジェクト
<p>【基礎戦略1】 共に支え、元氣と 安らぎあふれる まちづくり</p>	<ol style="list-style-type: none"> (1) 情報公開の推進 (2) 市民との協働の推進 (3) 地域づくり活動の推進 (4) 交流・連携と移住・定住の促進 (5) 社会福祉の充実 (6) 高齢者福祉の充実 (7) 障がい者福祉の充実 (8) 地域医療の充実 (9) 保健活動の充実 (10) 自然景観の保全・創造と活用 (11) 環境対策の推進 (12) 市民生活の充実 (13) エネルギー対策の推進 (14) 防災体制の充実 (15) 道路整備の促進 (16) 港湾整備の促進 (17) 街並み環境整備の促進 (18) 生活環境基盤整備の促進 (19) 情報通信環境の充実
<p>【基礎戦略2】 総合力豊かな人材を 育てるまちづくり</p>	<ol style="list-style-type: none"> (1) 子育て支援の充実 (2) 学校教育の充実 (3) 生涯学習の充実 (4) 生涯スポーツの振興 (5) 男女共同参画社会の推進
<p>【基礎戦略3】 資源を生かす魅力と やりがいのある産業 のまちづくり</p>	<ol style="list-style-type: none"> (1) 農業の振興 (2) 林業の振興 (3) 水産業の振興 (4) 商工業等の振興 (5) 観光の振興



【重点戦略】 ② いつまでも住み続けたいと思うまちづくり

(1) くじの魅力発信プロジェクト

豊かな自然景観や、農林水産業を生かした教育旅行・体験型観光の受け入れ体制の強化に取り組みます。

また、海と山の食資源を活用しながら久慈市の強みを磨き上げ、久慈市の魅力を効果的に情報発信し移住・定住・交流人口の拡大に取り組みます。

(2) 日本一の地域づくりプロジェクト

住民協働や地域の支え合いの重要性は今後さらに高まることから、より多くの市民が地域づくり・まちづくりに参加するための環境づくりに取り組みます。

また、趣味やサークル活動等の小さなコミュニティが、生活の困りごとを抱える住民を支えられるような仕組みになるよう支援するとともに、町内会、地域といった大きなコミュニティの活性化に取り組むなど、住民協働の輪の拡大と連携強化による地域づくり日本一を目指します。

(3) 安心・安全のまちプロジェクト

予期せぬ災害等の被害を最小限に抑えるためには、迅速な情報の把握と自助・共助・公助の連携が重要なことから、防災・防犯情報を速やかに届けるための充実した仕組みづくりを進めるとともに、自助・共助・公助との役割認識と連携の強化及び、自主防災力の強化に取り組みます。

また、震災アーカイブ等東日本大震災の記憶を風化させず後世に伝える取組を推進します。

(4) みんなに愛されるマイバス・マイレールプロジェクト

バスや鉄道の運行については、アクセス及び利便性など利用者の需要に配慮した交通ネットワークの整備と、それぞれの地域に合った移動手段の確保を目指し、地域・事業者・行政が協働して効果的な運行に取り組みます。

また、住民・地域みんなに愛されるマイバス・マイレールづくりを展開し、公共交通機関の利用促進を図ります。

(5) 安心できる医療福祉のまちプロジェクト

「自らの健康は自らが守る」を基本に市民の健康維持・向上に努め、高齢者を地域で見守る活動の充実と生きがいづくりに取り組みます。

また、医師確保のため、地元出身の医師の人材育成など医師確保対策に努め、周産期医療の充実など安心できる医療環境の整備に取り組みます。



(6) ^{であ}出愛いと地元愛の育みプロジェクト

未婚化、晩婚化を要因とする少子化への対策として、結婚に対する意識の醸成や結婚したい市民への支援に取り組むとともに、子どもの成長に応じた子育てをしやすい環境づくりに取り組みます。

また、子どもたちが地域の魅力を体験し、地元愛を育むための活動に取り組みます。

(7) 魅力ある仕事起しプロジェクト

行政・企業・団体・教育機関等が連携して、職場見学やキャリア教育を推進する仕組みを構築するなど、地元企業や地域産業に対する理解と職業意識の醸成に取り組みます。

また、企業や研究機関等の誘致、豊かな地域資源を生かした6次産業化や新事業の創出等、意欲のある起業家や事業者に対する支援体制を構築するなど、魅力ある雇用の場の創出に向けて取り組みます。





【基礎戦略1】 共に支え、元気と安らぎあふれるまちづくり

(1) 情報公開の推進

① 情報公開の適正運用の推進

行政運営の透明性、公平性を確保するため、情報公開の徹底に努めます。

また、その状況については、市の広報紙やホームページ等を通じて市民にお知らせします。

② 情報の有効活用

行政が保有している情報で、市民にお知らせする必要があるものについては積極的に説明し、情報提供に努めます。

また、住民基本台帳ネットワークシステム等の有効活用・運用拡充に努め、市民の利便性の向上を図ります。

③ 広聴広報の充実（市民参加の市政）

「市民参加の市政」を進めるため、これまで行ってきた広聴活動を実施しながら、市民が参加・発言しやすいよう、引き続き事業内容の改善に努め、併せて、市民からの情報提供・発信や「広報リポーター制度」、中高生向け広報紙の発行など、市民との協働による広報活動の更なる充実に努めます。

また、市広報紙・ホームページなどに広報広聴事業の内容を掲載し、市民と市政の情報共有及び双方向の関係を構築します。

(2) 市民との協働の推進

① 新たな行政運営の検討

財政環境が厳しい中、「新たな視点、異なる手法」に立ち、これまでとは違った行政手法を検討していく必要があります。国が掲げる構造改革特区や地域再生推進のための基本指針に則った検討、また、民間活力の積極的な導入等、独自の新しい行政手法を積極的に取り入れていきます。

② きめ細やかな行政サービス

行政サービスの向上のため、きめ細かな相談サービスの提供に取り組み、親切で真心のある対応に努めます。

③ 施設の有効利用

社会の多様化、人口の減少、年齢構成の変化等に伴い、行政サービスへの需要は質的にも量的にも変化してきています。

市有施設については、建設当初の目的から使用実態や期待する機能が変わってきているものもあり、市民にとって真に必要な施設となるよう、施設の管理形態や統廃合を含めた施設の在り方について検討します。

④ NPO、ボランティアとの協働の推進

行政と市民活動をつなぐNPOやボランティア団体の活動は、大きな社会的役割



を担っています。今後ますますその活動に期待が高まる中、引き続きNPOやボランティア団体の育成、支援を行うとともに、市民活動意識の醸成を図り、協働を積極的に推進します。

(3) 地域づくり活動の推進

① 地域コミュニティの拠点づくり

各地区公民館を地域づくり活動の拠点として位置づけ、地域住民が目指す地域づくり活動を実践するための適切なサポートを行い、住民と行政との協働によるコミュニティ体制の強化を推進します。

② 住民自治の推進

限られた財源のなかで、多様化・高度化する市民ニーズに応じていくため、市民団体の育成及び市民団体が主体的に行う地域づくり活動に対して、積極的に支援を行います。

(4) 交流・連携と移住・定住の促進

① 広域圏内の交流・連携の推進

久慈広域圏においては、少子高齢化の進展、財政難、住民の生活圏の拡大に対応するため、情報の共有化を図りながら、なお一層の交流・連携の強化に努めるとともに、新たな政策連携の創出に努めます。

② 国際交流の促進及び姉妹都市・他圏域等との交流・連携の促進

久慈市国際交流協議会との連携により、市民レベルでの国際姉妹都市等との交流機会の充実を図ります。

他圏域等との交流については、これまでの共通した歴史・文化・課題等を持つ近隣圏域との交流・連携を積極的に推進し、共通課題等の解決に取り組みます。

また、豊かな山里海の魅力ある資源を生かし、首都圏等からの教育旅行や自然体験キャンプ等の誘致により交流人口を拡大します。

③ 地域の魅力発信による移住・定住の促進

少子高齢化、人口流出に伴う人口減少に対応するため、地域の魅力発信や移住者支援策の拡充により、戻ってきたいと思うまち、ずっと住み続けたいと思うまちとして、K（U・J・I）ターン移住者の確保に努めます。

(5) 社会福祉の充実

① 福祉コミュニティの充実

日ごろからの見守り活動や地域活動を通じた福祉コミュニティの充実を推進し、住み慣れた地域でお互いが支えあえる共助の力を育てるとともに、ボランティア活動や福祉活動を推進するリーダーやコーディネーターを育成し、積極的にボランティア活動に参加する人を増やします。



また、市民からの多様な相談に対応するため、制度や部署を超えた連携体制を整え、関係団体等とのネットワークを形成します。

② 生活困窮者等への支援体制の充実

低所得者、生活困窮者、母子・父子世帯等への相談及び支援体制の推進を図るため、民生・児童委員や社会福祉協議会との連携強化に努めます。

③ 国民健康保険・国民年金制度の啓発

国保財政の安定化に向けて、収納率向上の取組み等による歳入の確保、広報、パンフレット等による国保制度の普及・啓発を図り、医療費の適正化を進めるとともに、併せて疾病予防に重点を置く健康づくりのための保健事業を推進します。

また、国民年金制度の広報活動、年金相談のさらなる充実を図り、制度の信頼構築に取り組み、将来の安定した生活基盤の確立に努めます。

(6) 高齢者福祉の充実

① 地域包括ケアシステムの促進

医療・介護の連携を図り、医師や介護従事者が参画する会議を開催し、情報共有する体制を充実させ、医療と介護を一体的に提供できる体制を構築します。併せて、行政・医療・介護・地域が個別の支援体制を話し合い、地域の課題を発見する場とするとともに、顔の見える関係づくりを構築し個別の事例に対応します。

また、高齢者の多様なニーズに対応するため、既存の助け合いを生かしながら、地域住民やNPO、民間企業がサービス提供者となり、配食や買い物支援等に対応できる体制を促進します。

② 介護サービスの充実

高齢者が介護や支援が必要な状態になっても住み慣れた地域で健康で安心して暮らし続けていけるよう、地域全体で高齢者を支える「地域包括ケアシステム」の構築に必要な介護サービス施設の整備と関係機関との連携に努めます。

また、高齢者が住み慣れた地域において継続的に介護予防に取り組める体制づくりを行うほか、認知症施策など地域支援事業の推進に努めます。

③ 生きがいづくりへの支援

これまでの豊富な知識や経験を生かし、地域活動、学習やスポーツを通じた交流の機会の充実、世代間交流やサロンへの参加を通じた、地域との交流を促進します。

また、高齢者自らが、健康づくりや食育活動などの、地域の介護予防を推進する担い手として活躍し、生きがいを持って生活できるよう支援します。

(7) 障がい者福祉の充実

① 障がい福祉サービスの充実

障がい者が住み慣れた地域で、能力や適性に応じ自立した日常生活と社会生活が送れるよう、多様なニーズに対応したサービスの提供に努めます。



② 社会参加への支援

関係機関との連携により、地域生活や就労への支援に努めるほか、スポーツ・文化活動等を通じて、障がい者の社会参加を促進します。

③ 支援体制の充実

障がい者が安心して生活できる地域社会づくりを進めるため、地域の保健、医療、教育、雇用等関係機関と連携し、ライフステージに応じた切れ目のない支援体制の構築に努めます。

(8) 地域医療の充実

① 医療機関の充実

市民が地域で安心して適切な医療サービスを受けられ、心身ともに健康で長生きできるまちを目指すとともに、安心安全に子供を産み育てることができる医療体制の充実に努めます。

また、中核病院である県立久慈病院の診療科目の充実や医師確保を図るため、岩手県等に対する要望活動を実施し、併せて、市独自の奨学資金貸付事業等の実施により医師・看護師の確保に努めます。

② 医療機関の連携

県立病院と市内医療機関、施設、薬局等との連携を図り、医療、介護等の連携システムを構築することにより、身近な医療から高度医療まで医療機関相互の連携を促進し、効果的な医療供給体制の整備を促進します。

(9) 保健活動の充実

① 次世代からの健康づくりの推進

子どもを望む夫婦に対する治療費の助成及び安心して出産や育児ができるための支援体制の充実に努めます。

また、各種乳幼児健診や相談の充実及び受診率の向上を図り、疾病、発達遅延等の早期発見・早期治療に努めます。

② 成人の健康づくりの推進

各種健康診査や各種がん検診の受診率を向上させ、疾病の早期発見、早期治療につなげます。

また、生活習慣病予防のための普及啓発を図り、個々に合った健康づくりの実践ができるよう支援します。

③ こころの健康づくりの推進

関係機関と連携し、こころの健康づくりの知識の普及を図ります。

また、相談窓口の周知とこころの健康づくりに関する相談体制の充実に努めます。

④ 歯と口腔の健康づくりの推進

関係機関と連携し、歯と口腔の健康づくりの知識の普及を図ります。



また、妊産婦、乳幼児期、学齢期、成人期、高齢期のライフステージごとの特性を踏まえて、適性かつ効果的に歯と口腔の健康づくりを進めます。

⑤ 感染症予防の推進

近年、感染症は自然環境および社会活動の変化により、大きく様変わりしていることから、国の情報を見ながら迅速な対応に努めます。

また、予防接種は多くの疾病の流行防止に成果を上げていることから、予防接種の知識の普及と積極的な受診勧奨に努めます。

⑥ 食育の推進

生涯にわたって食育を実践できるよう、食育に関する正しい知識、情報の普及啓発に努めます。

また、関係機関と連携し、効果的な食育の推進に努めます。

(10) 自然景観の保全・創造と活用

① 自然景観への配慮

平庭高原の白樺や陸中海岸など、大自然の素晴らしい景観をこのままの状態で次世代に引き継ぐ責任があります。周辺の整備にあたっては、この景観を損なうことがないように配慮するとともに、その景観形成に努めます。

② 花・鳥・木を活用したまちづくり

市の花・鳥・木である「つつじ」、「うぐいす」、「しらかば」を活用したまちづくりを進めることによって、豊かな自然景観に包まれた魅力あるまちづくりを推進します。

(11) 環境対策の推進

① 自然環境の保全と創造

貴重な自然環境や市民の健康で快適な生活環境を保持するため、大気、水質、悪臭、騒音等の監視、調査の強化に努めるとともに、ポイ捨てや不法投棄の防止に向け市民と事業者及び行政が一体となった取組みを推進します。

また、良好な環境を将来にわたって継承するため、市民の自然環境保全の意識啓発に努め、生物の貴重な生息場所である森林や水辺等の保護、保全に努めます。

② 資源循環型社会の推進

資源循環型社会の構築を推進するため、市民、事業者及び行政が役割分担してごみの減量化、再使用及び再利用に取組み、資源化率の向上に努めます。

また、市民が中心となって取組む資源循環型社会の構築を推進するための取組を支援します。

③ 衛生施設等の整備改善

久慈広域連合が運営している、し尿処理の早期完成を推進します。

また、ごみ処理施設や最終処分場の延命を図るため、排出抑制やリサイクル、ご



み分別を推進します。

(12) 市民生活の充実

① 消費者教育の充実

消費者教育の充実を図るため、広報紙やホームページ等を利用した消費に関する知識の普及啓発活動を実施し、併せて、出前講座や各種講習会の開催により、消費生活における被害防止に努めます。

② 消費者保護対策の充実

消費者事故や消費者トラブルは、社会経済状況の変化に伴いその内容が大きく変化するほか、商品・サービスの変化等により次々と新たな消費者問題が生じることから、情報をできる限り早期に把握し、被害が深刻化・拡大しないうちに、消費者への注意喚起に努めます。

また、寄せられる相談や苦情に迅速に対応できるよう、消費生活相談員の資格保有率・研修参加率の向上を目指します。

③ 交通安全・防犯対策の推進

交通事故の未然防止のため、各年齢層に応じた交通安全教育・啓発事業に取り組みます。

また、安全で住みよい地域社会のため、市民と行政が一体となってその実現に努めます。

(13) エネルギー対策の推進

① 再生可能エネルギーの導入促進

当市に賦存するエネルギーポテンシャルの有効活用を図るため、発電事業者や研究機関等との連携により、大規模発電所の誘致や新たなエネルギー開発に向けた実証調査への支援を進めます。

また、国や送電事業者に対し、送電網の強化を要請し、当市のエネルギーポテンシャルが生かされるよう働きかけます。

② 省エネルギーの促進

地球温暖化に対する市民意識の高揚を図り、省エネ機器の普及やエコドライブなどの省エネ行動の啓発を推進し、省エネルギー型ライフスタイルへの転換に努めます。

また、市民等が主体となる地球温暖化防止活動を支援し、日常生活や事業活動に伴って排出される温室効果ガスの削減に努めます。

(14) 防災体制の充実

① 災害に強い地域づくりの推進

自然災害の発生を未然に防ぐため、治山、治水、砂防、海岸保全に取り組み、防



災公園、市街地の浸水被害対策に係る施設整備など各種防災事業を進め、災害に強い地域づくりを推進します。

② 防災意識の啓発

防災センターを活用した体験学習や津波避難訓練、各種広報活動、自主防災組織の結成・育成等、市民の防災意識の啓発・普及に努めます。

また、国、県、関係機関等との連携による情報通信ネットワークや防災行政無線及び防災情報メルマガ配信サービス等による市民への情報伝達体制の強化を図ります。

③ 消防体制の充実

消防職員の定数を維持しつつ、定数割れが続いている消防団員について、女性の入団促進の取り組みと併せ充足率の向上に努めます。

また、引き続き、消防水利・防災資機材の整備に努めます。

(15) 道路整備の促進

① 広域幹線道路網の整備

広域連携・地域交流を支援する三陸沿岸道路の整備をはじめ、県内90分構想の実現に向けた国道281号の地域高規格道路の指定及び改良整備等、高速交通ネットワークの整備促進に努めます。

② 幹線道路の整備

当市の幹線道路については、救急医療の広域連携による安全性の向上、地域間の交流促進等、安全・安心な主要幹線道路網の整備促進に努めます。

③ 生活道路の整備

市道についても幹線道路との連携を図り、整備手法等について検討を加えながら、整備改良を進め、交通危険箇所の解消に努めます。

また、既存の道路、橋梁等の老朽化も進行しており、適切な改良整備、老朽化対策、維持管理に努めるとともに、地域の特徴を生かした、市民と行政の協働による道路維持補修の積極的な推進に努めます。

④ 都市計画道路の整備

健全・快適な市街地の形成促進と交通環境改善のため、都市計画道路の整備を推進します。

(16) 港湾整備の促進

① 港湾機能の強化

海洋に開かれた都市としての可能性を最大限に有効活用するため、港湾管理者等の港湾関係者との連携を図りながら、ハード面における港湾機能の強化に努めます。

② 湾口防波堤の整備促進

湾口防波堤は、市街地の津波浸水範囲を大幅に減少させ、市民の生命と財産を守



るうえで最も重要な防災基盤であることから、あらゆる機会を捉え国・県等に対する要望活動を行い、一日も早い完成に向けた整備促進に努めます。

また、湾口防波堤工事の進捗による静穏域の活用について、具体的な検討を進めます。

③ 港湾の利用促進

貨物取扱量の増加に向け、既存企業への支援を強化するとともに、新規利用企業の掘り起こしに向けた効果的なポートセールスを進めます。

また、クルーズ客船の誘致を積極的に行い、港湾の賑わいづくりに努めます。

(17) 街並み環境整備の促進

① 集約型の地域づくり

自然環境や都市景観に配慮し、地域毎にコンパクトで都市機能が充実した地域づくりを推進します。

② 住環境の向上

公営住宅の計画的な整備と、人・環境にやさしい住宅・居住環境の形成に努めます。

③ 公園・緑地の整備及び維持管理

市民の身近な遊び場や、憩い、交流、スポーツ・レクリエーションの場として、また災害時の避難場所・防災拠点など、多様なニーズに対応した公園・緑地の整備と維持管理に努めます。

(18) 生活環境基盤整備の促進

① 安定した給水体制の確保

効率的な簡易水道の統合整備と、老朽施設の計画的な更新を図ります。

② 汚水処理施設の整備

地域の事情等にも配慮しながら整備を進め、市民が快適で衛生的な生活を営むことができるように努めます。

(19) 情報通信環境の充実

地形の影響などにより携帯電話、テレビ及びラジオ放送の電波受信が困難な地域があります。市民が快適な生活を営むことができるよう、既存の情報通信基盤の活用などにより受信環境の改善に取り組みます。



【基礎戦略2】 総合力豊かな人材を育てるまちづくり

(1) 子育て支援の充実

① 子育て環境の充実

子どもを健やかに育てるための生活環境や、子育てを支援する雇用環境の充実などを図りながら、子どもを産み育てやすい環境づくりに努めます。

また、県と連携し、医療費助成にかかる現物給付方式の導入、所得制限の撤廃について検討を行うなど、子育て世代の負担軽減に向けて取り組みます。

② 幼児期の教育・保育環境の充実

幼児期は人格形成上、最も重要な時期であり、健全で優しい環境の中での確かな保育や教育を行うことが大切です。子どもたちが恵まれた環境の中で豊かな経験を積み、将来に向けて、たくましく生きぬく力を身に付けられるような環境の充実に努めます。

③ 保育施設等の整備

子どもたちが、良好な環境で保育又は教育が受けられるよう、保育所等の施設整備や健全な運営への支援に努めます。

④ 子育て支援施設の充実

学童保育所の施設整備を図るとともに、子育て支援センターやつどいの広場を拠点として、子育て情報の提供や、親や子どもの交流機会の充実などに努めます。

(2) 学校教育の充実

① 生きる力の育成

「知・徳・体」調和のとれた児童生徒の育成を目指し、学び考える力、豊かな心、健やかな体を育み、社会人として必要な総合的な力を身に付ける教育の充実を図ります。

② 国際理解教育の充実

グローバル化社会に適応した知識や能力の伸長を図り、国際社会において主体的に行動できるグローバル人材の育成に努めます。

③ 特別支援教育の充実

就学支援を充実させ、多様な教育的ニーズに対応するとともに、「共に学び、共に育つ」インクルーシブ教育システムの推進に努めます。

④ 情報教育の充実

情報化時代に主体的に対応できる資質を養うため、情報教育の充実に努めます。また、ICTによる情報利活用力の向上を実現するため、小中学校の段階に応じた情報教育の学習環境の充実に努めます。

⑤ 学習環境の充実

遠距離通学児童・生徒のためにスクールバス等の通学支援の維持、経済的に就学



困難な児童・生徒に対して就学援助を行うなど学習環境の充実に努めます。

⑥ 学校施設の充実

児童・生徒に快適な教育環境を提供し、安全・安心な学校生活を確保します。

⑦ 学校給食の充実

学校給食を通じた児童・生徒の心身の健全な発達、地場産品の利用による地産地消及び食育の推進に努めます。

(3) 生涯学習の充実

① 生涯学習の充実

親子が元気になる家庭教育支援を目指し、地域ぐるみで子育てができる環境づくりを目指します。

また、子どもから高齢者までの多種多様な学習意欲を喚起・支援するための学習機会の提供に努めます。

② 文化施設の連携と芸術文化活動の充実

市民の芸術文化活動へのニーズに応えるため、多様なジャンルの事業提供と情報発信に努めます。

また、芸術文化の拠点施設として効率的な施設運営に努めます。

③ 図書館機能の充実

市民の学習意欲に応じた資料収集と相談機能の充実による「役に立つ図書館」を推進し、市民情報交流の場の提供に努めます。

また、郷土資料の収集に努めるとともに、子どもたちの読書環境の充実に努めます。

④ 地域の歴史と文化の継承と発信

地域に残る文化財等の調査を実施し、保存と情報の発信に努めます。

また、郷土芸能の保存と継承を図るとともに、新たな担い手の育成に努めます。

(4) 生涯スポーツの振興

① 生涯スポーツの充実

市民がいつまでも健康を維持するために、気軽にスポーツに親しめる環境の充実に努め、その機会の提供と情報発信に取り組みます。

② 体育施設の有効活用

市民体育館と総合運動公園を拠点に、各体育施設の連携と有効活用を図るとともに、スポーツ交流人口の拡大と競技力の向上に努めます。

③ 柔道のまちづくりの推進

三船久蔵十段の偉業を顕彰するとともに、希望郷いわて国体を機に、更なる「柔道のまちづくり」を推進します。



(5) 男女共同参画社会の推進

① 市民の意識の醸成

男女共同参画社会の推進には、市民意識の醸成が不可欠です。そのために、セミナーの開催、広報紙などを通じた啓発活動や、学校での教育の充実に努めます。

② 審議会委員等への積極的な登用

政策や方針決定等へ女性の意見を反映させ、住み良い男女共同参画社会を形成するため、審議会委員等への女性の積極的な登用を図ります。

③ 女性リーダーの養成

女性の積極的な社会参画を促すため、各種団体の活動支援を行い、セミナーや研修等を通じて広い視野を持ったリーダーの育成に努めます





【基礎戦略3】 資源を生かす魅力とやりがいのある産業のまちづくり

(1) 農業の振興

① 担い手農家の育成・確保

国の制度改革を踏まえ、足腰の強い農業を推進するため、認定農業者を育成支援するとともに、中核農家を中心とした集落営農組織等への誘導を図り、集落ぐるみ農業を推進します。

② 基幹作目等の振興

農業の基幹作目である雨よけほうれんそう、菌床しいたけの生産振興に努めるほか、これに次ぐ主力作目の確立を図るため、関係機関等と連携を図りながら新作目の実証栽培に取り組みます。

③ 畜産業の産地化の推進

日本短角牛及び黒毛和牛、乳用牛、養鶏・養豚などの畜産について、消費地への売り込みによる販路拡大と生産基盤整備の強化によって産地化に努めます。

④ 地産地消の推進

安全で新鮮な地元農産物に対する消費者の需要が高いことから、関係機関との連携を図りながら、学校給食等、食材への活用、産直施設への農産物の出品などその体制整備に努めます。

⑤ 都市との交流の推進

豊かな自然景観や農林水産業を活かしたプログラムの充実と受け入れ体制の強化に取り組みます。

また、生産者と消費者間で情報の共有できる環境づくりを構築し、当市の魅力発信に努めます。

⑥ 農業環境整備の促進

ほ場、農道、用排水路の整備を推進し、優良農地の確保と計画的な土地利用に努めます。

また、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い適切な保全管理に努めます。

(2) 林業の振興

① 林業基盤の整備

林業生産活動の効率化を図るため、適切な除間伐等の実施や林道・作業道の計画的な整備を進めるとともに、木質バイオマス熱供給施設の整備やチップボイラーの整備を推進し地域木材の有効活用と林家所得の向上に努めます。

② 日本一の炭の里づくりの推進

製炭窯の整備支援を行い、生産基盤の強化と経営安定を図るとともに、日本一の炭の里づくり推進協議会をはじめとした関係機関・団体と連携し、販路拡大とPR



に努めます。

③ 特用林産物生産の振興

種駒など生産資材の導入支援を行い、新規参入者の確保と経営安定を図るとともに、岩手県など関係機関と連携し、風評被害の払拭に向けたPR活動を図ります。

(3) 水産業の振興

① つくり育てる漁業の推進

水産物の安定的、持続的な供給を維持するため、種苗放流や漁場の造成を行うなど、つくり育てる漁業の推進に努めます。

また、久慈湾の湾口防波堤の建設に伴い創出される静穏域において、引き続き貝類養殖等の可能性について検討します。

② 漁港漁村の整備

水産物の安定供給の基盤となる漁港機能の維持・向上と漁村の生活環境及び漁港・漁場の水域環境の改善を図るために、漁港施設と漁業集落環境の整備に努めます。

③ 内水面漁業の振興

自然環境に配慮した川づくりや、淡水魚増殖事業の継続により、内水面漁業資源の保護、振興に努めます。

④ 担い手育成対策

漁業就労環境や生活環境の整備を図るなど、魅力ある漁業環境づくりを目指し、漁業の担い手確保に努めます。

⑤ 水産物の販売力の向上

水産物の販売力強化や付加価値向上への取り組みなどを図る必要があります。

(4) 商工業等の振興

① 起業家に対する支援

地域経済の活性化と雇用の場を創出するため、計画性と意欲のある起業家に対しては、「久慈・ふるさと創造基金」及び「起業・立地奨励補助金」を活用して資金面で積極的に支援し、新事業の創出及び地域産業の振興を図ります。

② 中心市街地の活性化

久慈駅前に賑わい創出の核となる複合施設を整備するとともに、観光バスの待機場を設けた駅前交通広場を整備するほか、久慈市の顔としての久慈駅前周辺の機能及び景観向上に努めます。

また、駅前複合施設とやませ土風館との連携により、中心市街地全体の回遊性向上を図ることで、商店街への波及効果を促進します。

更には、商工会議所等と連携し、個店の魅力向上や空き店舗対策等のソフト事業に取り組むとともに、賑わいの源となる中心市街地常住人口の増加に取り組めます。



③ 商工業の振興

市内の商工業を取り巻く環境は、震災復興の途上であり、未だ厳しい経営を強いられている事業者も存在するため、今後も、国・県と協力しながら、各種支援策を積極的に活用すると共に、引き続き商工会議所とも連携し、経営・融資相談などの拡充に努めます。

④ 雇用機会の創出

地域の特性を生かした企業誘致活動・人材育成事業を推進するとともに、既立地企業へのフォローアップや若年者・非自発的離職者を雇用する事業者への支援を通じて、雇用の場の確保を図ります。

また、若年者の地元就職・定着を推進するとともに、雇用のミスマッチの解消及び高齢者等の就業の機会の促進を通じて、労働力の確保を図ります。

⑤ 内発型産業の創出

地域資源を活用した起業や商品開発、販路の拡大等に対して、県や大学、関係機関等と連携した支援を行うことにより、内発型産業の振興に努めます。

(5) 観光の振興

① 総合産業としての観光の推進

観光産業は、地域内にある全ての産業を集約した総合産業であるとの認識に立ち、農林水産業、商工業等さまざまな業種との連携を図り、産業全体の振興に努めます。

また、観光ガイドの養成や各種体験・交流型の観光を推進することにより滞留性・周遊性を高めるよう努めます。

② お祭り・イベントの充実

久慈秋まつりをはじめ、地域に根ざし親しまれてきた様々な祭事などが受け継がれており、市民の一体感を醸成する行催事のより一層の充実に努めます。

③ 観光資源・施設の整備と観光ルート化の推進

復興道路の整備に伴い、観光客の行動範囲が広がり観光ルートの選択肢が増えるため、より一層観光地間の競争が厳しくなることから、みちのく潮風トレイル、三陸ジオパーク、三陸復興国立公園、あまちゃんのメインロケ地等、市の魅力を生かした広域観光ルートの形成など周辺地域と連携し、観光客の誘客力の強化に取り組みます。

④ 情報発信の強化

観光客の利便性を図るため、電子媒体を用いた情報発信のほか、外国語表示や絵文字等を活用した観光サイン等の充実・強化に努めます。

第3節 将来の主要指標

① 人口指標

総人口は、平成22年の国勢調査で36,872人となっていますが、今後、出生率の低下や若年層の流出などにより減少するものと見込まれ、久慈市人口ビジョンにおける将来展望では、平成37年に31,525人になるものと予測されています。

また、世帯数は、平成37年度に13,100世帯になると見込まれており、1世帯当たりの人員は、核家族化が引き続き進行することや出生率が低い水準で推移することが予想されることから、2.4人に減少するものと予測されています。

(参考) 人口と世帯の将来推計

			前期基本計画 (最終年度)	後期基本計画 (最終年度)		
区	分	H22年 (実績値)	H32年 (予測値)	H37年 (予測値)	増加率 H22⇒H37	
総	人口	36,872人	33,201人	31,525人	-14.5%	
3 区 分 別 人 口	年少人口 (14歳以下)	人口	5,211人	3,743人	3,511人	-32.6%
		構成比	14.1%	11.3%	11.1%	
	生産年齢人口 (15歳～64歳)	人口	21,943人	18,613人	17,027人	-22.4%
		構成比	59.5%	56.0%	54.0%	
老年人口 (65歳以上)	人口	9,718人	10,845人	10,988人	13.1%	
	構成比	26.4%	32.7%	34.9%		
世帯数		14,012世帯	13,573世帯	13,100世帯	-912世帯	
1世帯あたりの人数		2.6人	2.4人	2.4人		

※1 H22年(実績値)は国勢調査結果を使用

※2 H32年、H37年予測値は、久慈市人口ビジョン(平成27年)を使用

人口は、当市の行財政運営に大きな影響を及ぼす重要な指標であり、交通・情報基盤の整備と他地域との連携交流を強化し、地域経済の活性化に繋がる交流人口の拡大を推進するほか、多様な就業機会の確保、子育て支援を図る各種施策を充実するなど、各分野での移住・定住人口の増加対策と人口減少速度の抑制に努め、久慈市人口ビジョンにおいて、平成37年度(2025年度)は31,525人、平成52年度(2040年度)は26,653人の確保を目標として掲げます。



② 産業経済指標

就業人口は、総人口の減少に伴い、下降するものと予測され、また、第3次産業の割合の増加が一層進むものと見込まれます。

市内純生産は、長引く景気の低迷等から平成7年をピークに減少し続けており、当面は750億円前後で推移するものと見込まれます。

市民一人当たりの分配所得は、依然として県央部との所得格差があり、平成13年をピーク（久慈市2,454,255円、岩手県2,475,080円）に減少し続けていることから、今後県平均の85%から90%程度で推移すると見込まれます。

このことから、これまで取り組んできた第一次産業の振興に努め、企業誘致等産業振興施策の一層の充実を図るとともに、さらなる市民所得の向上に繋がる、内発型産業の振興、総合産業としての観光振興及び道路・港湾等産業基盤の整備促進などに努めながら、県平均の市民所得を目標とします。

(1) 就業人口

(単位：人)

区 分	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
久慈市	第1次産業	4,710	3,874	2,718	2,121	1,596
	第2次産業	6,256	6,987	6,455	6,429	4,524
	第3次産業	8,805	9,292	10,103	10,387	10,135
	合 計	19,773	20,158	19,305	18,941	16,282

資料 総務省統計局 国勢調査

(2) 市内純生産

(単位：千円)

区 分	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
久慈市	第1次産業	4,116,673	5,528,360	3,856,018	2,549,372	2,089,182
	第2次産業	17,112,971	23,822,913	26,660,772	24,281,030	14,951,964
	第3次産業	38,443,242	49,745,488	57,630,047	67,527,857	57,773,213
	合 計	57,721,471	76,712,185	85,965,606	83,777,841	74,814,359
岩手県	2,281,036,603	3,043,121,722	3,611,274,121	3,714,803,378	3,246,250,556	2,917,048,566

資料 岩手県県民経済計算・市町村所得年報

注1 過去の推計結果は、推計に利用している県民経済計算の係数の遡及改訂にあわせて改定しています。

2 市村合併前の数値は旧市村を合算した計数値です。



(3) 市民一人当たりの分配所得

(単位：円)

区分	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
久慈市	1,426,761	1,903,150	2,180,303	2,247,440	1,925,488	2,109,265
県平均	1,635,598	2,209,560	2,602,354	2,634,743	2,336,070	2,322,847

資料 岩手県県民経済計算・市町村民所得年報

注1 過去の推計結果は、推計に利用している県民経済計算の係数の遡及改訂にあわせて改定しています。

注2 市村合併前の数値は旧市村を合算した計数値です。



第 4 節

土地利用方針

久慈市は、岩手県北東部に位置し、総面積は624km²を有しています。

東側は、太平洋に面した海岸段丘が連なり、三陸復興国立公園に指定されています。

また、西側は遠島山など標高1,000m以上の山嶺を有する北上高地の北端部にあたり、東流する久慈川・長内川等の河川が急峻な溪谷を形成しながら太平洋に注いでいるなど、自然に包まれたまちです。

土地は、自然環境の保全や公害防止、治山、治水等の効用を有する、市民のための限られた資源であるとともに、市民生活や生産活動の共通の基盤です。

このため、土地の利用に当たっては、市域の自然的、社会的、経済的及び文化的状況に配慮して、健康で文化的な生活の確保と市域の均衡のとれた発展を基本に、公共福祉の実現と自然環境の保全との調和を図り、総合的かつ計画的に行います。

① 農用地

農用地については、食糧供給基盤として、また、豊かな緑の環境を保全するためにも、優良農地の確保に努めながら、農業生産基盤の整備と農業経営の高度化等により効率的な利用を進めます。

また、都市的活動に伴う土地利用の転換にあたっては、農地の持つ公益的機能にも配慮し、無秩序な転換の抑制に努める一方、市街地区域内における農用地は、周辺環境との調和のもとに計画的かつ合理的な土地利用を進めます。

② 森林

森林については、林業生産基盤のほか、自然環境の保全、保健・休養、あるいは保水による災害防止等の公益的機能を有するとともに、緑地として良好な生活環境に寄与していることから、その保全に努めます。

なお、住宅・レクリエーション利用等に伴う土地利用の転換にあたっては、自然環境との調和に配慮します。

③ 河川・水路

河川・水路については、災害防止の観点から、改修に必要な用地の確保を図ります。

なお、河川・水路の整備にあたっては、自然環境の保全や市民の生活環境に配慮するとともに、周辺環境と調和した快適な水辺空間の創出に努めます。



4 道路

一般道路については、円滑な交通の確保を図るだけでなく、生活・生産活動を支える基盤であり、都市の骨格を構成し、交流の場ともなる都市空間を提供するなど多様な機能を果たしています。

このため、道路の安全性、快適性等の向上及び市民の生活環境の保全に配慮しながら、計画的な整備を進めるとともに、必要な用地の確保を図ります。

また、農林道については、農林業の生産性の向上及び農地、森林の適正な管理を図るため、自然条件をはじめ周辺環境の保全に十分配慮するとともに、一般道路を補完する機能をも考慮しながら、必要な用地の確保を図ります。

5 宅地

住宅地については、市街地拡大の抑制を図りながら、都市計画区域内や地域の拠点への居住の誘導を緩やかに進めるとともに、計画的な住宅供給の誘導、調整に努め、土地の有効利用を進めます。

工場用地については、地域経済の活性化や雇用の場の確保など、都市全体に活力を与える企業立地の受け皿となることから、周辺環境の保全に十分配慮し、必要な用地の確保を図ります。

6 その他の用地

公共施設用地については、市民生活の向上や市民ニーズの多様化に対応するため、必要な用地の確保を図ります。

海岸及び沿岸域については、優れた自然環境を提供しているほか、漁港・港湾等の土地利用に加え、レクリエーションの場としても利用されるなど貴重な資源であることから、その活用にあたっては、自然環境の保全に配慮します。



久慈市総合計画

【前期基本計画】

(平成28年度～平成32年度)



第1章 「重点戦略」

いつまでも住み続けたいと思う
まちづくり





第1節

くじの魅力発信プロジェクト

1 現状と課題

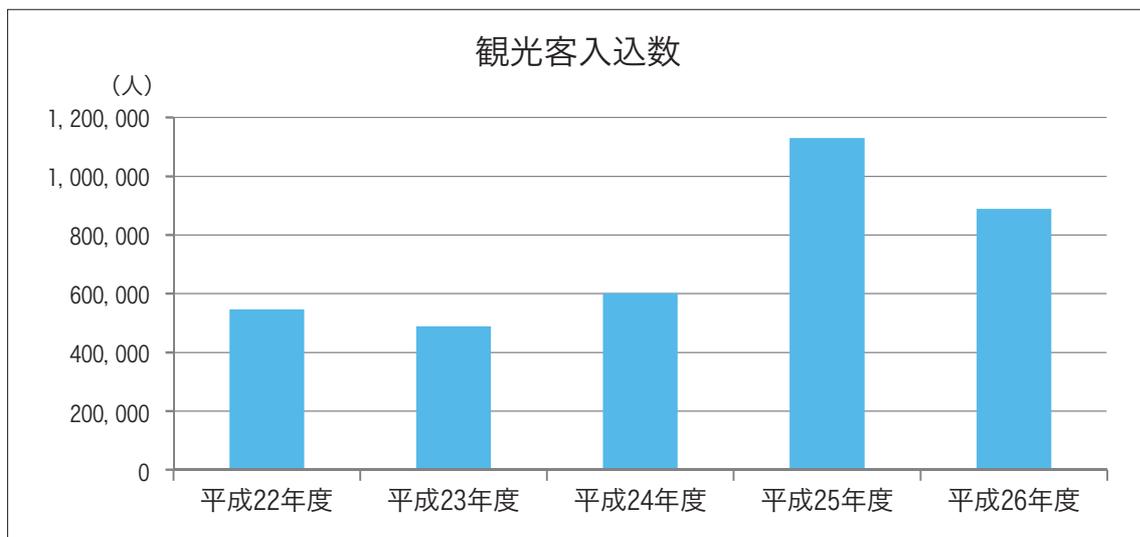
市の知名度は、NHK連続テレビ小説「あまちゃん」の放送により急激に高まり、国内外の観光客数は大幅に増加しました。

しかし、観光客の受け入れについては改善すべき点が明確となり、観光ニーズの把握と情報発信の強化、外国語表記も含めた観光サインの整備、市民が市の魅力に自信を持ってPRできるような意識醸成に向けた対策などに取り組む必要があります。

また、市は海と山に囲まれた自然環境ならではの食資源が豊富にあり、特にも、あまちゃん放送以降に有名になった「まめぶ」や「ウニ」、赤身が美味しい「日本短角牛」が注目されていますが、観光客からは「どこで食べることができるのかわからない」などの声もあり、「食」に関する情報を効果的に発信する必要があります。

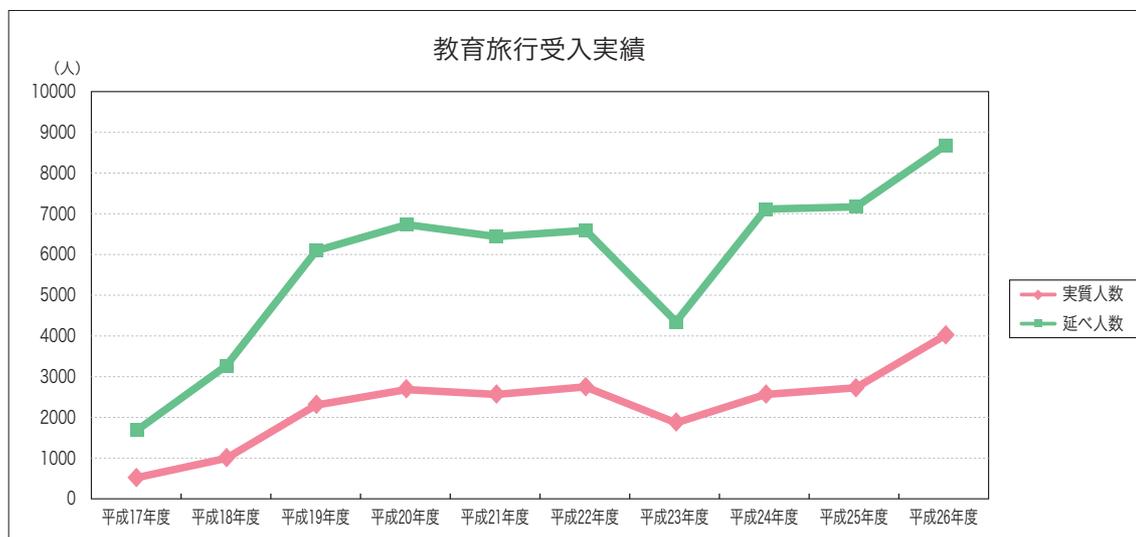
市民の温かな人柄と豊かな自然・産業に触れられる市独自の教育旅行は、自然豊かな農林漁家に民泊する農山漁村文化の体験、農林漁業の体験、シャワークライミングをはじめとする自然体験など地域資源を生かした多様な体験プログラムとプランの提供により、年々、受入数が増加しています。

しかし、受入数が増加している反面、当市の魅力を説明し、観光地を案内できる観光ガイドや申込窓口が充実していない他、体験インストラクターや民泊の受け入れ先の高齢化が進んでいることから、観光ガイドの人材育成や受入体制の整備などに取り組むことが急務です。



資料：岩手県観光統計

- 第1章 序論
- 第2章 基本構想
- 第1章 重点戦略
- 第2章 基礎戦略1
- 第3章 基礎戦略2
- 第4章 基礎戦略3
- 付属資料



資料：観光交流課調べ

2 施策の方向（目指す姿）

① おもてなしと魅力発信の体制強化

従来の観光資源の活用と併せ、新たな観光資源の発掘に取り組むとともに、観光関係団体との連携強化により情報・観光客のニーズなどの共有化を図り、魅力向上に取り組めます。

また、観光サインの整備を行うとともに、市民の意識の醸成を図りながら、市民全体がおもてなしの心で観光客を迎え入れる体制を整え、国内外からの誘客のためのPR活動に取り組めます。

さらに、観光客の求める情報についてはコーディネーターの設置など適切に対応できる体制を整備し、パンフレット、インターネット、SNS、北三陸久慈市ふるさと大使（※）により市の観光地や食材・土産品などの情報、そして、あまちゃんのメインロケ地として市の魅力発信の強化に取り組めます。

② 体験インストラクター・観光ガイドの人材育成などの推進

市の魅力をより一層感じてもらうため、体験インストラクターの人材育成、民泊受け入れ先の拡大、ふるさと体験学習協会などの支援を強化するとともに、更なる体験プログラムなどの充実に取り組めます。また、併せて観光ガイドの人材育成と観光ガイド窓口の一本化に取り組めます。

※北三陸久慈市ふるさと大使…久慈市出身者のほか、久慈を訪れたことがある方、または市内に在住、勤務、在学などの経験がある方で、久慈のPRに務めていただける方



第1章 「重点戦略」 いつまでも住み続けたいと思うまちづくり

3 施策展開における役割

市民、自治会、事業者、団体などに期待される役割	<ul style="list-style-type: none"> ・市民は、おもてなしの心で観光客を迎え入れることが期待されます。 ・体験インストラクター、観光ガイド、民泊の受け入れ先は、それぞれの活動により市の魅力を伝えることが期待されます。 ・観光関連団体などは、情報・ニーズの共有化により観光資源の魅力向上に取り組むことが期待されます。
市の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・あまちゃんのメインロケ地として、あまちゃん効果を最大限に活用した情報発信に取り組みます。 ・民泊受入先の拡充のため家屋等の改修費の補助や、体験インストラクターや観光ガイドの人材育成に努め、観光関連団体などと連携し市の魅力発信に取り組みます。

4 主な事務事業

事業名	事業主体	事業概要
外国人観光客おもてなし事業	市	外国人観光客の誘客を行う。
紹介宣伝事業	市	観光情報の紹介宣伝活動により、当市への観光客の誘客につなげる取り組みを行う。
北三陸「あまちゃん」観光推進協議会負担金	北三陸「あまちゃん」観光推進協議会	誘客宣伝、観光客の受入態勢に関する事業を行う。
体験型教育旅行受入事業	市、ふるさと体験学習協会	自然体験学習、教育旅行等の受入体制の整備を行う。
農林漁家民泊整備事業	市（補助）	民泊受入農村漁家の家屋等の改修を支援する。

5 目標（基準：平成26年度）

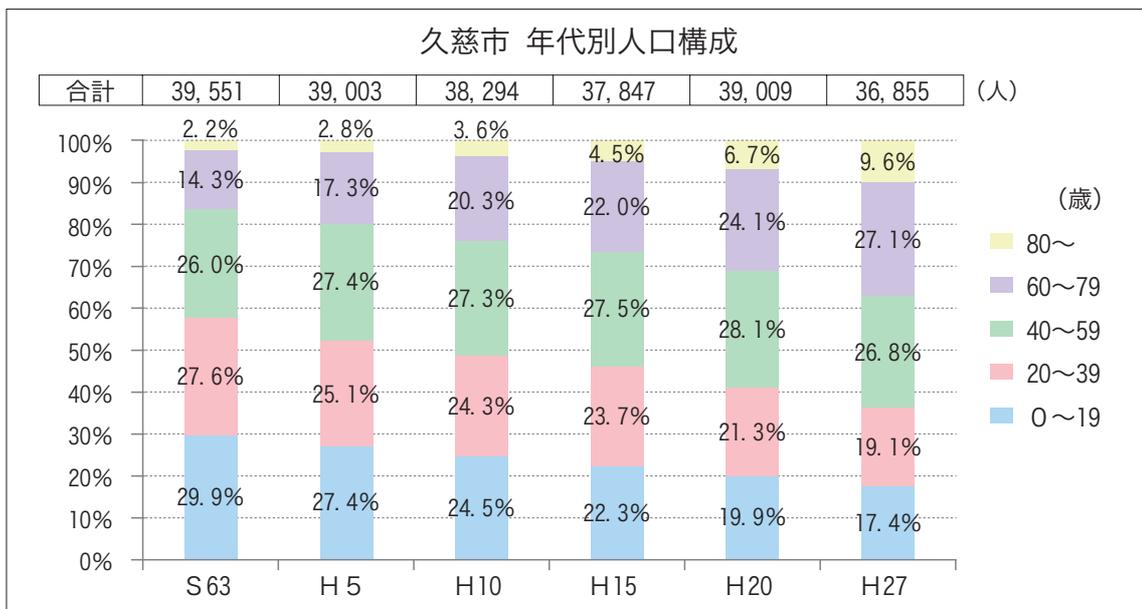
指標	H26	H28	H29	H30	H31	H32
久慈市の観光客数（人）	888,310	910,000	930,000	950,000	970,000	1,000,000
観光ガイド登録者数（人）	0	10	20	30	40	50
教育旅行・キャンプなど受入人数（人）	8,812	9,600	10,000	10,400	10,800	11,200

第1章 論
第2章 基本構想
第1章 重点戦略
第2章 基礎戦略1
第3章 基礎戦略2
第4章 基礎戦略3
付属資料

1 現状と課題

市では全国の多くの市町村と同様に少子高齢化が進んでおり、同時に若年層の市外流出が止まらず人口減少に大きく影響を与えています。また、少子高齢化と人口減少の一方で、世帯数は増えており、核家族化と高齢者単独世帯の増加が進行しています。

このように、市民の世代構成の変化、人口減少等により、町内会や自治会では若年層における人員不足が発生し、世代交代が進まずこれまでの活動を維持できない地域が出てきています。また、草刈・清掃活動や住民同士の見守り、小さな困りごとの助け合いといった地域づくりの基本となる「地域の支え合う力」が衰退してきており、地域を活性化するためのさまざまな取り組みが必要となっています。



資料：市住民基本台帳

近年の町内会を取り巻く環境

- ・少子高齢化、若者不足により、活動力低下・後継者不足が進み、世代交代が困難。
- ・若い人は日中仕事をしている影響で町内会活動全般参加が難しい。
- ・活動の意義があいまいで、地域に自信を持てるようにするにはどうしたら良いか。
- ・市の先導的な役割や、市職員・市職員OBの積極的な参加に期待する。
- ・地域活性化したいと思うが、アイデアも人員も不足している。

資料：H25年度町内会長アンケート、H24～H27年度市政懇談会



2 施策の方向（目指す姿）

① コミュニティカルテづくりの推進

地域住民がコミュニティ活動に取り組む際の一つの指標となるように、ふるさと点検（※1）で得られた地域の課題やお宝・資源などをコミュニティカルテとしてまとめます。また、研修会などを通じて、地域づくりについての意識啓発を図るとともに、コミュニティカルテや協働事業、各種助成事業などの情報を発信することで、市民がやりがいと自信を持って参加することができる地域づくりを目指します。

② コミュニティコーディネーター（※2）の育成

将来のコミュニティ活動の担い手となる若い世代をコミュニティコーディネーターとして育成するとともに、コミュニティ活動への参加を促します。

③ コミュニティサポート体制の強化

コミュニティ団体へのサポート体制の強化を通じて団体の活動を後押しし、活動を通じて地域の価値が高まることで、市民が住んでいて良かったと思えるまちづくりを目指します。

また、多様なコミュニティ（若者同士、よそ者同士、同じ趣味など）が活動しやすい環境をつくり、困りごとを抱える住民を支えられる組織づくりも後押しします。

※1 ふるさと点検…地域住民同士が、地域の課題やお宝・資源を再発見し、地域の魅力を向上させるための活用法を検討するワークショップ

※2 コミュニティコーディネーター…地域課題の解決につながる活動の提案と実現に向けた調整を行う地域人材

3 施策展開における役割

市民、自治会、事業者、団体などに期待される役割	<ul style="list-style-type: none"> 市民は、ふるさと点検などに参加し、地域の課題や魅力を共有しながら地域活動へ積極的に参加することが期待されます。 町内会や自治会は、ふるさと点検など、地域の集まりに市民が参加しやすい環境づくりに取り組むことが期待されます。 若い世代は、コミュニティコーディネーター育成のための出前講座などを積極的に活用することが期待されます。 コミュニティ団体（※3）は、多様な事業を展開することが期待されます。
市の役割	<ul style="list-style-type: none"> 地域の課題やお宝などについて話し合いの場を設け、地域情報の共有を後押しします。 町内会や学校などと連携し、若い世代のコミュニティ活動への参加を促し、組織の担い手として育成に取り組みます。 出前講座やワークショップなどでの提案を他の地域のコミュニティ組織などに提供し、コミュニティ活動の活性化を図ります。 コミュニティ支援制度を集約し、相談窓口や利用しやすい補助制度を通じて組織の活動をサポートします。また、職員の地域活動への参加に取り組みます。

※3 コミュニティ団体…市内で活動する町内会・自治会、NPO、ボランティアなどの団体

第1章 論 第2章 基本構想 第1章 重点戦略 第2章 基礎戦略1 第3章 基礎戦略2 第4章 基礎戦略3 付属資料



4 主な事務事業

事業名	事業主体	事業概要
ふるさと未来づくり事業	市	地区公民館を地域コミュニティの核とした地域づくりを推進する。
地域コミュニティ振興事業	市（補助）	市内で組織される団体等が行う事業を支援する。
地域おこし協力隊設置	市	地域おこしの支援や地域協力活動に取り組む。
集落支援員設置	市	ふるさと点検を実施し、住民と住民、住民と市との間で集落の現状、課題、あるべき姿等について話し合いを促進する。

5 目標（基準：平成26年度）

指標	H26	H28	H29	H30	H31	H32
地区単位の地域づくりワークショップ等の開催回数（回）	0	8	8	8	8	8
出前講座などの開催回数（回）	0	3	5	8	10	12
地域コミュニティ振興事業等件数（件）	33	35	38	40	40	40



第3節

安心・安全のまちプロジェクト

1 現状と課題

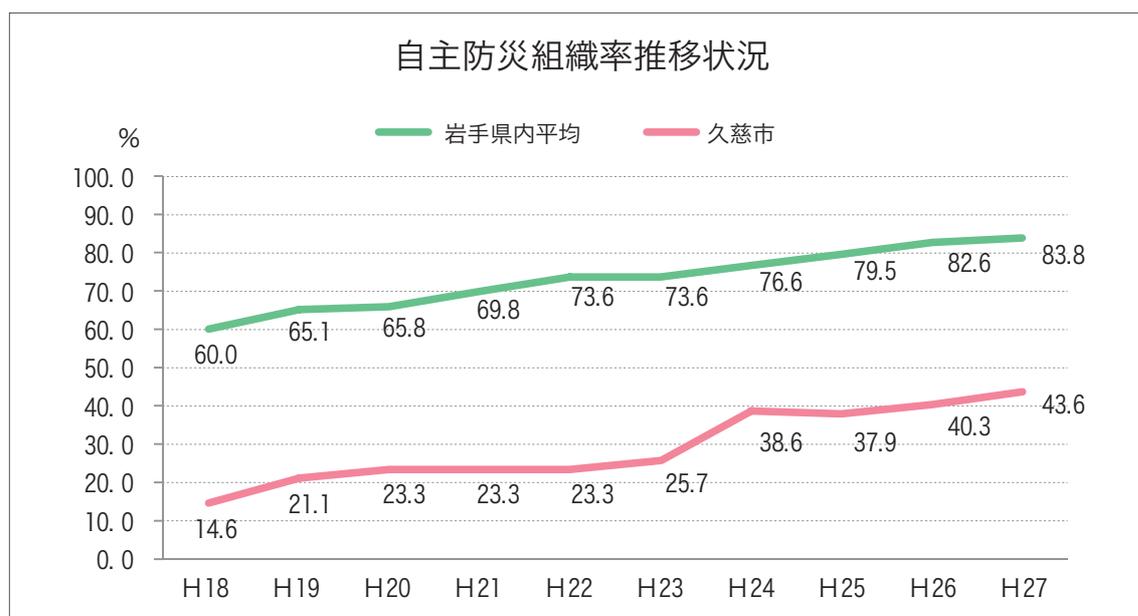
防災行政無線は現在、262局の屋外子局を整備し、災害発生時や防犯などにおける市民への情報提供を行っています。

しかし、防災行政無線の難聴世帯があることや強風や大雨などによる自然条件、家屋の機密性の高さといった事由により聞き取りにくい場合があり、補完的対策として、防災情報メルマガ配信サービスや防災無線電話再応答サービス、消防団による地域住民への広報依頼などにより対応しています。

個人の防災意識については、「自分は大丈夫」という過信やハザードマップなどの防災資料の未活用など、防災に対する意識が低い傾向にあります。

また、地域内においては、自主防災組織の組織率の低さなどが課題であり、地域の防災力を高める取り組みが必要です。

自主防災組織に関する説明会や講習会については、依頼に応じて開催し、自主防災組織の必要性について説明していますが、組織率は未だ低い状況です。平成27年度当初における岩手県内の平均組織率は83.8%ですが、市内の組織率は43.6%と大きくかけ離れている状況にあり、取り組みの強化が必要です。



資料：消防防災課調べ



2 施策の方向（目指す姿）

① 防災・防犯情報の共有体制の強化

防災行政無線の整備による難聴世帯の解消を基本に、放送内容をメール等でお知らせする防災情報メルマガ配信サービスへの加入促進や、聞き逃した放送内容等を電話で再確認できる電話再応答サービスの周知に努めるとともに、悪天候等でも家の中で確実に聞き取れる個別受信機の配置など、市民への防災・防犯情報の伝達方法について検討します。

② 自助・共助による防災力の充実

地域の防災説明会の開催などによる防災意識の啓発と自主防災組織の結成や活動支援を行います。

また、久慈市津波避難訓練の参加者数の向上に取り組み、学校などにも参加を呼びかけ、幼少期からの防災意識の醸成を図ります。

③ 自主防災組織の拡大に向けた支援

説明会など、自主防災組織の組織率の向上に引き続き取り組みます。

また、活動のアドバイスや各種助成事業の活用など、組織が活動しやすい環境づくりに努めます。

3 施策展開における役割

市民、自治会、事業者、団体などに期待される役割	<ul style="list-style-type: none"> 市民は、有事の際に備え、日ごろから避難準備に心がけることが期待されます。 自主防災組織は、個人の防災意識と地域の防災力を高めるための役割を果たすことが期待されます。
市の役割	<ul style="list-style-type: none"> 防災行政無線の整備などを行い、災害時などの情報提供に努めます。 防災説明会の開催や津波避難訓練の実施、自主防災組織の結成・育成を支援します。 自主防災組織の結成における説明会や講習会、運営のアドバイスや各種助成事業の活用など、組織の活動を支援します。

4 主な事務事業

事業名	事業主体	事業概要
災害対策事業	市	災害に関して、必要な災害予防、災害応急対策を行う。
自主防災組織資機材整備事業	市（補助）	自主防災組織の結成及び活動を支援する。



第1章 「重点戦略」 いつまでも住み続けたいと思うまちづくり

5 目標（基準：平成26年度）

指標	H26	H28	H29	H30	H31	H32
防災行政無線の難聴世帯の解消（世帯）	89	71	53	35	17	0
自主防災組織率（%）	40.3	50.8	58.1	65.4	72.7	80.0
津波避難訓練の参加者数（人）	1,025	1,250	1,300	1,350	1,400	1,450



第4節

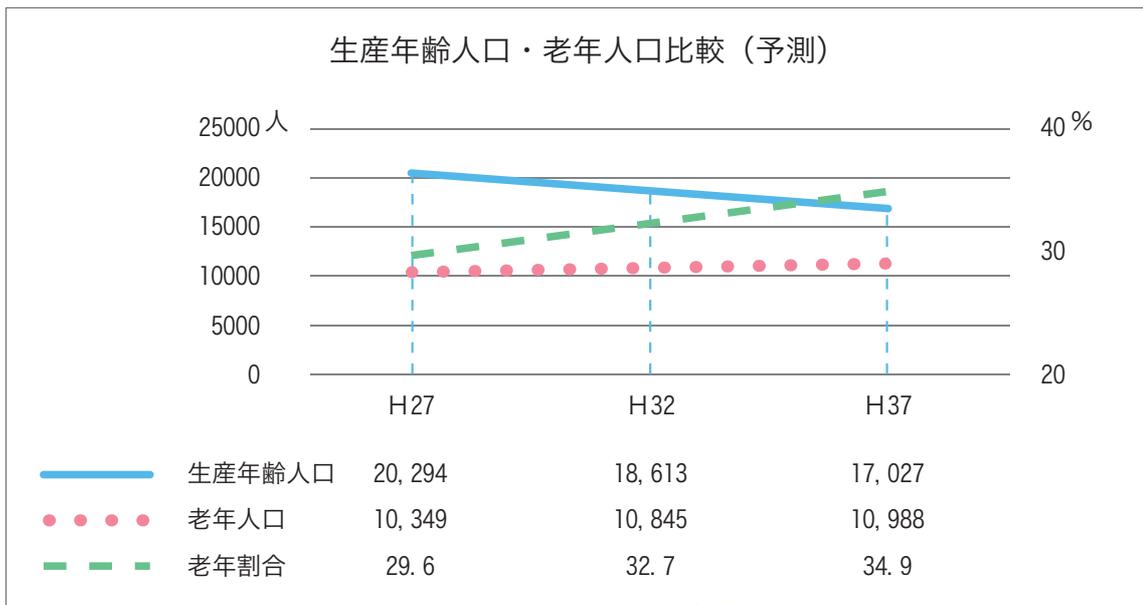
みんなに愛されるマイバス・マイレールプロジェクト

1 現状と課題

市民バス利用者の年齢層は、8割以上が60歳以上の高齢者で、その主な利用目的は、通院、買い物などです。

県立久慈病院を経由する循環線の整備により利用者からは一定の満足を得られているものの、経路が延長されたことにより市の委託料の負担は増えています。市民バスの運行にかかる費用は平成26年度の実績で年間約5,000万円。約1,800万円は運賃として利用者から市民バス運行委託事業者へ、市は単独財源から約3,200万円を運行委託料として市民バス運行委託事業者へ支出しています。

交通弱者の交通確保は欠かすことのできない重要な取り組みですが、一方で、市民バス運行にかかる収支の改善を図らなければ持続が難しい状況にあります。



資料：久慈市人口ビジョン



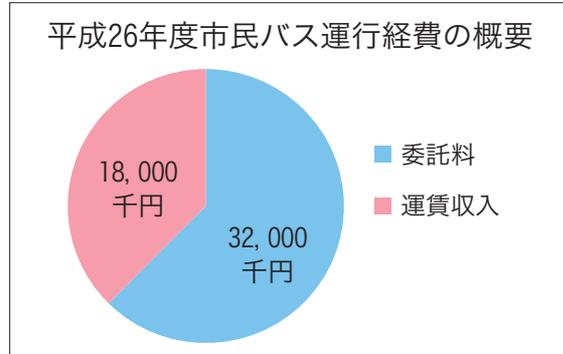


第1章 「重点戦略」 いつまでも住み続けたいと思うまちづくり

●市民バス利用者の年齢層トップ3

1位	70代	35.2%
2位	80代	32.5%
3位	60代	15.4%
計		83.1%

資料：地域づくり振興課調べ



資料：地域づくり振興課調べ

●市民バス導入年度から現在までの運賃収入とバス運行委託料

年度	人 員	運賃収入	運行委託料	備 考
20	81,250	22,167,072	32,806,717	・市民バス運行開始 ・3年契約
21	77,588	20,045,695	33,068,312	
22	75,428	19,150,558	32,681,657	
23	56,932	16,852,385	18,492,286	・川崎町循環線を廃止し、県立病院中心の経路に見直し。 ・競走入札による委託料減
24	56,595	16,674,315	19,610,674	
25	62,922	18,432,284	18,967,544	・あまちゃん効果による人員増
26	63,513	18,140,745	32,046,417	・ショッピングセンター経由の追加 ・経路延長による委託料増
合計	474,228	131,463,054	187,673,607	

資料：地域づくり振興課調べ

2 施策の方向（目指す姿）

① 交通網の効果的・効率的な構造転換の推進

住み慣れたところで通院や通学、買い物など安心して暮らすことができるようにするため、市街地のポイントを結ぶ幹線交通と、生活を支える支線交通を結ぶ交通網を整備し、面的な交通ネットワーク整備による効果的かつ効率的な運行と、市民と共に地域それぞれに合った交通の確保を目指します。

② 愛着あふれる公共交通の推進

利用促進イベントや乗り方教室など子どもから大人まで公共交通機関に触れ合える機会をより多く作ることでマイバス・マイレールの意識付けを図るとともに、利用促進の啓発を通じて公共交通の必要性や意義など住民・企業・行政を含めた地域全体が理解しあう社会を目指します。



3 施策展開における役割

市民、自治会、事業者、団体などに期待される役割	<ul style="list-style-type: none"> ・市民は、公共交通の利用に努めるとともに、公共交通空白地有償運送（※）など、地域内の移動手段を市と共に検討することが期待されます。 ・事業者は、公共交通の利用促進への協力と公共交通を利用しやすい職場環境をつくることを期待されます。 ・運行事業者は、誰もが利用しやすい環境づくりに努めることが期待されます。 ・学校・家庭は、公共交通の重要性に関する教育について取り組むことが期待されます。
市の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・経費などの情報を市民に広く周知するとともに、利用者のニーズの把握に努め、効果的かつ効率的な運行経路の設定に努めます。 ・市民が「私たちの公共交通」として愛着を持てるような取り組みを展開します。

※公共交通空白地有償運送…乗合バスでは住民の生活の足を確保することが困難な過疎地域や交通空白地帯において、NPO法人や認可地縁団体等が運輸支局に登録し、自家用自動車を使用して行う住民の輸送手段

4 主な事務事業

事業名	事業主体	事業概要
路線バス運行事業	市	市民バスの委託運行を行う。
三陸鉄道運営費補助事業	市（補助）	三陸鉄道の存続を目的に行う財政支援
住民目線の時刻表作成	市	利用者がわかりやすい時刻表を作成する。
バスの乗り方教室	バス事業者	小学生を対象にしたバスの乗り方教室を開催する。
三陸鉄道企画列車	市	三陸鉄道を活用したイベント列車の企画・運営を行う。

5 目標（基準：平成26年度）

指標	H26	H28	H29	H30	H31	H32
市民バス利用者数（人）	63,516	66,700	70,000	70,000	70,000	70,000
利用促進イベント参加者数（人）	61	70	150	270	300	300



第5節

安心できる医療福祉のまちプロジェクト

1 現状と課題

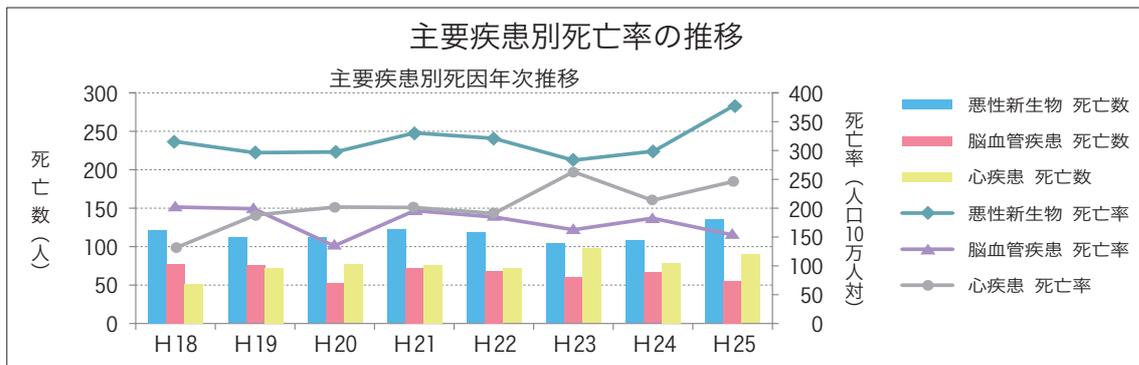
市の死亡原因の上位は悪性新生物（がん）、心疾患、脳血管疾患となっています。心疾患や脳血管疾患などの生活習慣病は予防や早期発見により、発病を遅らせたり症状の改善に繋がることから、各種がん検診特定健康診査等の受診率の向上が重要です。

また、市の自殺死亡率は岩手県平均よりも高齢者世代が高い状況にあります。働き世代からの発生もみられており、さらなる予防対策が重要です。

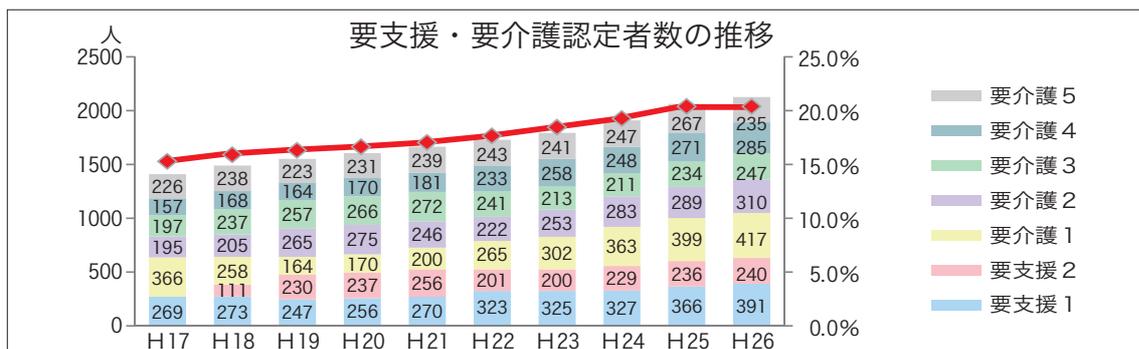
介護を必要とする人や高齢者のみの世帯は増加しており、高齢者の孤立による孤独死や引きこもりが問題となっています。

これまで、高齢者に対しては近隣住民や民生委員などが見守りや生活支援を行っていますが、これらの個人による支援には限界があり、地域全体で取り組みを進める必要があります。また、地域と高齢者のつながりを再構築し、高齢者が社会に参画できる体制づくりや高齢者の生活支援のニーズに対応することも必要です。

医師不足は全国的に大きな問題となっており、市でも同様に医師不足に苦慮している状況です。その中でも特に深刻な問題が周産期医療の医師不足。安心して子どもを産み育てる環境を整える上で大きな課題となっています。



資料：岩手県保健福祉年報



資料：久慈広域連合調べ（各年9月30日現在）

第1章 序論
第2章 基本構想
第1章 重点戦略
第2章 基礎戦略1
第3章 基礎戦略2
第4章 基礎戦略3
付属資料



2 施策の方向（目指す姿）

① 心と体の健康維持に向けた支援

「自らの健康は自らが守る」を基本に市民の健康維持・向上に努めるとともに、心の健康づくりに努め自殺の予防に取り組みます。

② 高齢者を見守り・支え合う環境の構築

地域、事業者、市が日ごろの見守り活動や地域活動を通じた連携体制を整えることで、地域全体で高齢者を支える共助の力を育み、福祉コミュニティ（※）の醸成につなげるよう取り組みます。

また、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられる環境の整備や、積極的に地域活動に参加することで生きがいを持って生活し続けられる体制づくりに取り組みます。

③ 地域のニーズに対応した医療環境の整備

周産期医療の医師確保対策に努め、安心して出産できる環境を整備するとともに、久慈市出身の医師の人材育成にも取り組みます。

※福祉コミュニティ…地域で援護を必要とする人やその家族が住みなれた地域で通常の生活をするように、平常時の見守りや支えあいの中から出てきた課題を地域で話し合い、地域で取り組むことができるコミュニティ

3 施策展開における役割

市民、自治会、事業者、団体などに期待される役割	<ul style="list-style-type: none"> ・市民は定期的ながん検診や特定健診などを受け、健康の保持増進に努めることが期待されます。 ・高齢者は、健康で自立した生活を送るとともに、これまでの知識や経験を生かして地域活動に積極的に参加することが期待されます。 ・市民は、定期的な妊婦健診などによる母子の健康保持に取り組むことが期待されます。 ・地域は、見守りや生活支援を通じて高齢者との関係づくりに努め、助け合いながら生活できる地域づくりを目指すことが期待されます。 ・福祉事業者は、支援に関わっている団体等と連携を図り、高齢者の多様なニーズに迅速かつ的確に対応することが期待されます。 ・健診事業者や病院は、市民が受けやすい検診体制づくりに努めることが期待されます。
市の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・望ましい生活習慣の啓発普及を図り、健診体制の充実と心と体の健康を守るための取り組みについて体制づくりと強化の支援を行います。 ・関係団体などと連携し、情報の発信や情報共有を積極的に行い、高齢者の見守り・生活支援が充実した環境の構築に努めます。 ・医師の人材確保に努めるとともに、医師育成について関係機関と協力し、久慈市出身医師の育成に取り組みます。 ・周産期医療および妊産婦支援について、県、医療機関、その他の関係機関と連携して取り組みます。



第1章 「重点戦略」 いつまでも住み続けたいと思うまちづくり

4 主な事務事業

事業名	事業主体	事業概要
健康増進事業	市	市が、ライフステージに応じ各種検診事業を実施し、心身の健康づくり推進する。
ふれあいサロン事業	市、社協（補助）	高齢者を対象としたひきこもり防止などを目的に、親睦会や交流会を開催する小グループを支援する。
医師確保対策事業	市、関係機関	中・高校生などを対象に、地元で働く医師の確保につながる人材育成を実施する。
お産・育児支援事業	市	ハイリスク妊婦の健診や出産に係る費用の一部を助成（出産祝金（商品券））する。

5 目標（基準：平成26年度）

指 標		H26	H28	H29	H30	H31	H32
がん健診受診率（%）	胃がん	19.7	25	31	37	43	50
	肺がん	34.5	37	40	43	46	50
	大腸がん	30.3	34	38	42	46	50
ふれあいサロン延べ参加者数（人）		12,978	14,200	14,300	14,400	14,500	14,600
久慈医療圏人口10万人当たりの医師数（人）		134.4	135.9	136.7	137.6	138.4	139.3

※久慈医療圏人口10万人当たりの医師数のH26の欄はH24の数値を使用。



1 現状と課題

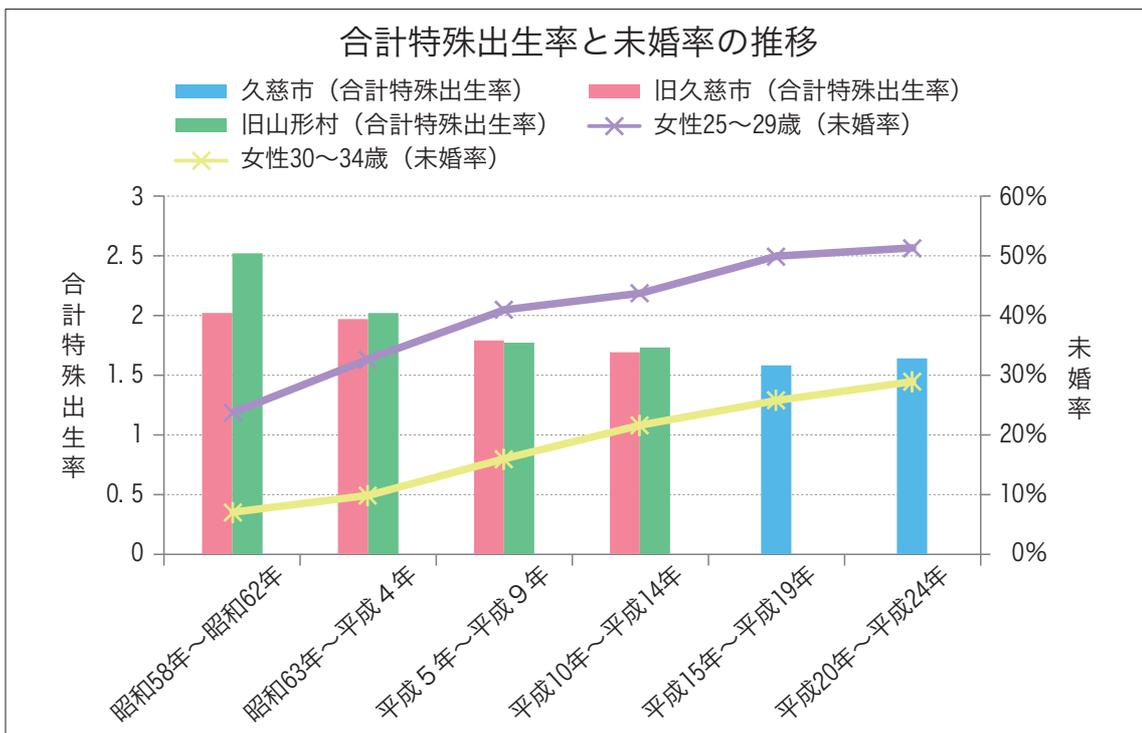
市の合計特殊出生率は全国・県平均より高い水準にあるものの、若年人口の減少によって、出生数そのものは減少を続けています。

また、年齢別出生率では20代女性で全国・県平均より高い水準にあることから、若い世代で子を持つ傾向にあります。全国的な流れと同じく20歳から30歳代女性の未婚率は上昇傾向で、晩婚化（初婚年齢の高年齢化）は近年、県平均を上回っています。

全国の各市町村と同様に市の出生数も減少を続けており、少子化対策としての子育て支援の充実が一層重要です。

また、市民に対するアンケート調査の結果から、「子育て支援に満足している」と回答した児童を持つ親の割合は少なく、子育て支援に対する満足度の平均値は「ふつう」という結果から、「久慈市で子育てができて楽しい、良かった」と感じられるような取り組みが必要です。

若年人口の減少によって出生数が減少し、併せて晩婚化が進み未婚率も上昇しています。地元に着定するためには、生まれ育った地域の魅力に気づき、愛着を持つことがその要素の一つとして重要であり、地元で働きたい、地元のために貢献したいと思う若者が増加する取り組みが求められています。



資料：厚生労働省「人口動態保健所・市区町村別統計の概況」、総務省統計局「国勢調査」



2 施策の方向（目指す姿）

① 結婚に向けた総合的支援の実施

毎年の出生数を維持確保し、将来の老年人口減少を見据えながら人口の自然増減幅の拡大を防ぐため、若い男女目線の未婚者対策として、男女の出会いが創出されやすい日常空間・環境の創造に取り組みます。

また、縁結び支援員による結婚支援活動の推進や出会いの機会の創出につながる結婚支援イベント実施団体などへ補助を行うなど、少子化対策の一環として結婚に対する意識の醸成を図るとともに、将来的な結婚、出産につながる取り組みを推進します。

② 親子が過ごしやすい生活空間・環境の充実

子どもの成長に応じた、親子がともに過ごしやすく女性にやさしい生活空間・環境の創造を図るため、授乳やおむつ交換スペースの普及推進、子育て親子の遊び場の拡充など、子育てにやさしい環境づくりに取り組みます。

また、地域（お年寄りなど）と学校（子ども）が日常的に繋がることができ、夫婦がともに安心して働くことができる共生型のコミュニティ空間の創造に取り組みます。

③ 地域の魅力体験・体感型教育の推進

子どもたちが地域の魅力を体験・体感することを通じて地元愛を育む教育に取り組むとともに、当地域で暮らしていく将来が思い描けるような地域人材の育成に取り組まします。

3 施策展開における役割

<p>市民、自治会、事業者、団体などに期待される役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭・地域・職場は、結婚希望者の個性や希望が多様であることを認識し、その人に合った婚活を一緒に考えることが期待されます。 ・市民や地域住民は、子育て支援に理解を深め、地域全体で協力しながら、子育てしやすい環境づくりに関わっていくことが期待されます。 ・市民（子ども）は、体験・体感によって地域の魅力を再認識し、地元愛を育み、地元で生活することが期待されます。 ・事業者は、婚活パーティーなどを通じて、出会いの場を創出することが期待されます。 ・事業者は、従業員や利用者の子育て環境への意識を高め、環境改善の取り組みに関わることが期待されます。
<p>市の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・未婚者や市民などへの情報提供、出会いの機会の創出支援など結婚支援事業を実施し、結婚を応援する気運の醸成や結婚希望者への支援に取り組めます。 ・市民が子育ての楽しみや喜びを感じられるよう、子育て親子に配慮した環境整備に努めます。 ・若者が定着するための子育て環境の充実と地元愛を育む各種教育カリキュラムの充実に取り組めます。

第1章 論
第2章 基本構想
第1章 重点戦略
第2章 基礎戦略1
第3章 基礎戦略2
第4章 基礎戦略3
付属資料



4 主な事務事業

事業名	事業主体	事業概要
結婚支援イベント補助事業	市（補助）	結婚支援イベントなどを実施する団体等を支援する。
縁結び支援事業	市、 縁結び支援員	縁結び支援員が、結婚希望者の結婚相談や出会いの場のセッティングなど結婚に至るまでを支援をする。
子育てにやさしい環境づくり事業	市、団体	保護者が安心して出かけられるよう、授乳やおむつ交換スペースの普及推進を図る。
体験型教育旅行受入事業	市	体験型教育旅行の市内外からの受け入れにより交流人口拡大を図る。

5 目標（基準：平成26年度）

指標	H26	H28	H29	H30	H31	H32
成婚数（組）	154	141	139	138	136	135
子育て支援に関する満足度 平均値（ポイント） ※市民満足度アンケート	2.8	3.1	3.2	3.3	3.4	3.5
教育旅行・キャンプ等受入 人数（人）	8,812	9,600	10,000	10,400	10,800	11,200

※「成婚数」のH26の欄の数値はH25の数値を、「子育て支援に関する満足度平均値」のH26の欄の数値はH27の数値を使用。





第7節

魅力ある仕事起しプロジェクト

1 現状と課題

市では、雇用条件や職種により、事業所側は「求人を出したのに人が集まらない」、求職者は「働きたい仕事がない」という、いわゆる「雇用のミスマッチ」が生じているほか、出稼ぎが盛んであった地域事情もあり、家族も含めて県外での就労に抵抗が少ない環境にあります。このことから、高卒新卒者の県外就職率が岩手県内の平均に比べて高い状況が続いています。

現在、市内事業所では、復興需要などにより以前に比べ求職者の採用意欲は高まっているものの、若者の県外流出や人口減少などにより、十分な労働力が確保できないことが懸念されています。また、就職後の離職やKターン（※）、就職者の雇用先の選択肢が少ないといった課題もあります。

新しい視点で事業拡大を目指す企業などが存在しているものの、東日本大震災の影響や社会経済状況の低迷による売り上げの減少など、厳しい環境に直面している企業は未だ多く存在しています。

産業の集積が不十分な当地域でこのような状況に対応するため、既存企業の事業拡大はもとより、新しい視点による起業や企業の新分野への展開などにより、商工業の活性化を図る必要があります。

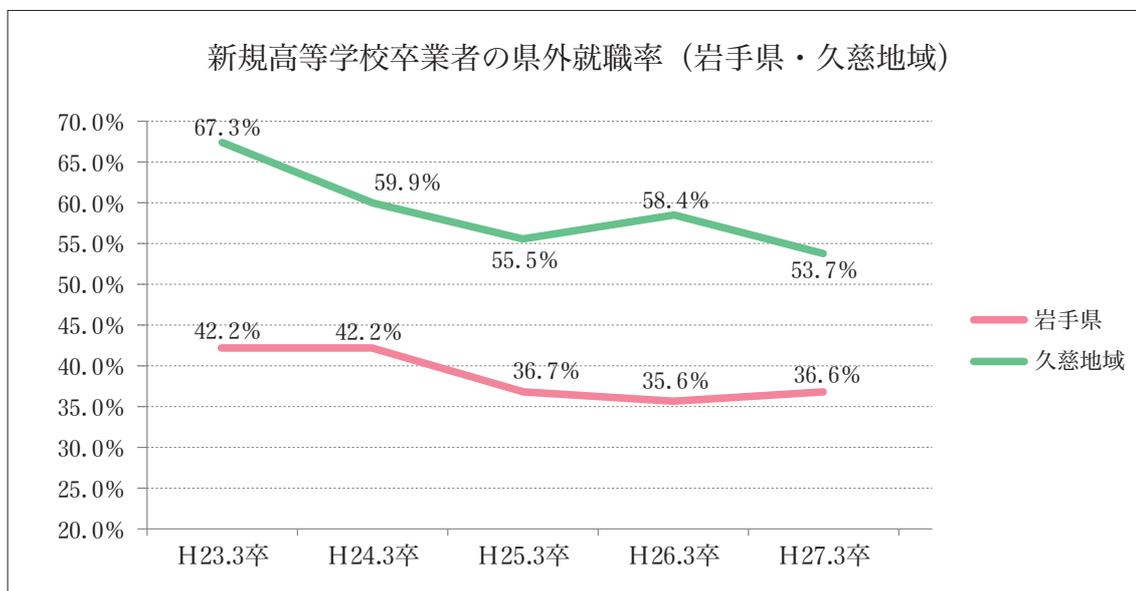
併せて、市が有する地域資源に磨きをかけ、関係機関と連携を図りながら、魅力ある地域産業による雇用の場の拡大・創出を進める必要があります。

市内には質の高い地域資源を生かした特産品が数多く存在しているほか、縫製業、造船業や精密機械製造業など高い技術力を有している企業が立地しています。また、三陸沿岸道路や国道281号の整備、北海道新幹線の開通などにより、市を取り巻く人や物の流れは大きく変わることが予想されます。

地域産業の活性化には、豊かな農林水産物や琥珀などの地域資源、市内企業の製品など、販路拡大・高次加工化を図る必要がありますが、一方でこれらの資源は市内外の方に十分に浸透している状況ではありません。

多くの方に久慈の魅力（資源）を知っていただき、新たな企業間連携、加工・販路拡大につなげ、地域資源などの魅力を効果的に発信していく必要があります。

※Kターン…「久慈市（Kuji）へのU・J・Iターン」を総称した造語（K-uji ターン=Kターン）



資料：久慈公共職業安定所調べ

2 施策の方向（目指す姿）

① 職業意識の醸成に向けたキャリア教育の推進

市の産業を担う人材の確保につながるため、市内事業所の魅力を知り、地元への就職に関心を高めてもらうための取り組みとして、児童・生徒を対象としたキャリア教育などの充実を図ります。

② 起業者などに対する支援体制の構築

冷涼な気候や、三陸沿岸道路の完成に伴う新たな流通体系の活用など、市の強みを生かした企業や研究機関などの誘致、豊かな地域資源を生かした既存企業や各種団体間の連携による6次産業化、新事業の創出に向けた取り組みなど、意欲のある起業者や事業者に対し、産学官金が一体となって資金面や販路開拓などの経営課題の解決を支援する体制を構築します。併せて、事務の効率化やワークライフバランスの構築など人材管理面等での支援を行い、魅力ある雇用環境の創造を支援します。

また、新たなビジネスモデル構築など、市民所得の向上につながる、働きがいや魅力ある雇用の場の創出に向けて取り組みます。

③ 地域資源・企業の魅力発信の強化

インターネットやSNS、北三陸久慈市ふるさと大使などを通じた地域資源や企業の魅力発信を強化することにより、より多くの方に市の魅力を伝えます。

また、市内事業所の情報発信力の強化を支援するとともに、マッチングイベントなどへの参加を支援することにより、新たな事業の展開を促進し、雇用の拡大につなげます。



3 施策展開における役割

市民、自治会、事業者、団体などに期待される役割	<ul style="list-style-type: none"> ・学校は、キャリア教育の受入先の開拓を積極的に進め、児童・生徒、保護者に地元の産業を知る機会を多く設けることが期待されます。 ・事業者は、経営の改善・拡大、情報発信の強化、職場環境の充実などに取り組むとともに、キャリア教育の受け入れを積極的に行い、地域経済基盤の強化と雇用機会の拡大に取り組むことが期待されます。 ・起業者は、新たな視点による経済活動により、地域経済の活性化と雇用の創出に取り組むことが期待されます。 ・商工会議所や各金融機関は、事業者や起業者の経営相談や支援を行い、経済活動の活性化、創業を支援する役割を担うことが期待されます。 ・市民は、学校と事業者が行うキャリア教育に理解を深め、地域全体で地元就職する子どもを育てることに協力することが期待されます。
市の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・キャリア教育を推進する体制づくりと強化の支援を行います。 ・事業者や起業者のニーズを把握し、商工会議所や金融機関との連携を図りながら、事業者の経営課題の解決や起業・創業の支援を行います。 ・事業者の情報発信の支援やマッチングの支援を行うと共に、インターネットや市に縁のある方々を通じ情報発信に努めます。

4 主な事務事業

事業名	事業主体	事業概要
学校と地域を結ぶキャリア教育コーディネート拠点構築事業	市	学校における職場体験等、高等教育機関等からのインターンシップの受け入れ、事業所・学校のスキルアップ等の支援を行う。
地元暮らしの人生収支シミュレーション事業	市	市と東京の生涯収支の比較や地域の魅力等を紹介するパンフレットを作成する。
久慈・ふるさと創造基金運営費補助事業	市（補助）	起業や新商品開発等に係る資金融資事務（運営は久慈商工会議所）の運営費を支援する。
起業・立地奨励補助事業	市（補助）	市内に起業・立地する際の家賃の一部を支援する。
高度人材育成事業	市（補助）	市内に立地し、「特定ものづくり基盤技術」を習得しようとする企業に対し、その経費の一部を支援する。
販路拡大支援事業費補助金事業	市（補助）	新商品等のPRに向けた展示会出店小間料を支援する。

5 目標（基準：平成26年度）

指標	H26	H28	H29	H30	H31	H32
久慈管内新規高卒者の管内就職率（％）	34.2	35.0	36.0	37.0	38.0	39.2
起業件数（件）	0	1	1	1	1	1
販路拡大支援事業利用件数（件）	2	2	2	2	2	2

第1章 序論
 第2章 基本構想
 第1章 重点戦略
 第2章 基礎戦略1
 第3章 基礎戦略2
 第4章 基礎戦略3
 付属資料

第2章 「基礎戦略1」

共に支え、元気と安らぎあふれる
まちづくり

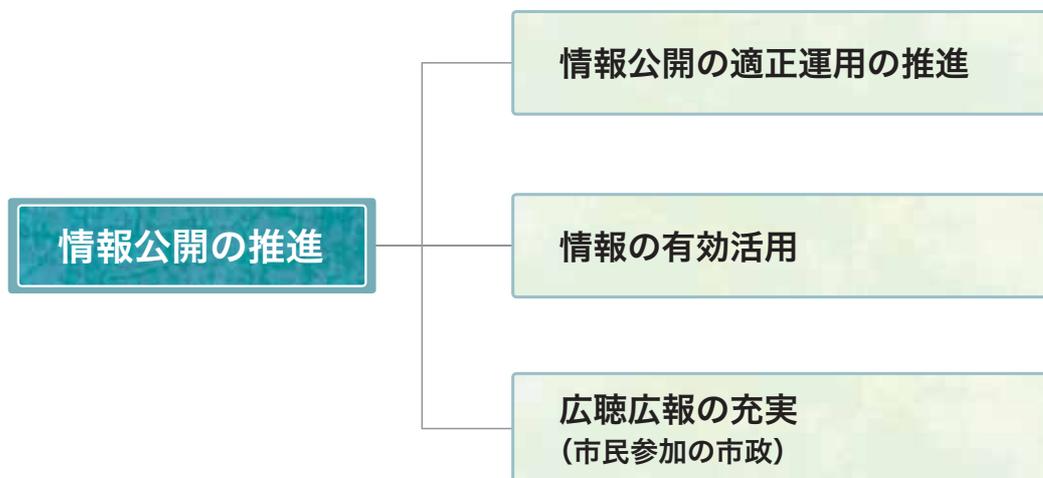




第1節 情報公開の推進

1 現状と課題

- 情報公開条例に基づき関係課と連携し、情報開示の適正かつ迅速な対応に努めています。
今後、市民の市政に対する積極的な参加を促すため、行政運営の透明性と公平性の確保、情報公開がさらに求められています。
- まちづくりの推進を図るため、市の諸活動等について市民への情報提供に努めています。
今後は、さらに市民の利便性を向上させるため、情報の積極的な提供と有効活用が求められています。
- 市政情報を発信する媒体として、広報紙やホームページ、フェイスブックなどを活用しています。市民の市政に対する感心や市民活動団体の認知度が高まるなどの効果が現れていますが、地域課題の解決に向けた取り組みを活発にするため、更なる充実が必要です。
また、市には豊富な地域資源や魅力がありますが、自治体の良好なイメージである「都市ブランド」や統一したイメージが形成されておらず、「久慈市」のブランドイメージの確立が課題となっています。





2 施策の方向（目指す姿）

① 情報公開の適正運用の推進

行政運営の透明性と公平性を確保するため、情報公開の徹底に努めます。

また、その状況については、市の広報紙やホームページなどを通じて市民にお知らせします。

② 情報の有効活用

市民との協働によるまちづくりを推進するため、市の諸活動等の情報の公開に努めます。

また、住民基本台帳ネットワークシステムなどを有効活用し、新たなシステム開発・ネットワークの構築などにより、市民の行政手続きの利便性、サービス向上を図ります。

③ 広聴広報の充実（市民参加の市政）

「市民参加の市政」を進めるため、これまで行ってきた広聴活動を実施しながら、市民が参加・発言しやすい環境づくりに努めます。

市民からの情報の提供・発信や広報リポーター制度、中・高生向け広報紙の発行など、市民との協働による広報活動の更なる充実に努めます。

また、市の持つ魅力や個性を市内外に向けて効果的に発信することで、都市ブランドや統一したイメージを形成し、交流人口の拡大やイメージアップ、市民の誇りや愛着心を高めるための取り組みに努めます。

3 施策展開における役割

市民、自治会、事業者、団体などに期待される役割	<ul style="list-style-type: none"> 市民は、提供された情報に関心を持つことにより、市政運営に対する理解が深まることが期待されます。 市民・町内会などの自治組織・事業者・団体などは、市政や地域に感心を持ち、積極的にまちづくりに参加することが期待されます。また、都市ブランドや統一したイメージの形成に関わり、市への誇りや愛着心を高めることが期待されます。
市の役割	<ul style="list-style-type: none"> 行政が保有している情報について適正な管理に努め、必要があるものは積極的に市民に提供します。 市民との情報共有及び市民の意見を市政に反映させるなど、双方向の関係を構築します。 市の魅力や個性を市内外に向けて発信し、都市ブランドや統一したイメージを確立します。



第2章 「基礎戦略1」 共に支え、元気と安らぎあふれるまちづくり

4 主な事務事業

事業名	事業主体	事業概要
広聴広報事業	市	広報紙等による情報発信、市長と話そう！「ふれあいトーク」及び市政懇談会などを行う。

5 目標（基準：平成26年度）

指 標	H26	H28	H29	H30	H31	H32
市長と話そう！「ふれあいトーク開催数」(回)	16	18	20	20	20	20
地区単位の地域づくりワークショップ等の開催回数(回) ※再掲	0	8	8	8	8	8



第1章 序論

第2章 基本構想

第1章 重点戦略

第2章 基礎戦略1

第3章 基礎戦略2

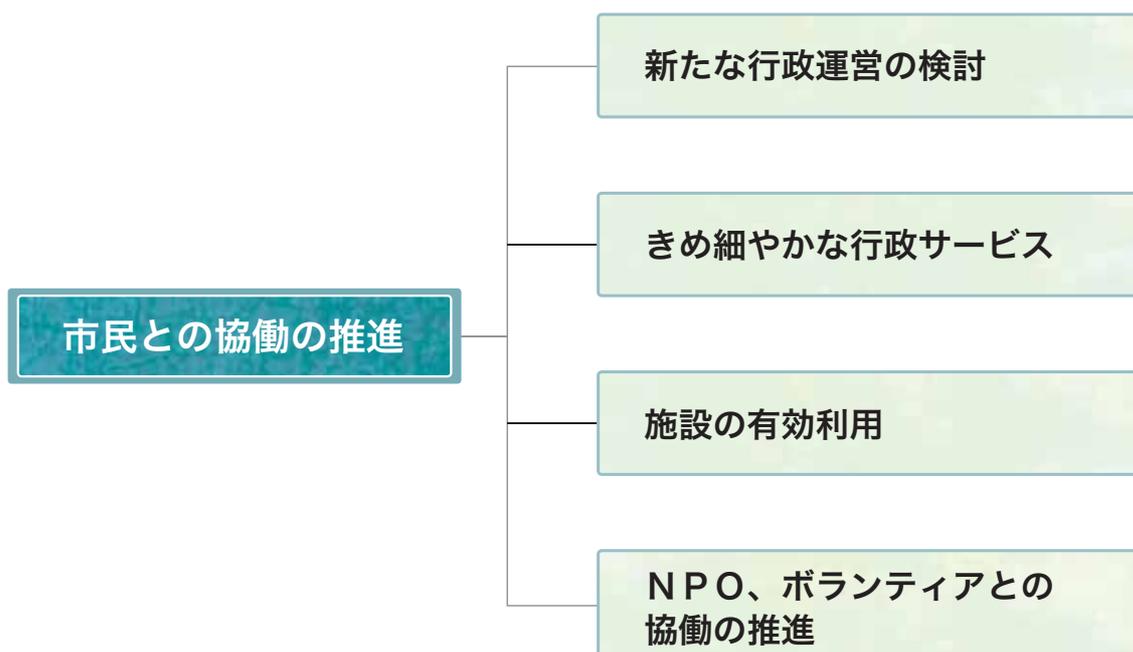
第4章 基礎戦略3

付属資料

1 現状と課題

- 市の財政状況は厳しさを増していますが、一方で新たな市政課題や市民ニーズへの対応も求められています。
こうした状況を踏まえ、構造改革特区や地域再生計画、PFI（※）をはじめとする民間活力を活用したさまざまな事業手法の導入を検討する必要があります。
- 市では、市民の抱える問題にきめ細かく対応するため、人権相談、行政相談、法律相談などを定期的に開催していますが、近年、その相談内容は複雑化・多様化しており、より専門的な解決方法やアドバイスが求められています。
- 平成25年度末時点で市が保有する施設は205か所あり、総延床面積は225,469㎡となっています。
公共施設に充てられる財源の減少が見込まれる中、人口減少や少子高齢化に伴う公共施設に対する市民ニーズの変化や公共施設の老朽化への対応が求められています。
- 行政と市民活動をつなぐNPOやボランティア団体の活動は、大きな社会的役割を担っていますが、今後はさらにその活動に期待が寄せられています。

※PFI…正式名称はプライベート・ファイナンス・イニシアチブ。公共事業を実施するための手法の一つであり、民間の資金と経営能力・技術力（ノウハウ）を活用し、公共用施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法





2 施策の方向 (目指す姿)

① 新たな行政運営の検討

構造改革特区、地域再生計画、PFIといったさまざまな行政運営手法を導入することで、行財政の効率化や良質な行政サービスの提供を図り、市民満足度の向上と効率的な行財政運営の実現に努めます。

② きめ細やかな行政サービス

無料法律相談については、利用率の高い相談会となっていることから、今後とも弁護士会との連携を深め、高度化・専門化する相談に対応できるよう体制の強化に努めます。

また、国が委嘱する相談員による人権相談や行政相談については、その制度内容が市民に深く浸透していないため、市の広報紙やホームページなどを通じて、さらに相談日程などの周知に努めます。

③ 施設の有効利用

限られた財源の中で、市民にとって真に必要な施設を維持するため、既存施設の管理形態や統廃合を含めた施設のあり方について検討します。

④ NPO、ボランティアとの協働の推進

協働に向けた取り組みを推進するために、NPOやボランティア団体の育成・支援を行うとともに、市民活動に対する意識の醸成を図ります。

3 施策展開における役割

<p>市民、自治会、事業者、団体などに期待される役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市民は心配事がある場合、早めに窓口相談をすることが期待されます。 ・市民や自治会は、地域にある公共施設の要・不要、施設の有効な活用策などを検討することが期待されます。 ・市民は、自発的に地域の活動などに参加し、行政と対等な立場でまちづくりに取り組むことが期待されます。 ・事業者は、未利用施設の有効な活用策や統合・転用などの提案をすることが期待されます。 ・事業者は、経済の活性化につながる公共事業への参画が期待されます。
<p>市の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・さまざまな事業手法を検討することにより、行財政の効率化・行政サービスの向上を目指します。 ・相談日程などわかりやすい情報の提供と、相談会開催などの相談体制の充実支援を行います。 ・未利用施設の貸付けや売却などによる財源の確保、合併による公共施設の重複や分散配置の解消、施設の有効的な利用を見据えた統廃合を行います。 ・必要な情報を収集・発信し、市民活動に適切な補助・支援を行います。 ・自治基本条例の制定など、市民と協力・協働のまちづくりを進めます。



4 主な事務事業

事業名	事業主体	事業概要
人権相談事業	市	市民の人権に関する相談を受けるため、人権擁護委員による定例相談会を開催する。また、人権意識の高揚を図るため啓発を行う。
行政相談事業	市	市民の行政に対する相談や意見、苦情・要望を受け、その解決や実現を図るため、行政相談員による定例相談会を開催する。
市民相談事業	市	市民の法的知識を要する相談に対応するため、弁護士による無料法律相談を開催する。
ふるさと未来づくり事業 (再掲)	市	地区公民館を地域コミュニティの核とした地域づくりを推進する。
地域づくり関連講演会	市	地域づくりに関する講演会を開催し、市民等の意識の醸成を図る。

5 目標 (基準：平成26年度)

指 標	H26	H28	H29	H30	H31	H32
広報紙等による周知回数 (回)	15	17	17	20	20	20
NPO・ボランティア団体 数 (団体)	51	54	56	58	60	60

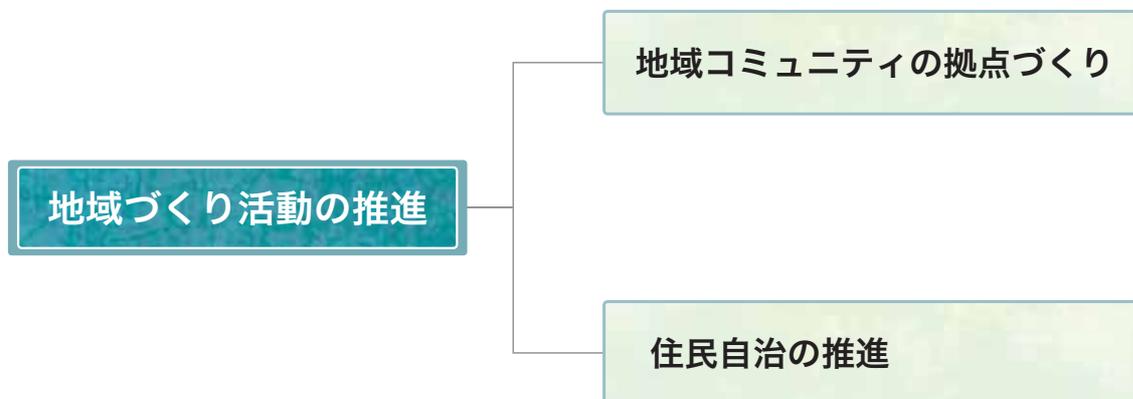


第3節

地域づくり活動の推進

1 現状と課題

- 近年、地域における課題は多様化しており、行政だけで解決にあたるのが難しくなっています。
- 中山間部では地域の産業衰退や不便な環境から、地域の担い手である若い世代が地域外へ流出し、地域コミュニティの弱体化がみられる地域があります。
- 人口減少や少子高齢化、市民のライフスタイルの多様化等に伴い、住民から行政サービスへの要望は質・量ともに増加しており、行政と住民が積極的に協働し、地域づくりに取り組むことが必要となっています。
- 地区住民が主体的に活動し、地域づくり活動を活発にしていく町内会やコミュニティ団体がある一方、人口減少・少子高齢化、世代をまたいだ交流の希薄化などにより、活動の担い手不足や活動資金難などで活動の拡大を図れない団体もあります。



2 施策の方向（目指す姿）

① 地域コミュニティの拠点づくり

地区の公民館を活動の拠点として地域活動を展開するとともに、公民館のコミュニティセンター化を視野に入れた地域づくり活動の活性化や課題の解決に向けたさまざまな取り組みについて支援します。

② 住民自治の推進

住民が自らの地域について考え、主体的に取り組む地域づくり活動を積極的に支援するとともに、地域づくりを支える人材や市民団体の育成に努めます。



3 施策展開における役割

市民、自治会、事業者、団体などに期待される役割	<ul style="list-style-type: none"> ・市民は、自治会・町内会などが行うコミュニティ活動に積極的に参画することが期待されます。 ・自治会は、積極的に情報を発信し、住民の理解と活動への参加を促すことが期待されます。また、近隣の自治会と共に住民自治が持続可能なコミュニティとなる体制の強化を図ることが期待されます。
市の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・市民団体が行う地域づくり活動に対して、情報と資金の両面から支援を行います。 ・研修会・ワークショップを通じて、地域コミュニティの拠点形成に必要な情報の提供に努めます。 ・地域づくりに関する研修会・ワークショップを開催し、人材や市民団体の育成に努めます。

4 主な事務事業

事業名	事業主体	事業概要
ふるさと未来づくり事業 (再掲)	市	地区公民館を地域コミュニティの核とした地域づくりを推進する。
地域コミュニティ振興事業 (再掲)	市 (補助)	市内で組織される団体等が行う事業を支援する。
地域おこし協力隊設置 (再掲)	市	地域おこしの支援や地域協力活動に取り組む。
集落支援員設置 (再掲)	市	ふるさと点検を実施し、住民と住民、住民と市との間で集落の現状、課題、あるべき姿等についての話し合いを促進する。

5 目標 (基準：平成26年度)

指標	H26	H28	H29	H30	H31	H32
地区公民館の指定管理を行うコミュニティ団体数 (団体)	0	0	1	3	5	7
主体的に活動する市民団体数 (NPO、まちづくり協議会、ボランティア団体等) の団体数 (団体)	232	233	233	233	233	233

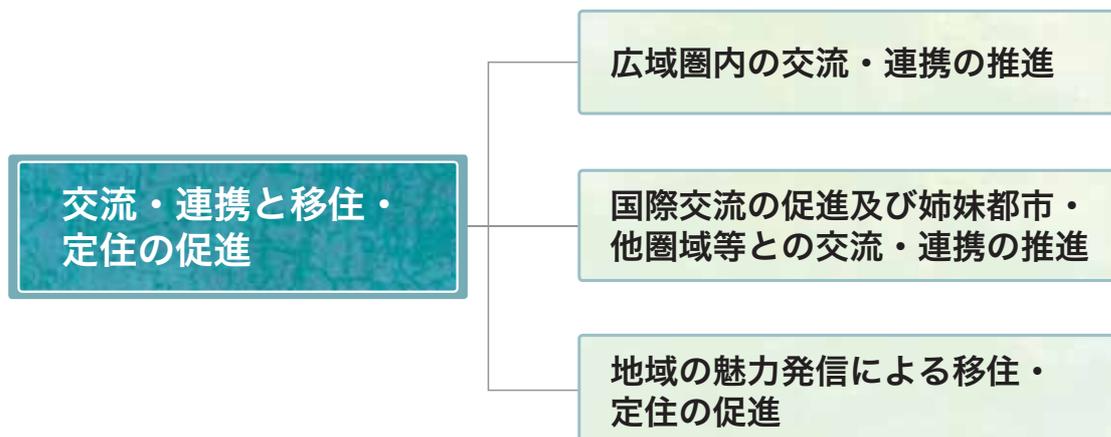


第 4 節

交流・連携と移住・定住の促進

1 現状と課題

- 広域圏内の交流については、久慈広域圏内の市町村が共同により広域的な行政需要に対応するため、市町村の枠を越えた連携により、事務の共同処理を行っています。
また、久慈広域4市町村長の合意により久慈広域行政研究会を組織し、広域的なメリットを生かした効果的・効率的な行政サービスの展開について検討を行っています。
今後は、広域行政組織による更なる連携により、情報の共有化を図るとともに、財政運営の効率化及びサービスの向上に努め、新たな行政サービスの展開を模索する必要があります。
- 国際交流については、姉妹都市との交流を中心に、久慈市国際交流協議会と連携しながら市民レベルでの交流を進めています。
国内他圏域との交流については、共通課題を通して取り組みを進めています。また、首都圏などからの教育旅行の誘致をはじめとする交流人口の拡大にも積極的に取り組んでいます。
今後は、さらに、国外、国内との関わりを大切にし、共にそれぞれの地域が高め合える効果的な交流・連携を進める必要があります。
- 現在、移住定住促進用ホームページ「Kターン」において、空き家バンクや補助金の説明などの情報提供を行っています。また、首都圏で岩手県やNPO法人ふるさと回帰支援センターなどが主催する移住相談会に参加していますが、移住後の仕事や住居の情報が少なく、移住へ直接つながっていない状況です。
今後は、市、市内事業者、すでに市内に移住している方々と連携し、移住者支援に向けた支援策を整理し、移住者が市に移住することを検討しやすいよう、市ホームページや北三陸久慈市ふるさと大使の活用、移住相談会の開催などにより情報を発信していく必要があります。





2 施策の方向 (目指す姿)

① 広域圏内の交流・連携の推進

少子高齢化や人口減少といった厳しい環境の中で、行政サービスの維持や新たな行政ニーズに対応するため、広域町村との連携を強化し、情報の共有化や財政運営の効率化及びサービスの向上が図られるように取り組みます。

② 国際交流の促進及び姉妹都市・他圏域等との交流・連携の推進

行政間の交流・連携のみならず市民レベルの交流・連携が強固となり、歴史、文化、産業、経済など共に高め合える関係を構築するよう取り組みます。

また、国内の他自治体との姉妹都市提携に向けて積極的に取り組みます。

③ 地域の魅力発信による移住・定住の促進

市、市内事業者、すでに市内に移住している方々と連携し、市全体を挙げたさまざまな視点から支援を行い、北三陸久慈市ふるさと大使や市ホームページ、移住相談会の開催などにより広く魅力を発信するよう努めます。

また、移住希望者が短期間で移住体験ができる「お試し住宅」の整備についても取り組みます。

3 施策展開における役割

市民、自治会、事業者、団体などに期待される役割	<ul style="list-style-type: none"> ・市民は、市民レベルでの交流・連携に積極的に参画することが期待されます。 ・自治会は、移住者受入れに向けたサポート体制の充実を図ることが期待されます。 ・関係団体などは、交流の促進に協力することが期待されます。 ・事業者は、求人情報の積極的な提供を行うことが期待されます。 ・北三陸久慈市ふるさと大使は、市外に魅力を発信することが期待されます。
市の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・広域圏内の交流・連携により財政運営の効率化及びサービスの向上に努めるとともに、新たな行政サービスの展開を図ります。 ・市民レベルの交流・連携が効果的に発揮されるよう支援します。 ・移住者支援に向けた情報の整理とお試し住宅の整備を進めるなど、支援体制・ネットワークづくりを強化します。



第2章 「基礎戦略1」 共に支え、元気と安らぎあふれるまちづくり

4 主な事務事業

事業名	事業主体	事業概要
八戸・久慈・二戸三圏域連携事業	市	三圏域の地域振興に向けた意見交換や専門部会による共通課題解決に向けた事業を実施する。
国際交流事業	市・久慈市国際交流協議会	姉妹都市との交流を中心に、久慈市国際交流協議会と連携しながら市民レベルでの交流を進める。
体験型教育旅行受入事業(再掲)	市	体験型教育旅行の市内外からの受け入れにより交流人口拡大を図る。
移住・定住促進事業	市(補助)	移住・定住促進のための情報発信及びPR活動を行う。 また、市外から久慈市に移住・定住を希望する方が市内の住居を取得・賃貸する際の一部を補助する。

5 目標(基準:平成26年度)

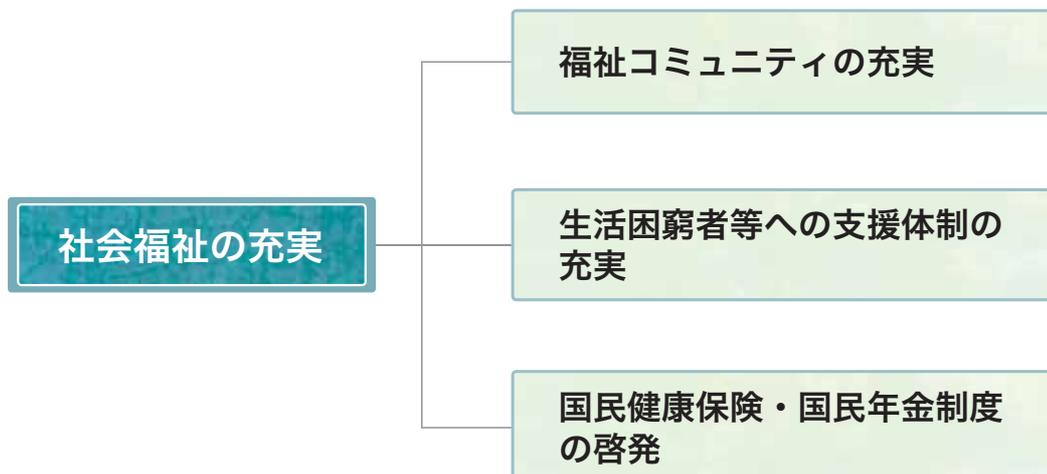
指標	H26	H28	H29	H30	H31	H32
中高生海外派遣事業派遣者数(人)	10	10	10	10	10	10
教育旅行・キャンプ等受入人数(人)※再掲	8,812	9,600	10,000	10,400	10,800	11,200
行政の関与による移住者 ※累計人数	5家族 13名	7家族 15名	9家族 17名	11家族 19名	13家族 21名	15家族 23名



第1章 論
第2章 基本構想
第1章 重点戦略
第2章 基礎戦略1
第3章 基礎戦略2
第4章 基礎戦略3
付属資料

1 現状と課題

- 高齢者や障がい者、子育てに関する支援は、地域住民の理解と協力を得ながら市と協働で進めることが重要です。
 しかし、福祉コミュニティが持つ共助力の必要性は感じていても、地域活動の参加者の減少により活動の充実が図られにくいことが課題となっています。
 また、地域の課題が複雑化・多様化しているため、地域だけでは課題を解決することが困難な事例が見られ、行政や関係団体、サービス提供事業所などがコミュニティを支え、連携して取り組んでいく必要があります。
- 平成27年4月1日施行の「生活困窮者自立支援法」で定められた必須事業である「自立相談支援事業」「住居確保給付金の支給」及び任意事業である「家計相談支援事業」を実施しています。
 今後、必要に応じて法に定められたその他の任意事業の実施により、困窮世帯の課題に応じた支援の実施を検討する必要があります。また、認知症や障がいなどにより判断能力が十分でない人に対するの支援にも取り組んでいく必要があります。
- 国民健康保険制度は、近年、被保険者数の減少や一人あたりの医療費の増嵩などにより厳しい財政運営となっており、国民健康保険財政の安定化や円滑な制度運営のための取り組みが必要となっています。
 また、国民年金制度は、老後、障害、遺族の保障において大変重要な制度ですが、制度が複雑であることや、景気や不祥事により制度への信頼が低下しており、納付率の低迷へつながっています。無年金、低年金者の防止のために制度の周知徹底を図り、信頼構築に取り組む必要があります。





2 施策の方向 (目指す姿)

① 福祉コミュニティの充実

見守りや支えあいが積極的に実施され、住み慣れた地域で生活を続けられるための地域の共助力を育てることで、福祉コミュニティの醸成を目指します。

幼少期からのボランティア活動や福祉教育を通じ、郷土愛を持った人材や福祉コミュニティの担い手の育成に努めます。

制度や部署を超えた連携体制を整え、関係団体などとのネットワークを形成することで、福祉コミュニティを支援する体制の充実を目指します。

② 生活困窮者等への支援体制の充実

生活困窮者自立支援法に定められた必須事業である自立相談支援事業の実施により、貧困世帯に対する地域の相談支援体制を確保し、任意事業についても生活困窮者の状況に応じた各種支援を実施し、貧困からの脱却と地域福祉の充実を図ります。

また、判断能力が十分でない人が、住み慣れた地域で安心して生活し続けられるよう、成年後見制度の利用促進と権利擁護に取り組みます。

③ 国民健康保険・国民年金制度の啓発

国民健康保険制度の理解を図り、各種届出、手続きが適正に行われるよう広報やパンフレットなどによる普及・啓発を行うとともに、医療費・ジェネリック通知の実施、国保特定健康診査受診率や収納率の向上に取り組み、国民健康保険財政の安定的な運営に努めます。

また、国民年金制度の広報活動、年金相談の充実を図り制度の信頼構築に取り組むことにより、高齢者や障がい者、遺族などの経済的に安定した生活基盤の確立に向けて取り組みます。

3 施策展開における役割

市民、自治会、事業者、団体などに期待される役割

- ・市民は、見守り・支えあいに積極的に参加し、福祉コミュニティの一員として活動を推進することが期待されます。
- ・市民は、国保及び国民年金制度に対する理解と適正な手続き、国保税や国民年金保険料の期限内納付、特定健診や特定保健指導の受診を適切に行うことが期待されます。
- ・地域は、見守り・支えあいを充実させ、福祉コミュニティの醸成に取り組むことが期待されます。
- ・関係団体は、業務を通じた連携体制を構築し、課題解決に向けた協力を行うことが期待されます。



市の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉コミュニティの形成を積極的に推進し、見守りや支え合い活動の充実を強化します。また、関係機関の連携を強化し、地域活動を支える基盤づくりに努めます。 ・生活困窮者などに対する相談支援体制を確保し、安心して生活できる地域づくりに努めます。 ・国保及び国民年金制度の周知・啓発、年金相談の充実、資格適用の適正化、レセプト点検の強化、特定健診などの受診率向上、ジェネリック医薬品利用率の向上、国保税及び国民年金保険料の納付率の向上に向けた対策に努めます。
------	---

4 主な事務事業

事業名	事業主体	事業概要
災害時要援護者支援事業	市、町内会等	市と町内会等との名簿共有による見守り体制等を整え、申し出のあった町内会等と協定を締結し地域の防災力の強化につなげる。
生活困窮者自立相談支援事業	市	生活困窮者の包括的な相談窓口として相談に応じ、その課題に応じた支援計画を作成するほか、関係機関との調整、支援状況の確認を行う。

5 目標（基準：平成26年度）

指標	H26	H28	H29	H30	H31	H32
福祉コミュニティ組織率（%）	28.1	35.0	40.0	45.0	50.0	55.0
災害時要援護者台帳情報共有率（%）	39.2	50.0	55.0	60.0	65.0	70.0
地域見守り協力事業参加事業所数（件）	6	30	35	40	45	50
生活困窮者新規相談受付数（件）	—	85	85	85	85	85
国保特定健康診査受診率（%）	43.6	54.5	60.0	60.0	60.0	60.0
国民健康保険税収納率（現年度分）（%）	92.4	92.8	93.0	93.0	93.0	93.0
国民年金保険料納付率（%）	67.9	68.0	69.0	70.0	70.0	70.0

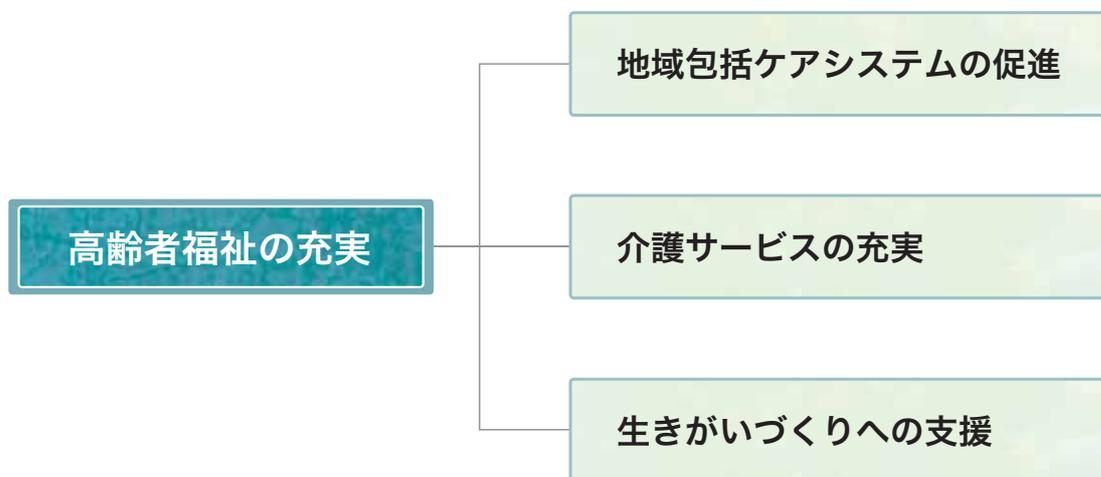
※国民健康保険税収納率（現年度分）は、岩手県国民健康保険広域化等支援方針に基づき目標収納率を定める。
 ※国民年金保険料納付率のH26の欄の数値は、H22からH26の平均値を使用。

第6節

高齢者福祉の充実

1 現状と課題

- 高齢化に伴い、一人暮らし高齢者、介護を必要とする高齢者、認知症の高齢者など、支援が必要な高齢者が増加しています。また、核家族化や家族内の関係性の変化、地域との関係性も希薄化しており支援を困難にしています。
高齢者が介護や支援が必要となった場合でも、可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の構築を目指して、多種多様な関係機関との連携により、各種施策を推進する必要があります。
- 介護保険制度改正により、特別養護老人ホームの新規入所者は原則要介護度3以上となり、医療機関の入院期間が短縮されたこともあり、入所待機者が増えています。また、地域支援事業による介護予防事業や介護保険の多様で継続的なサービスを受けながら住み慣れた地域で暮らし続けるための仕組み作りが求められています。
介護施設の整備については、介護保険料への影響が大きいことから計画的に取り組む必要があります。
- 人口減少に伴う地域活動の担い手不足が懸念されており、高齢者が地域活動の担い手として活躍することが期待されています。
老人クラブなどの地域団体は、地域貢献活動や世代間交流を積極的に実施していますが、参加者の高齢化により活動の停滞が見られ、担い手の確保や育成が課題となっています。



第1章 論
第2章 基本構想
第1章 重点戦略
第2章 基礎戦略1
第3章 基礎戦略2
第4章 基礎戦略3
付属資料



2 施策の方向 (目指す姿)

① 地域包括ケアシステムの促進

認知症に対する正しい知識の普及啓発、早期相談、早期治療、地域で生活を支えるための体制づくりに努めます。

医療・介護関係者による会議・研修などを通じた連携の強化と、医療と介護を一体的に提供できる体制づくりを目指します。

高齢者の心身及び生活機能の維持向上のため、介護予防の取り組みを推進します。

② 介護サービスの充実

要介護状態となっても地域での生活を維持・継続できるよう、介護ニーズに応じた介護保険サービスの充実に努めます。また、社会福祉法人、NPO等の多様な事業主体による生活支援・介護サービスの提供体制の構築を推進します。

介護施設の整備は、久慈広域連合（構成市町村：久慈市、洋野町、野田村、普代村）が策定する「介護保険事業計画」において計画されており、必要な施設の整備が図られるよう協議します。

③ 生きがいづくりへの支援

高齢者が、健康づくりや地域の介護予防を推進する担い手となり、社会的な役割を持つことにより生きがいを持って生活できるような体制づくりを目指します。

また、これまでの豊富な知識や経験を生かした地域活動や、趣味やスポーツを通じた生きがいづくり、世代間交流やサロンへの参加を通じた地域との交流を促進します。

3 施策展開における役割

市民、自治会、事業者、団体などに期待される役割	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者は、ニーズに応じた医療・介護・予防・生活などの支援を受けながら自らが健康で生きがいを持って生活し、介護予防などの地域活動のリーダーとして活躍することが期待されます。 ・ 市民は、さまざまなサービスを利用しながら、在宅での生活を継続できるよう介護予防などに取り組むことが期待されます。 ・ 地域は、高齢者が介護が必要な状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で生活できるよう、関係者などと協力しながら見守り・支援することが期待されます。 ・ 事業者・関係機関は、業務を通じた連携体制を構築し、課題解決に向けて協力することが期待されます。
-------------------------	---



第2章 「基礎戦略1」 共に支え、元気と安らぎあふれるまちづくり

市の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケアシステムの構築に積極的に取り組み、高齢者一人ひとりの状態に応じた生活を継続できるよう、高齢者が生きがいをもって暮らすことができるまちづくりを目指します。 ・介護保険サービスや生活支援サービスの体制整備に努めます。また、介護施設の計画的な施設整備に努めます。 ・高齢者の地域活動の取り組みを支援し、生きがいを持って生活を続けられる体制づくりに努めます。
------	--

4 主な事務事業

事業名	事業主体	事業概要
包括的支援事業	市	高齢者が地域で生活を継続するために、権利擁護、生活支援等の保健・医療・福祉に関する相談や支援を包括的・継続的に行う。
介護予防事業	市	高齢者が要介護状態となることを予防する教室開催や普及啓発活動、居場所づくり等を行う。
家族介護特別支援事業	市	在宅で介護している介護者に対する介護用品の支給、家族介護教室等を開催する。
高齢者及び障害者にやさしい住まいづくり推進事業	市（補助）	要支援高齢者、重度身体障害者の住宅の段差解消、手すりの設置等に支援する。
介護サービス施設等整備事業	市（補助）	介護保険事業計画に掲載されている介護サービス施設の整備に支援する。
ふれあいサロン事業（再掲）	市、社協（補助）	高齢者を対象としたひきこもり防止などを目的に親睦会や交流会を開催する小グループを支援する。

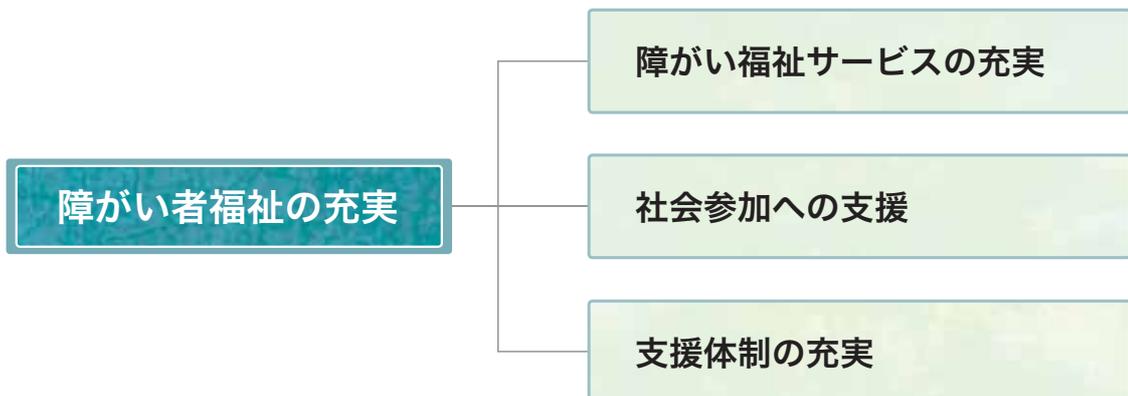
5 目標（基準：平成26年度）

指標	H26	H28	H29	H30	H31	H32
認知症サポーター人数（人）	2,529	4,000	4,500	5,500	7,000	8,500
高齢者に占める要介護（要支援）認定者の割合（%）	20.3	20.24	20.18	20.12	20.06	20.0
ふれあいサロン延べ参加者数（人）※再掲	12,978	14,200	14,300	14,400	14,500	14,600

第1章 序論
 第2章 基本構想
 第1章 重点戦略
 第2章 基礎戦略1
 第3章 基礎戦略2
 第4章 基礎戦略3
 付属資料

1 現状と課題

- 障がいの有無にかかわらず、住み慣れた地域において、互いの人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現が求められています。
そのためには、障がいに対する理解や市民と障がいを持つ人々との交流の促進により差別や偏見などの心のバリアをなくすとともに、スポーツ・文化活動などの日中活動の充実や就労への支援を継続していくことが必要です。
- 障害者手帳の所持者のうち、身体障がいについては減少傾向に、知的障がい及び精神障がいについては増加傾向にあります。障がいの種別にかかわらず、障がいを持つ人々が自立した日常生活や安心した社会生活を送るためには、利用者の視点に立った利便性の高いサービスの提供が求められています。
このため、相談窓口や各種サービスの情報提供の充実を図るとともに、居宅サービスの充実を図る必要があります。
- 就労は、経済的な自立を確立するうえで非常に重要です。障がい者雇用の指標の一つである実雇用率については、当地域の数値は国・県に対して高位であるものの、規模が小さい事業所が多いという地域特性から、障がい者の就労を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。
このため、支援団体との連携による職場開拓の実施などにより、障がい者の就労支援を図るとともに、地域活動支援センターの利用等を通じて社会参加を支援していく必要があります。
- 障がいを持つ人々が身近な地域で安心して社会生活を送るためには、相談支援事業のほか、久慈地域障害者自立支援協議会及び個別案件ごとのケース検討会などが継続されるなど、地域の保健、医療、教育、雇用等関係機関との連携を継続していく必要があります。





2 施策の方向（目指す姿）

① 障がい福祉サービスの充実

障がいを持つ人々が住み慣れた地域で、能力や適性に応じ自立した日常生活と社会生活が送られるようにするため、障害者総合支援法に定められた介護給付等の障がい福祉サービスや自立支援医療の利用を支援するとともに、日常生活用具の給付や移動支援をはじめとする地域生活支援事業が多様なニーズに対応したサービスとなるよう努めます。

② 社会参加への支援

共生社会の実現を目指すため、障がいに対する理解を深めるための講演会の開催を継続するとともに、地域活動支援センター等の利用によるスポーツ・文化活動などを通じて市民と障がいを持つ人々との交流を図りながら、心のバリアフリーを促進します。また、関係機関との連携と訓練等給付の利用支援により、就労への支援に努めるなど、障がい者の生活の質の向上と社会参加を促進します。

③ 支援体制の充実

障がいを持つ人々が安心して生活できる地域社会づくりを進めるため、地域の保健、医療、教育、雇用など関係機関と連携し、ライフステージに応じた切れ目のない支援体制の構築に努めます。

3 施策展開における役割

市民、自治会、事業者、団体などに期待される役割	<ul style="list-style-type: none"> ・市民は、障がい及び障がい者に対する理解を深めることが期待されます。 ・事業者は、多様かつ適切な福祉サービスの提供、障がい者の就労に対する理解を深め、就労につながる実習及び職場開拓などのサービスの提供と雇用義務の適切な履行、障がい者の処遇の充実に向けた情報を提供することが期待されます。
市の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口と福祉サービスの充実と支援を行います。 ・関係機関と連携し、就労に関する情報提供や社会参加のための支援を行います。 ・福祉サービスの充実に向けた支援体制を強化します。



4 主な事務事業

事業名	事業主体	事業概要
福祉タクシー事業	市	重度障がい者の社会参加を促進するため、タクシー料金の一部を助成する。
障害者等相談支援事業	市（委託）	障がい者や家族等からの相談に応じて、情報提供と助言を行う。
地域活動支援センター事業	市（委託・補助）	創作活動や生産活動を通じて社会との交流促進を行う取り組みを支援する。
日中一時支援事業	市（補助）	障がい者の介護者の一時的な休息を確保するための取り組みを支援する。

5 目標（基準：平成26年度）

指標	H26	H28	H29	H30	H31	H32
居宅・日中活動系サービス利用者（人）	363	380	390	390	390	390
実雇用率（％） ※ハローワーク公表資料	3.65	3.65	3.65	3.65	3.65	3.65
地域定着相談支援件数（件）	165	300	360	360	360	360





第 8 節 地域医療の充実

1 現状と課題

- 久慈医療圏では、人口10万対医師数が全国平均237.8人、県平均199.8人に対し134.4人であり、県立久慈病院を含めた医師の絶対数が不足しています。

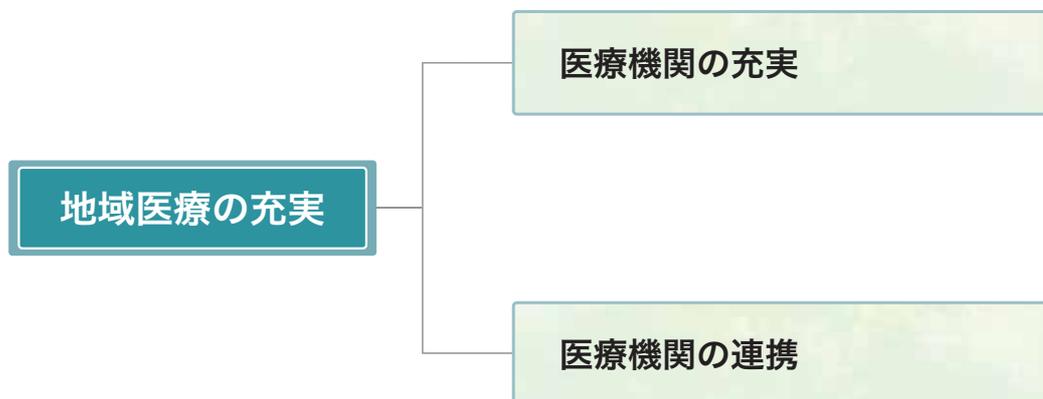
当該地域唯一の中核病院である県立久慈病院においては、常勤医師が不在となっており、周産期母子医療体制の充実と強化が求められています。また、市内医療機関、介護保険施設などの看護師不足も課題となっています。

国保山形診療所は、山形町地区唯一の医療機関であり、高齢者を中心としたかかりつけ医や住民健診などの受け皿として、地域住民の日常的な診療や健康管理を担っています。

医師不足の中、「自らの健康は自分で守る」という意識を持ち、積極的な疾病予防と、各種がん検診健康診査の受診により早期発見早期治療がなされるよう、市民の意識の向上を図っていくことが課題です。

また、かかりつけ医の定着化をはかり、不急な病状の場合は、救急医療機関での受診を控えるなどして、医師をはじめとする救急医療従事者の疲弊が進まないよう、医療現場の負担の軽減が課題です。

- 効率的で質の高い医療などのサービスの提供ができるようにするため、県立久慈病院、市内医療機関、施設、薬局などについて、一層の連携が課題となっています。





2 施策の方向（目指す姿）

① 医療機関の充実

市民の健康を守るため、中核医療施設である県立久慈病院の充実の要望に努めます。また、安心して子どもを産み育てることができるようにするため、妊産婦や新生児などに対する周産期医療及び小児医療体制の確保、充実などに努めます。

その他診療科においても、医師招聘に努めるほか、将来の地域医療確保のための医学部進学、医学生への修学等を支援し、医師育成に努めます。

また、地域医療が後退しないよう、かかりつけ医の普及定着、自らの健康は自分で守るとの認識や、症状や医療機関の役割に応じた適切な受診行動の喚起について努めていきます。

救急医療の中核医療施設への負担の偏重を軽減と初期救急医療体制を確保するため、久慈医師会の協力を得て、休日在宅当番医の委託事業についても取り組みます。

② 医療機関の連携

県立病院と市内医療機関、介護施設、薬局などとの連携を図り、医療、介護等の連携システムを構築することにより、身近な医療から高度医療まで医療機関相互の連携を促進し、効果的な医療供給体制の整備に取り組みます。

3 施策展開における役割

市民、自治会、事業者、団体などに期待される役割	<ul style="list-style-type: none"> ・市民は、地域全体で医療を守ることを認識を持ってかかりつけ医などをもち、症状や各医療機関の役割に応じた適切な受診をすることが期待されます。 ・医療機関は、医師をはじめとする医療人材の育成支援の役割を果たすことが期待されます。 ・県は、医師の適正配置、診療応援など、関係機関と連携し地域医療の確保に努めるとともに、医学生への修学支援や地元医科大学・臨床研修病院と連携した医療人材の育成について取り組むことが期待されます。
市の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・県と連携して、医師などの人材確保と育成について努めるとともに、関係機関などと連携して久慈市出身者の育成について取り組みます。 ・医療機関、薬局、介護施設の連携の体制づくりの支援を行います。 ・県や医療機関と連携し、妊産婦支援に努めます。



第2章 「基礎戦略1」 共に支え、元気と安らぎあふれるまちづくり

4 主な事務事業

事業名	事業主体	事業概要
医師確保対策事業（再掲）	市、 関係機関	中・高校生などを対象に、地元で働く医師の確保につながる人材育成を実施する。
休日在宅当番医事業	市	久慈医師会の協力を得て、休日在宅当番医事業を実施する。
お産・育児支援事業（再掲）	市	ハイリスク妊婦の健診や出産に係る費用の一部を助成（出産祝金（商品券））する。

5 目標（基準：平成26年度）

指 標	H26	H28	H29	H30	H31	H32
久慈医療圏人口10万人当たりの医師数（人）※再掲	134.4	135.9	136.7	137.6	138.4	139.3

※久慈医療圏人口10万人当たりの医師数のH26の欄はH24年の数値を使用。



第1章 論

第2章 基本構想

第1章 重点戦略

第2章 基礎戦略1

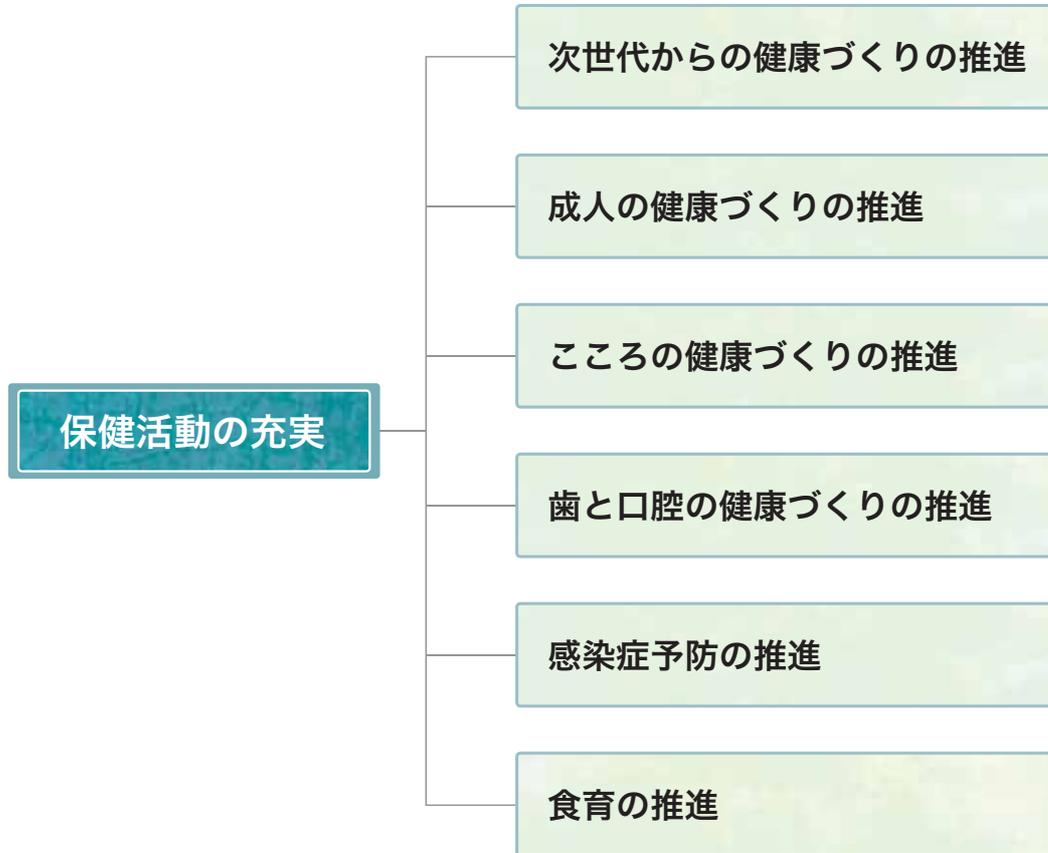
第3章 基礎戦略2

第4章 基礎戦略3

付属資料

1 現状と課題

- 少子化や子育て世代の孤立化、核家族や共働き世帯の増加など子育てを取り巻く環境が大きく変化しています。生涯にわたって心身ともに健康的な生活を営むためには、乳幼児期が基盤となり、子どもの健やかな成長には、妊娠期からの継続的な支援が必要です。
また、子どもを希望しているものの、子どもに恵まれない夫婦に対して、高額な治療費がかかる不妊治療に経済的な負担の軽減を図ることが必要です。
- 各種がん検診や住民健診、健康相談・健康教育などを通して生活習慣病対策を実施していますが、がん・心疾患・脳血管疾患が三大死因を占め、特に脳卒中死亡率は国・県よりも高く予防対策が重点課題となっています。
- 関係機関の協力により取り組みを進め、自殺率は年々減少し、県平均を下回る状況となっています。しかし、平成26年度は増加したことや男性の割合が高いこと、自殺は遺された人々にも重大な心理的影響を及ぼす深刻な問題であり、長期的に取り組むことが必要です。
- 幼児歯科健診のう歯有病率は、年々減少しているものの、全国・県平均と比べると高い傾向にあります。また、成人期では歯周病が進行しやすく、健康意識調査によると80歳以上で20本以上歯が残っている人は15%となっており、むし歯や歯周病を予防することが必要です。
- 未だ発生には至っていない病原性の高い新型インフルエンザによる健康被害や社会・経済の混乱が懸念されています。
感染症の予防には接種が有効であることから、予防接種率向上が課題となっています。
- 食生活は、心身を育むうえで不可欠な生活習慣であり、幼少時の食習慣は成人期の食習慣に大きな影響を与えます。市内中・高生の意識調査によると、ほぼ毎日朝食を食べる割合は83.0%となっており、学校・家庭・地域が連携し、望ましい食習慣の形成に努める必要があります。



2 施策の方向（目指す姿）

① 次世代からの健康づくりの推進

子どもを望む夫婦に対する治療費の助成など安心して出産や育児ができるための支援体制の充実を図ります。

また、各種乳幼児健診や相談の充実及び受診率の向上を図り、疾病、発達遅延等の早期発見・早期治療に努めます。

② 成人の健康づくりの推進

各種がん検診、健康診査の受診率を向上させ、疾病の早期発見、早期治療につなげます。

また、生活習慣病予防のための普及啓発を図り、個々に合った健康づくりの実践ができるよう支援します。

③ こころの健康づくりの推進

関係機関と連携し、こころの健康づくりの知識の普及を図ります。

また、相談窓口の周知とこころの健康づくりに関する相談体制の充実を図ります。



④ 歯と口腔の健康づくりの推進

関係機関と連携し、歯と口腔の健康づくりの知識の普及を図ります。

また、妊産婦、乳幼児期、学齢期、成人期、高齢期のライフステージ毎の特性を踏まえて、適性かつ効果的に歯と口腔の健康づくりを進めます。

⑤ 感染症予防の推進

近年、感染症は自然環境および社会環境の変化により、大きく様変わりしていることから、国の情報に留意し迅速な対応に努めます。

また、予防接種は多くの疾病の流行防止に成果を上げていることから、今後も予防接種の知識の普及と積極的な受診勧奨に努めます。

⑥ 食育の推進

生涯にわたって食育を実践できるよう、食に関する正しい知識、情報の普及啓発に努めます。また、関係機関と連携し、効果的な食育の推進に努めます。

3 施策展開における役割

<p>市民、自治会、事業者、団体などに期待される役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市民は幼少期から健康的な生活習慣について理解を深め、健康の保持増進に努めることが期待されます。 ・市民は「自分の健康は自分で守る」として、適切な運動習慣を身に付け、各種健診を確実に受診することが期待されます。 ・市民は心の病気について正しく理解し、ストレス解消と生きがいを持った生活を送ることが期待されます。 ・市民は定期的に歯科健診を受診し、歯と口腔の健康づくりに努めることが期待されます。 ・市民は、感染症予防のため、マスクの活用や手洗い・うがいなどに心がけることが期待されます。 ・市民は子どもの頃から良い食習慣を身につけるよう努めることが期待されます。 ・保育園や学校は、正しい食生活や運動・遊びを通じた健康な身体づくりの指導に努めることが期待されます。 ・保育園や学校は、定期的に歯科健診を実施し、正しい歯みがき方法や食生活の指導に努めることが期待されます。 ・保育園や学校は、適切な食生活について指導し、正しい知識の普及に努めることが期待されます。 ・学校や事業者は、検診などを通じて、児童、生徒、勤労者の健康増進を図ることが期待されます。 ・事業者は、安心安全な食の提供、食材に関するアドバイスをを行うことが期待されます。 ・事業者はこころの病気について正しく理解し、十分な休養や睡眠が確保できるような職場づくりに努めることが期待されます。
--------------------------------	---



第2章 「基礎戦略1」 共に支え、元気と安らぎあふれるまちづくり

<p>市民、自治会、事業者、団体などに期待される役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会は、地域を対象とした健康づくり教育、取り組みについて支援することが期待されます。 ・自治会は、こころの病気に対する偏見がない地域づくりに努めることが期待されます。 ・歯科医療機関では、歯科健診を行い、むし歯や歯周病予防について正しい口腔衛生指導に努めることが期待されます。 ・医療機関は、感染症対策として必要となる医療資器材の確保、地域における医療連携等診療体制の強化に努めることが期待されます。 ・県は、健康課題に関する情報提供や検診事業に関する支援、市民の健康づくりについての知識の普及啓発を図る役割を果たすことが期待されます。 ・県は、感染症対策として地域医療体制の確保、まん延防止に關した的確な判断と対応をすることが期待されます。
<p>市の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・母子保健事業を通して、幼少期からの健康づくりについて意識啓発を図るとともに、妊娠から出産・育児まで継続した体制づくりと強化の支援を行います。 ・各種がん検診、特定健康診査、特定保健指導などについて、受診率向上に努めます。 ・こころの健康づくりについて、家族・地域・職場環境の支援体制づくりと強化の支援を行います。 ・ライフステージに合った歯と口腔の健康づくりについて体制と強化の支援を行います。 ・地域住民に対するワクチンの接種や住民への支援など、関係機関などと緊密な連携を図って実施することが期待されます。 ・生涯を通じて健全な食生活が実践できるよう体制づくりと強化の支援を行います。 ・地場産物の活用や旬の食材を使った家庭料理の普及に努めます。



第1章 序論

第2章 基本構想

第1章 重点戦略

第2章 基礎戦略1

第3章 基礎戦略2

第4章 基礎戦略3

付属資料



4 主な事務事業

事業名	事業主体	事業概要
健康増進事業（再掲）	市	市が、ライフステージに応じ各種検診事業を実施し、心身の健康づくり推進する。
母子保健事業	市	妊婦、乳幼児に対する健康診査や保健指導を実施する。
心の健康づくり事業	市	妊娠期から成人高齢期における各種事業を通じて自殺予防の普及啓発を実施する。
歯科保健事業	市	歯科健診や保健指導を実施する。
感染症予防事業	市	予防接種を実施し、感染症の発生とまん延の防止を図る。

5 目標（基準：平成26年度）

指 標	H26	H28	H29	H30	H31	H32	
乳児全戸訪問実施率（%）	94.7	96.0	97.0	98.0	99.0	100.0	
3歳児健康診査受診率（%）	95.5	96.0	97.0	98.0	99.0	100.0	
がん健診受診率（%） ※再掲	胃がん	19.7	25	31	37	43	50
	肺がん	34.5	37	40	43	46	50
	大腸がん	30.3	34	38	42	46	50
自殺率（人口10万対死亡率）	22.1	22.0	21.5	21.0	20.5	20.0	
3歳でむし歯のない子の割合	74.1	85.0	86.0	77.0	78.0	79.0	
朝食の欠食率（%）※中学3年生	7.5	7.0	6.5	6.0	5.5	5.0	

※自殺率（人口10万対死亡率）のH26の欄の数値はH22の数値を使用。

第10節

自然景観の保全・創造と活用

1 現状と課題

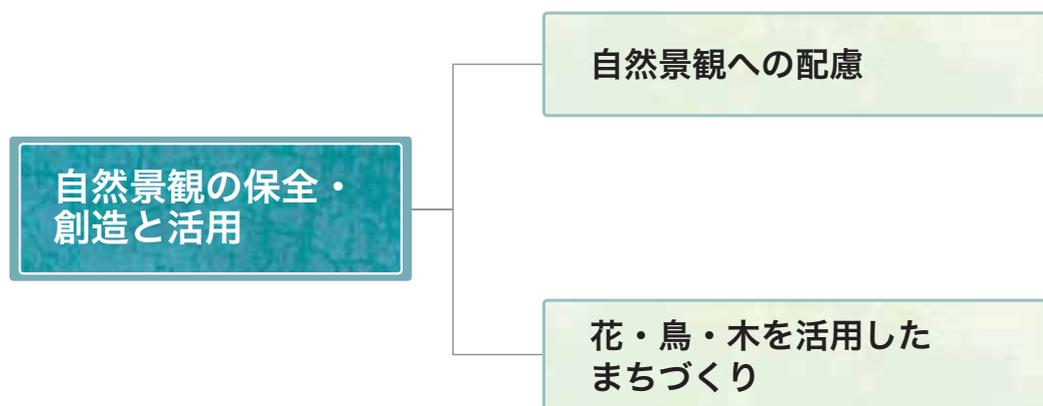
- 市は、久慈平庭県立自然公園や総延長が国内上位の鍾乳洞である「内間木洞」、平成25年に創設された「三陸復興国立公園」、「みちのく潮風トレイル」及び「三陸ジオパーク」など優れた自然景観に恵まれています。

これらの大自然を多くの方々に理解していただくため、老朽化した施設の整備や維持管理による景観の保全に務めるとともに、効果的な活用に取り組む必要があります。

また、三陸ジオパークに関しては、4年に1度の再審査を控えていることから、再認定に向けた取り組みが必要です。

- 市では、市の花・鳥・木として「つつじ」、「うぐいす」、「しらかば」を定めており、これらを活用したまちづくりを進めています。

今後においても、「つつじ」、「うぐいす」、「しらかば」を活用したまちづくりを啓蒙する必要があり、市民の豊かでうるおいのあるまちづくりの形成に努める必要があります。



2 施策の方向（目指す姿）

① 自然景観への配慮

市の素晴らしい景観を次世代に引き継ぐため、周辺の整備については景観を損なうことがないように配慮した景観形成に努めます。

この地域でしか体験することのできない「歩く旅」を楽しむ「みちのく潮風トレイル」では、景観に配慮しながら利用者の利便性を考慮した施設整備や標識設置など維持管理に努めます。

三陸ジオパークについては、ガイドなどによる学習・体験を通し市のジオポイントの理解を深める機会を設けるとともに、地形・地質遺産の保護を行います。



② 花・鳥・木を活用したまちづくり

市の花・鳥・木である「つつじ」、「うぐいす」、「しらかば」が市のシンボルとして市民に親しまれ、市民の一体感の醸成に寄与するとともに、これらを活用したまちづくりを推進します。

3 施策展開における役割

市民、自治会、事業者、団体などに期待される役割	<ul style="list-style-type: none"> 市民や事業者は、自然景観や環境に配慮した活動を行うことが期待されます。 市民や関係団体などは、市の花・鳥・木を町内会活動やボランティア活動などで活用し、一体感の醸成に寄与することが期待されます。
市の役割	<ul style="list-style-type: none"> 久慈平庭県立自然公園をはじめ、市の恵まれた自然環境が守られるよう適正な管理運営に継続的に取り組みます。 市の花・鳥・木が効果的に活用されるよう、啓蒙活動を行うとともに、率先してまちづくりへの活用に努めます。

4 主な事務事業

事業名	事業主体	事業概要
観光施設維持管理事業	市	観光施設（自然公園等保護管理含む）の維持管理により利用者の快適かつ安全な利用を図る。
紹介宣伝事業（再掲）	市	観光情報の紹介宣伝活動により、当市への観光客の誘客につなげる取り組みを行う。

5 目標（基準：平成26年度）

指標	H26	H28	H29	H30	H31	H32
案内看板の設置数（基）	2	5	8	11	14	17



第11節

環境対策の推進

1 現状と課題

- 市では、騒音、悪臭、大気汚染といった事業活動に起因する公害に対して、事業者の努力や行政の規制・指導などにより快適な生活環境を維持するよう努めています。しかし、近年、生活騒音や生活排水などといった市民生活に起因する問題が顕在化しているほか、継続して事業活動による公害の防止が求められています。

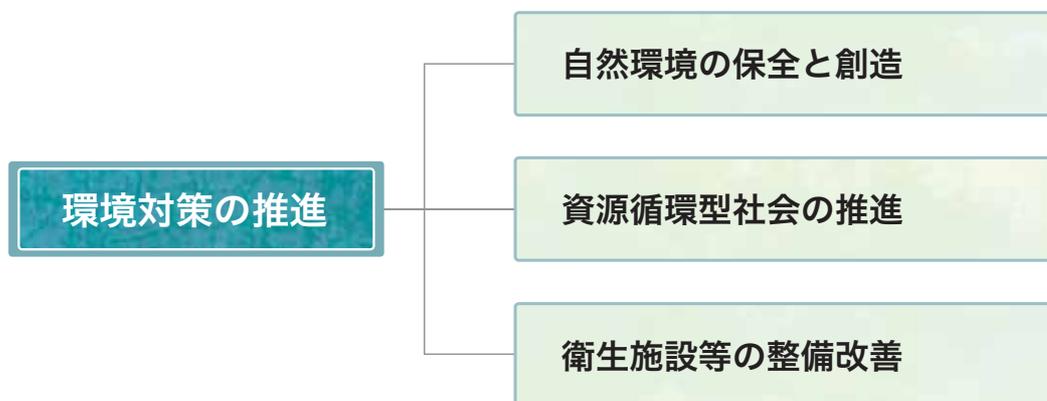
また、山林や河川敷へのポイ捨てやテレビ、冷蔵庫、タイヤなどの不法投棄が後を絶たない状況です。このため、市の恵まれた自然や生物の生育環境を保全するためにも、環境保全対策の充実と市民や事業者の環境保全意識の向上を図るとともに、不法投棄の防止対策の強化を推進する必要があります。

- 市における家庭系及び事業系ごみの排出量は、東日本大震災以降は減少傾向にあったものの、近年は増加傾向にあります。ごみの減量化及び資源化率向上のため、平成25年10月より、家庭から排出されるプラスチック製容器包装の分別収集を開始するとともに、平成26年6月には古着回収事業を開始するなど、Reduce（発生抑制）、Reuse（再使用）及びRecycle（再利用）といった3Rを促進する取り組みを実践しています。

今後においても、新たな資源物品目の検討や分別収集に取り組み、資源循環型社会の構築を推進する必要があります。

- し尿処理施設は、建設後40年が経過し老朽化が進み、耐用年数を大きく超えて運転している状況です。新施設建設予定は、震災によりスケジュールに遅れが出ているものの、平成33年度に供用開始を予定しています。

また、ごみ処理施設も老朽化が進んでおり、施設の建設計画など再検討が望まれています。併せて、最終処分場の延命を図るための取り組みも必要です。





2 施策の方向（目指す姿）

① 自然環境の保全と創造

貴重な自然環境や市民の健康で快適な生活環境を保持するため、大気、水質、悪臭、騒音などの監視・調査の強化に努めるとともに、ポイ捨てや不法投棄の防止に向け市民と事業者及び行政が一体となった取り組みを推進します。

また、良好な環境を将来にわたって継承するため、市民の自然環境保全の意識啓発に努め、生物の貴重な生息場所である森林や水辺などの保護、保全に努めます。

② 資源循環型社会の推進

資源循環型社会の構築を推進するため、市民、事業者及び行政が役割分担してごみの減量化、再使用及び再利用に取り組み、資源化率の向上に努めます。

また、市民が中心となって取り組む資源循環型社会の構築を推進します。

③ 衛生施設等の整備改善

し尿処理に係る現有施設は耐用年数を超過していることから、新施設の早期完成を目指すとともに、可能な限り供用開始の前倒しを図り、安全で安定的なし尿処理体制の確保に努めます。

また、ごみ処理施設や最終処分場の延命を図るため、排出抑制やりサイクル、ごみ分別を推進します。

3 施策展開における役割

市民、自治会、事業者、団体などに期待される役割	<ul style="list-style-type: none"> ・市民は、環境や資源循環型社会に配慮した日常生活を送ることが期待されます。 ・事業者は、各種規制基準を遵守するとともに、自主的な減量化計画の作成及び過剰包装の抑制に取り組むことが期待されます。
市の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全対策の充実と環境保全意識の醸成に取り組めます。 ・環境教育・普及啓発活動の実施、過剰包装の削減及び不法投棄対策に取り組めます。



第2章 「基礎戦略1」 共に支え、元気と安らぎあふれるまちづくり

4 主な事務事業

事業名	事業主体	事業概要
環境パトロール員設置事業	市	不法投棄の未然防止や早期発見のため、環境パトロール員を委嘱し巡回監視等を実施する。
快適生活環境確保対策事業	市	市民の衛生的な生活環境を確保するため、早朝一時間清掃等の清掃活動事業を支援する。
環境保全対策事業	市	公害の未然防止や環境状況の把握のため、各種測定を実施する。
資源循環型都市づくり推進事業	市（補助）	生活環境の向上のため、自治会等が実施するごみ集積施設や回収容器の整備を支援する。 家庭生ごみの減量化や資源化を図るため、家庭用生ごみ処理機の購入を支援する。

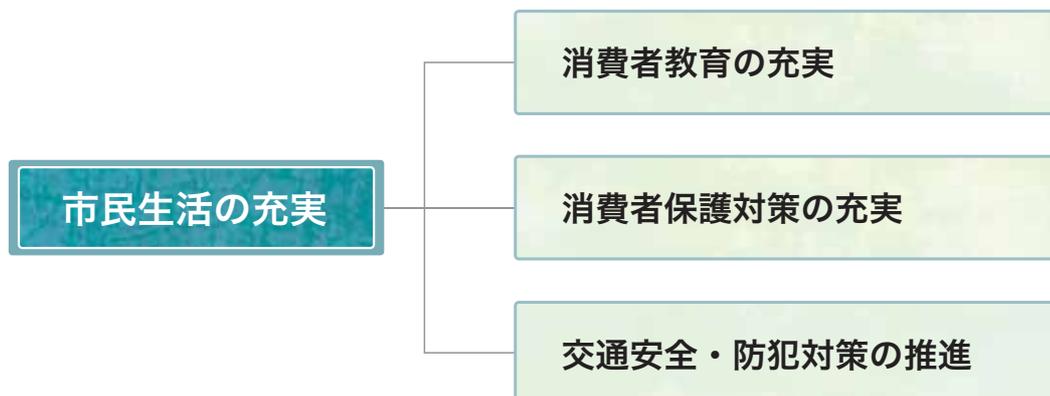
5 目標（基準：平成26年度）

指標	H26	H28	H29	H30	H31	H32
公害苦情受付件数（件）	12	11	10	10	9	8
年間ごみ総排出量（t）	13,877	13,503	13,316	13,129	12,942	12,756



1 現状と課題

- 市では、消費者被害の未然防止と消費者教育を目的とした、消費者力アップ講習会を開催し、消費者啓発活動や生活（衣食住）に関する情報提供を行っています。
 今後は、幼児期から高齢期までの各ライフステージに応じた消費者教育のため、必要な研修の開催や情報収集に努めるほか、学校教育における消費者教育活動への積極的な参画の促進が必要となっています。
- 消費者を取り巻く環境は、パソコン・スマートフォンなどの普及に伴うインターネットトラブルや、高齢者や障害者などの社会的弱者を狙った悪質商法など、一層複雑化・多様化しています。また、消費者事故や消費者トラブルは、社会経済状況の変化に伴い、その内容が大きく変化するほか、商品・サービスなどの変化により次々と新たな消費者問題が生じています。
 今後も、消費生活の安定・向上を確保するため、より高度で専門性の高い相談対応が求められています。
- 久慈市内の刑法犯認知件数は、平成25年は186件、平成26年は167件と総数は減少していますが、非侵入窃盗が多く発生しています。
 一方、交通事故件数については、平成25年は770件、平成26年は722件と総数は減少していますが、死亡事故件数は、平成25年は1件、平成26年は3件と増加しており、高齢歩行者や高齢ドライバーが関わる事故が多く発生しています。また、飲酒運転の検挙状況については、平成25年は23件、平成26年は14件と総数は減少していますが、依然として発生しています。
 今後においても、犯罪のない安全な市民生活の確保、交通死亡事故ゼロ、飲酒運転の撲滅を実現するため、市、市民及び関係団体が、各々の責務を果たしながら連携協力し、安心安全なまちづくりに取り組む必要があります。





2 施策の方向（目指す姿）

① 消費者教育の充実

消費者教育の充実を図るため、広報紙やホームページなどを利用した消費に関する知識の普及啓発活動を行います。また、消費者が自ら進んで知識を習得できるよう、出前講座や各種講習会を開催し、消費生活における被害防止に努めます。

② 消費者保護対策の充実

消費者被害が深刻化・拡大する前に、情報をできる限り早期に把握し、消費者への注意喚起に努めます。また、消費生活相談員の資格保有率・研修参加率の向上を目指すなど、寄せられる相談や苦情に迅速に対応できるよう努めます。

③ 交通安全・防犯対策の推進

犯罪のない明るく住みよい安全な地域社会の構築を目指し、市民と行政が一体となってその実現に努めます。

交通事故防止については、交通安全計画に基づき、各交通安全運動期間の啓発活動、各年齢層に応じた交通安全教室などの実施により、交通死亡事故ゼロ、交通事故総量の削減に取り組みます。また、飲酒運転撲滅のため、関係機関と連携した啓発活動に取り組みます。

3 施策展開における役割

<p>市民、自治会、事業者、団体などに期待される役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市民は、消費生活に関する知識の自主的な習得を目指し、消費生活（多重債務）問題を抱えた場合に相談窓口を利用するなど、トラブルを未然に防止または最小限に抑える行動をすることが期待されます。 ・市民は、防犯及び交通安全のために必要な知識や技術の習得に努めるとともに、運転マナーやモラルの向上に努めることが期待されます。 ・自治会は犯罪と交通事故のない地域づくりに取り組むことが期待されます。 ・事業者は、消費生活に関連する法令を順守し、商品・サービスに関するわかりやすい情報の提供に努めることが期待されます。
<p>市の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者意識の啓発や消費者が知識を習得できる環境の整備に努めます。 ・関係機関などとの連携を強化し、相談体制の充実に努めます。また、情報共有・情報提供や、適切な相談窓口への紹介など、支援の充実に努めます。 ・警察及び関係団体と連携し、地域の防犯・交通安全活動を支援するとともに、犯罪のないまちづくりの推進、交通死亡事故ゼロ、飲酒運転の撲滅を目指し、各種啓発活動を実施します。



4 主な事務事業

事業名	事業主体	事業概要
消費生活センター事業	市	久慈広域住民の消費生活相談を受けるための相談員を配置するなど、消費者の利益を保護する取り組みを行う。
久慈市交通安全対策協議会補助事業	市（補助）	交通安全思想の普及や正しい交通ルールなどの周知活動を実施する団体を支援する。
久慈市防犯協会連合会補助事業	市（補助）	安心安全な街づくりのために防犯啓発活動を実施する団体を支援する。

5 目標（基準：平成26年度）

指標	H26	H28	H29	H30	H31	H32
講習会等参加延べ人数（人）	131	150	170	200	220	250
相談受付件数（件）	387	370	360	340	320	300
刑法犯認知件数（件）	185	180	180	175	175	170
交通事故発生件数（件）	722	680	660	640	620	600
飲酒運転検挙数（件）	14	8	6	4	2	0





第13節

エネルギー対策の推進

1 現状と課題

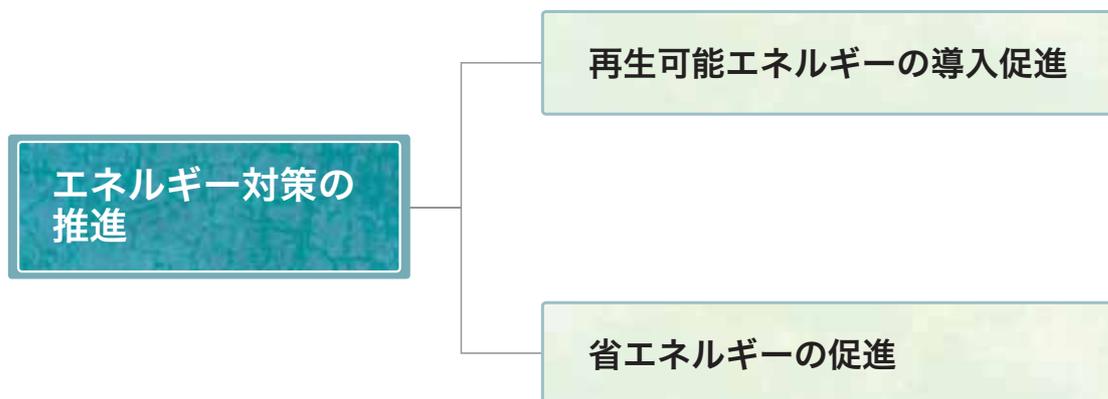
- 市では、「久慈市復興計画」に「再生可能エネルギー等に取り組む」ことを位置付けており、住宅用太陽光発電への補助により市民レベルの取り組みを支援しているほか、公共施設への発電設備設置、民間事業者による発電事業や研究機関などによる調査事業への協力、木質バイオマスなど有機性資源の活用に向けた取り組みや研究を行っています。

しかし、大規模発電所の設置については、送電網の容量不足による連系制約（※）や、固定価格買取制度の見直し、電力システム改革など国のエネルギーを取り巻く状況が刻々と変化していることから、長期にわたる大規模な取り組みの推進が難しくなっています。

- 地球温暖化の影響により、自然災害の増加や生態系の変化が危惧され、大きな社会問題となっています。市内の温室効果ガス排出量は2005年の24.8万tと比較して2012年は30.1万tであり増加傾向にあります。特に、家庭・業務部門の増加率は顕著で、部門別排出量割合も約半分を占めております。

このため、事業者、市民一人ひとりの省エネによる低炭素化社会の構築を推進する必要があります。

※連系制約…発電した電力を送電網に送り込むこと（連系）が困難な状態になること。連系しようとする電力量が、送電網の受け入れ可能な容量を上回ってしまう場合にこうした状態になる。





2 施策の方向 (目指す姿)

① 再生可能エネルギーの導入促進

住宅用太陽光発電の導入促進など市民の取り組みを継続的に支援するほか、国・県などの補助制度を活用し、市内公共施設や事業所などで市に賦存するエネルギーポテンシャルを有効活用できるよう取り組みます。

また、事業者による発電事業においては、情報提供や地区住民との調整に努めるとともに、地域住民自らによる取り組みとの連携が図られるよう支援に努めます。

これらの取り組みを進めるうえで、送電網の脆弱性が支障となっていることから、関係機関・団体などと連携し、国などに対し送電網強化について要望していきます。

② 省エネルギーの促進

日常生活や事業活動に伴って排出される温室効果ガスの削減のため、省エネ機器の普及やエコドライブなどの省エネ行動の啓発に努め、市民などが主体となる地球温暖化防止活動について支援します。

また、地球温暖化対策については、久慈広域町村と情報交換を行い、連携しながら取り組みます。

3 施策展開における役割

市民、自治会、事業者、団体などに期待される役割	<ul style="list-style-type: none"> ・市民は、太陽光発電システムの設置をはじめ、各世帯で対応可能な再生可能エネルギー導入に取り組むとともに、省エネルギーに対する身近な取り組みを実践することが期待されます。 ・事業者は、市に賦存する多様な再生可能エネルギーを活用し、発電施設設置に向けた取り組みを行うとともに、事業活動におけるエネルギー管理の徹底を進めることが期待されます。
市の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設への再生可能エネルギー導入を進めるとともに、市民や事業者が行う取り組みへの支援・協力を行います。 ・省エネルギーの普及・啓発及び省エネルギー活動を支援します。



第2章 「基礎戦略1」 共に支え、元気と安らぎあふれるまちづくり

4 主な事務事業

事業名	事業主体	事業概要
住宅用太陽光発電システム導入促進事業	市（補助）	住宅への太陽光発電設置に支援する。
エコ工場化促進事業	市（補助）	工場（製造業）への太陽光発電設置、照明のLED化を支援する。
木質バイオマス活用推進事業	①市（補助） ②市 ③市	①木質バイオマス熱供給施設の整備に支援する。 ②公共施設へのチップボイラー設備を導入する。 ③未利用木材の市内流通を支援する。
地球温暖化対策事業	市（補助）	市民で組織する団体が自主的に行う地球温暖化防止活動を支援する。

5 目標（基準：平成26年度）

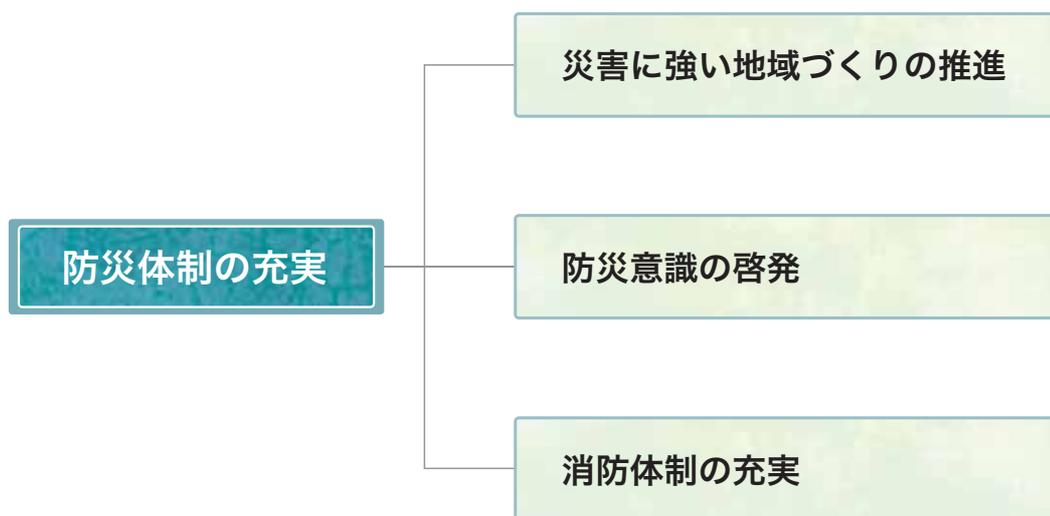
指標	H26	H28	H29	H30	H31	H32
固定価格買取制度における再生可能エネルギー発電設備の導入容量（kw）	8,329	9,000	11,000	13,000	15,000	17,000
温室効果ガス排出量（万t-CO ₂ ）	28.77	27.49	26.85	26.21	25.57	24.93



第1章 論
第2章 基本構想
第1章 重点戦略
第2章 基礎戦略1
第3章 基礎戦略2
第4章 基礎戦略3
付属資料

1 現状と課題

- 集中豪雨などにより、土石流、がけ崩れ、地すべりなどの土砂災害が毎年全国各地で発生していますが、当地域においても防災設備による対策のみでは、甚大な被害に対応することは困難となっています。
災害時における指定緊急避難場所や被災地域の支援・復旧活動拠点の整備及び市民一人ひとりが身近にある危険箇所を認識することが必要です。
- 東日本大震災や林野火災など、過去に幾度となく被害を受けている当地域においても、時の経過とともに世代が代わり、災害から学んだ教訓への関心度が低くなり始めていることから、災害が発生した場合、住民の生命の危険が憂慮されています。
- 消防団員の高齢化が進んでおり、婦人消防協力隊の解散・隊員減少が続いています。
消防団は地域における消防防災のリーダーとして、平常時・非常時を問わず地域に密着し、住民の安心と安全を守るという重要な役割を担いますが、若年入団者の減少と高齢化が進んでおり、若者の入団促進と待遇の改善が必要となっています。
同じく地域に密着した消防防災活動を行う婦人消防協力隊は、隊員の減少が続き解散する隊も出てきており、組織の在り方、活動内容の見直しを進める必要があります。





第2章 「基礎戦略1」 共に支え、元気と安らぎあふれるまちづくり

2 施策の方向（目指す姿）

① 災害に強い地域づくりの推進

さまざまな自然災害を未然に防ぐために、また災害時における指定緊急避難場所の確保や被災地域の支援・復旧活動のために関係機関、関係課と協力して、防災公園などの災害に対する施設整備事業を進め、災害に強い地域づくりを目指します。

② 防災意識の啓発

防災センターを活用した体験学習や津波避難訓練、各種広報活動、自主防災組織の結成・育成など、市民の防災意識の啓発・普及に努めます。

また、国・県・関係機関と連携し、情報メルマガ配信サービスなどによる情報伝達体制の充実を図ります。

③ 消防体制の充実

消防職員は定数を満たしているものの、消防団員は定数割れが続いているため、女性の入団促進も併せ充足率の向上に努めます。

また、消防水利、防災資機材を継続して整備します。

3 施策展開における役割

市民、自治会、事業者、団体などに期待される役割	<ul style="list-style-type: none"> ・市民は、防災意識を高め、地域の防災活動への協力、消防団・婦人消防協力隊への入団・入隊意識の醸成が図られることが期待されます。 ・事業者は、地域の防災活動に協力するとともに、各種災害に備えた防災体制の充実を図り、従業員・利用者などの安全を確保することが期待されます。また、消防団員、婦人消防協力隊員として活動する従業員に配慮することが期待されます。
市の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・防災設備などの整備及び国・県に対し要望を行い、災害に強い地域づくりを推進します。 (1)河川整備（治水）事業では、久慈川等の主要河川の堤防未整備区間の築堤や嵩上げなど、早期整備が図られるよう、県に対し強く要望するとともに、市が管理する準用河川や普通河川等の改修の推進や、大雨による浸水被害を軽減するための雨水排水路施設整備を推進し、洪水対策に努めます。 (2)湾口防波堤の整備（国）、海岸水門等の遠隔操作化（県）など、関係機関と協力し、津波被害の軽減に努めます。 (3)災害時における被災地域の支援・復旧活動拠点となり、指定緊急避難場所としても活用できる防災公園の整備促進に努めます。 ・防災センターを活用して防災学習を行い、防災意識の啓発や普及に努めます。



市の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・難聴世帯の解消に向け、防災行政無線の整備や防災メルマガ配信サービスの周知など継続して実施します。また、平成28年度からは県が新たに整備する災害情報システム（Lアラート（※））に加入することにより、住民に対し、さまざまなメディアを通じて迅速かつ正確に防災情報等を伝えます。 ・消防防災施設の整備を計画的に進めるとともに、消防団、婦人消防協力隊の待遇改善に努めます。
------	---

※Lアラート（公共情報コモンズ）…中央省庁や地方公共団体など災害関連情報の発信者と各種のメディアとの間で、災害などに関する情報を効率的に共有する情報基盤。発信された災害情報等を収集し、情報提供のための変換や出力を一括して行うことで、迅速に幅広いメディアへ情報提供が可能になり、テレビ、ラジオなどを通じて、地域住民に情報提供することができます。

4 主な事務事業

事業名	事業主体	事業概要
災害対策事業（再掲）	市	災害に関して、必要な災害予防、災害応急対策を行う。
久慈市避難施設整備事業	市（補助）	避難施設の整備及び設備の充実を図る。
河川整備事業	市	河川の改修を行う。
公共下水道事業	市	雨水排水路の整備等を行う。
防災公園整備事業	市	被災地域の支援・復旧活動拠点や避難場所となる公園の整備を行う。
海岸保全施設整備事業	県、市	遠隔化を含む水門陸閘の整備を行う。

5 目標（基準：平成26年度）

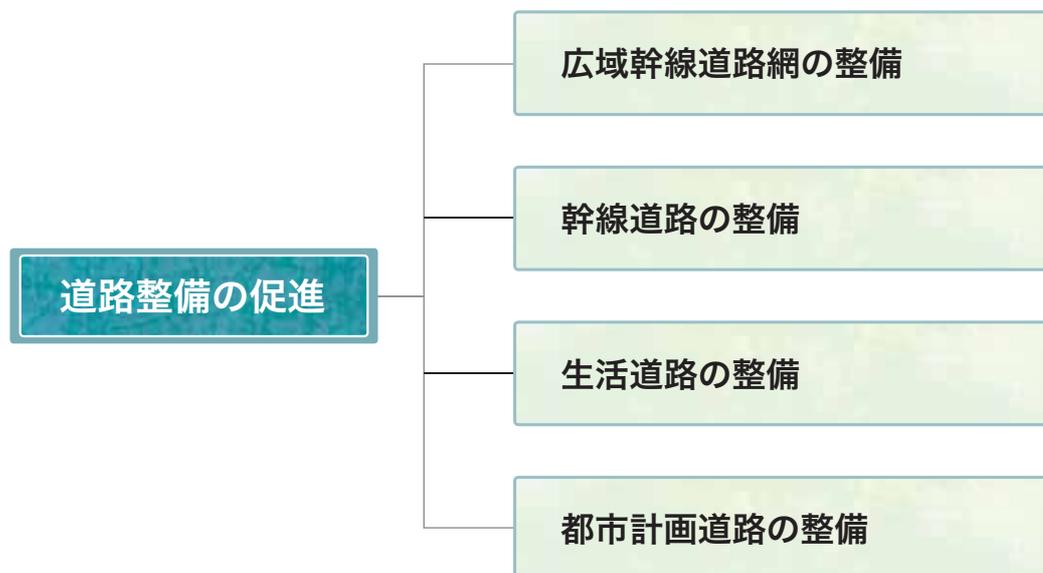
指標	H26	H28	H29	H30	H31	H32
湾口防波堤概成状況（m）	1,550	1,895	2,075	2,255	2,435	2,615
消防団員充足率（%） （女性団員数（人））	96.2 (8)	96.2 (10)	96.2 (11)	96.2 (12)	96.2 (13)	96.2 (14)



第15節 道路整備の促進

1 現状と課題

- 国では、広域連携・地域交流を支援する三陸沿岸道路を「復興道路」と位置付け、早期完成に向けて事業を進めています。岩手県内の供用率は3割と未だ低い状況にあります。
また、久慈市と盛岡市を結ぶ国道281号の交流促進型広域道路の整備は、岩手県が「復興支援道路」として案内トンネルなどの一部区間で改良整備を行っていますが、平庭峠等の改良整備は進んでいない状況です。
- 交流人口の拡大に重要な役割を果たす主要地方道などの幹線道路の整備について、県内の他地域と比べ立ち遅れている状況にあり、当地域の産業振興の妨げとなっていることから、主要地方道及び一般県道の改良整備が必要です。
- 市民生活の基盤である生活道路は、市街地や周辺部での利便性や安全性など生活環境の向上を図るため整備を進める必要があります。加えて、多様化する市民ニーズへの的確な対応と、より効果的・効率的な行政運営が求められていることから交通量等を考慮した計画的な整備が求められています。
- 都市の骨格である都市計画道路の必要性は高いにも関わらず、整備率は依然として低い状況にあることから、交通渋滞の解消や快適な市街地の形成などの利便性が求められています。





2 施策の方向 (目指す姿)

① 広域幹線道路網の整備

広域連携・地域交流を支援する三陸沿岸道路を形成する八戸・久慈自動車道及び三陸北縦貫道路の全線完成、県内90分構想の実現に向けた国道281号の抜本的な改良整備等、広域幹線道路網の整備促進に努めます。また、三陸沿岸道路の開通に向け、地域外から「ひと」を呼び込む地域振興施設等と一体となった道の駅整備に向けて取り組みます。

② 幹線道路の整備

市の幹線道路については、救急医療の広域連携による安全性の向上、地域間の交流促進などのため、安全・安心な主要幹線道路網の整備促進に努めます。

③ 生活道路の整備

市道については、幹線道路との連携を図り、整備手法等について検討を加えながら、交通量、緊急性や重要性等を勘案して整備改良を進め、交通危険箇所の解消に努めます。また、既存の道路、橋梁などの老朽化も進行しており、適切な改良整備、老朽化対策、維持管理に努めるとともに、地域の特徴を生かした、市民と行政の協働による道路維持補修の積極的な推進に努めます。

④ 都市計画道路の整備

安全・安心な交通環境の改善や、健全で快適な市街地形成など都市機能の充実を図るため、都市計画道路の整備を推進します。

3 施策展開における役割

市民、自治会、事業者、団体などに期待される役割	<ul style="list-style-type: none"> ・市民、町内会、事業者、団体は、国道の整備促進につなげるため、要望活動や住民大会などに積極的に参加することが期待されます。 ・市民は、道路や河川などの地域内環境美化への高い意識を持つことが期待されます。 ・市民、町内会、企業は、道路河川愛護運動などのボランティア活動に参加し、快適な周辺環境の維持に取り組むことが期待されます。
市の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・八戸・久慈自動車道、三陸北縦貫道路の早期全線完成と国道281号の抜本的な改良整備について、国・県に対し継続した要望活動を実施します。 ・住民の意見を十分に考慮し、市の活性化や居住環境の向上を図るため、計画的に市道などの整備・管理を進めます。



第2章 「基礎戦略1」 共に支え、元気と安らぎあふれるまちづくり

4 主な事務事業

事業名	事業主体	事業概要
道路施設の老朽化対策事業	市	橋梁等の老朽化した道路施設を定期的に点検・評価し、計画的に修繕等を行う。
社会資本整備総合交付金事業	市	国の交付金を活用し、市道の整備を行う。
市民協働道路維持補修事業	市・市民 (町内会等)	地域住民と行政が協働し、地域の道路環境の改善を図る。
道路新設改良事業（単独）	市	辺地・過疎対策事業などを導入して、市道の整備を行う。
交通安全施設整備事業	市	交通安全施設や交通管理施設を設置する。
市道維持修繕等事業	市	道路維持補修、計画的な除雪機の更新等を行う。
八戸・久慈自動車道整備促進 住民大会運営費補助金	市・市民・町内 会・事業者・団 体（補助）	八戸・久慈自動車道整備促進住民大会の開催に対し支援する。
要望活動	市・市民・町内会・ 事業者・団体	道路整備など、国・県に対し各種同盟会等と要望活動を行う。
都市計画道路整備事業	市	交通渋滞の解消や快適な市街地の形成などのため、都市計画道路網の整備を行う。

5 目標（基準：平成26年度）

指 標	H26	H28	H29	H30	H31	H32
舗装済市道延長（km）	406.2	412.5	414.0	415.5	417.0	418.5
橋梁の長寿命化修繕率 〔要対策橋梁〕（%）	36	51	58	64	71	78

第1章 序論
第2章 基本構想
第1章 重点戦略
第2章 基礎戦略1
第3章 基礎戦略2
第4章 基礎戦略3
付属資料

1 現状と課題

- 港湾管理者（岩手県）が、港湾機能の強化に向け、必要に応じた港湾施設の整備・修繕を行っています。

過去5年間では、東日本大震災からの復旧をはじめ、諏訪下地区の防波堤改修や防潮堤の嵩上げ、船着場整備、野積場の舗装、玉の脇地区の物揚場改良、半崎地区の臨港道路越波対策など、必要な施設整備が随時行われてきましたが、今後は、荷役稼働を進める上で利便性向上に向けた新たな施設の整備促進が望まれます。

- 久慈港湾口防波堤は、津波被害から市民の生命・財産を守るとともに、港内の静穏度の向上による岸壁荷役効率の向上、船舶の避難泊地の確保を目的に、国直轄事業として平成2年度から整備が進められています。市のまちづくりは、湾口防波堤の完成が前提となっており、1日も早い完成が期待されています。

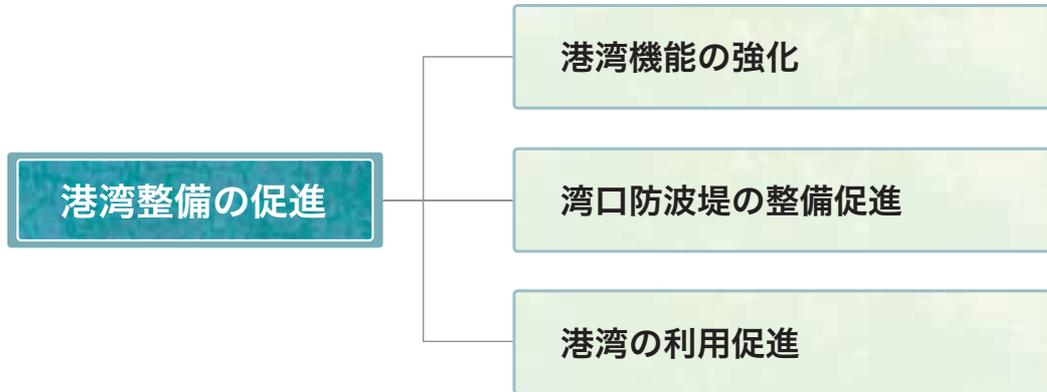
久慈港湾口防波堤の計画延長は3,800m（北堤2,700m、南堤1,100m）であり、平成27年度末の概成（※）延長は1,685m（北堤615m、南堤1,070m）と、進捗率約44%となっています。南堤は間もなく概成する見込みとなっておりますが、北堤は約23%の進捗にとどまっていることから、早期完成に向け、国などに対し要望活動を継続していく必要があります。

- 港湾の利用状況を示す指標となる取扱貨物量が減少傾向にあることから、新たな荷主の掘り起こしや港湾利用型企業の誘致、既存利用企業の支援など、貨物量の拡大に向けた取り組みを強化する必要があります。

また、港の賑わい創出による利用促進対策の一環として、クルーズ客船の誘致活動に取り組み、平成26年度からは毎年1隻ずつの寄港を受け入れており、観光振興や地元経済の活性化につなげています。

なお、平成27年度に施設が復旧した「久慈地下科学水族館『もぐらんぴあ』』については、国土交通省東北地方整備局が認定する「みなとオアシス」に位置付けられていることから、港湾振興の観点からも施設の有効活用を進める必要があります。

※概成…湾口防波堤整備の工程において、ケーソン（巨大なコンクリート製の箱）が海域に据え付けられ、計画延長が確保された状態。なお、その後においてケーソン上部の嵩上げ工事などが行われ完成に至る。



2 施策の方向 (目指す姿)

① 港湾機能の強化

港湾の利用状況を示す指標となる取扱貨物量の拡大を図るとともに、港湾背後地における市民生活や企業活動の安全・安心を確保することから、港湾管理者と連携した施設整備・安全対策を進め、久慈港の振興に努めます。

② 湾口防波堤の整備促進

久慈港湾口防波堤は、平成40年度の完成予定であることから、着実な進捗が図られるよう国などに対する要望活動を積極的に行うとともに、市民や企業などに対して整備効果を広く発信するため、講演会や見学会の開催による広報活動を展開します。

また、湾口防波堤工事の進捗に伴い創出される静穏域の活用について、具体的な調査・検討を進めます。

③ 港湾の利用促進

貨物取扱量の増加に向け、港湾貨物の既存利用企業への支援を強化するとともに、「久慈港利用貨物拡大事業補助金」などを活用しながら、新たな荷主の掘り起こしに向けた効果的なポートセールスに努めます。

また、港の賑わい創出に向けては、関係機関・団体と連携し、クルーズ客船の誘致や「みなとオアシス」の振興に努めます。

3 施策展開における役割

市民、自治会、事業者、団体などに期待される役割

- ・市民は、湾口防波堤整備の効果について理解を深めることが期待されます。
- ・市民や市内団体などは、港湾関係のイベントに積極的に参画し、港湾の賑わいづくりに協力することが期待されます。
- ・事業者は、物流面における港湾利用を検討し、港の活性化に協力することが期待されます。

第1章 序論

第2章 基本構想

第1章 重点戦略

第2章 基礎戦略1

第3章 基礎戦略2

第4章 基礎戦略3

付属資料



市の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な施設の把握に努めるとともに、当該施設の整備促進に向け港湾管理者と連携した取り組みを進めます。 ・湾口防波堤整備の着実な進捗が図られるよう国などに対する要望活動を積極的に行うとともに、市民や企業などに対して整備効果を広く発信するための広報活動を展開します。 ・関係機関・団体との連携により、静穏域の活用策についての調査・検討を行います。 ・貨物取扱量の増加に向けたポートセールスの展開と港湾利用事業者への支援、港の賑わいづくりに向けた各種の取り組みを行います。
------	--

4 主な事務事業

事業名	事業主体	事業概要
要望活動	市、関係団体	港湾整備について、国・県に対し、関係団体等と要望活動を行う。
久慈港利用貨物拡大事業	市（補助）	久慈港を新規利用した荷主に対し支援する。
クルーズ客船誘致活動	市	久慈港の賑わい創出や地元経済への波及効果に向けクルーズ客船を誘致する。
久慈湾利活用調査・検討	市、関係機関・団体	湾口防波堤完成により創出される湾内の静穏域活用に向け調査・検討を行う。

5 目標（基準：平成26年度）

指標	H26	H28	H29	H30	H31	H32
港湾貨物の取扱量（t） ※暦年での積算	121,344	180,000	185,000	190,000	195,000	200,000
湾口防波堤整備の概成状況（m）※再掲	1,550	1,895	2,075	2,255	2,435	2,615
クルーズ客船等の受け入れ回数（回）	1	2	2	2	2	2

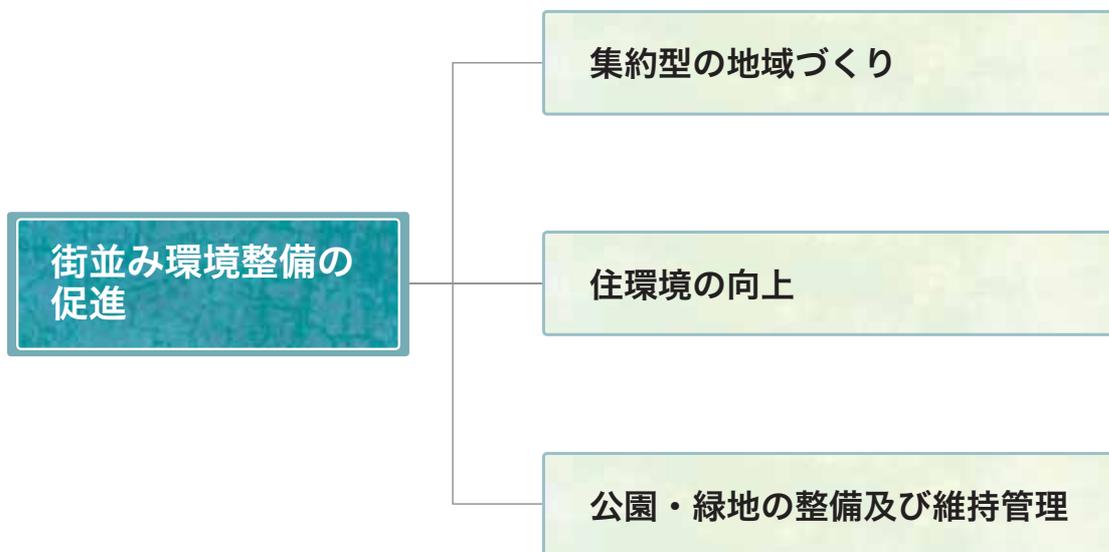


第17節

街並み環境整備の促進

1 現状と課題

- これまで住宅や大型店舗などが郊外に立地してきた事により、市街地が拡大してきましたが、今後、人口減少・高齢化がさらに進むことで、人口密度の低い市街地が広く形成され、車の運転が困難な交通弱者が、医療、福祉、買い物などの生活を支えるサービスの提供を受けにくくなることが懸念されています。
また、核家族化も進んでいることから、空家が増加しており、その中でも管理が行き届かず、安全上・衛生上・景観上・防犯上など、問題のある空家が増えることが懸念されています。
- 市営住宅などにおいて、老朽化や耐用年数を大幅に超過した住宅が多く、修繕費用が嵩んでいる状況にあり、計画的な長寿命化対策又は用途廃止が必要になっています。
また、市内に小規模な市営住宅が多く点在しており、施設の維持・管理に掛かる費用負担が大きいことから、更新などにあたっては新たな運営方法も踏まえ対策を講じる必要があります。
- 市民が憩い、安らぎ、交流する場やスポーツレクリエーション活動など健康づくりや地域活動の場として、さらに避難場所や防災拠点などさまざまな役割を持つ公園・緑地の整備・維持管理が求められています。





2 施策の方向 (目指す姿)

① 集約型の地域づくり

今後は、過度に自家用車に頼らずバスや徒歩等で暮らせる、地域毎にコンパクトなまちづくりを目指し、都市計画区域内や地域の拠点へ居住と都市機能の誘導を緩やかに進め、それぞれの地域を公共交通機関などで結ぶことにより、持続可能で誰もが住みやすいまちづくりの推進に努めます。

また、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「特措法」という。）に基づく、当市の空家等対策計画を策定し、その対応により所有者等の維持管理を促し、問題のある空家を増やさないこと、また、利用可能な空家の活用により、U・J・Iターンによる移住・定住を促進するなど、空家管理を促します。

② 住環境の向上

人口の減少見直しを踏まえ、老朽化が進んでいる市営住宅の長寿命化対策又は用途廃止などに取り組み、更新にあたっては市営住宅の総量や負担などを踏まえ、PFIなど民間事業者の資金とノウハウの活用を検討し、安全で安心な住環境の供給に努めます。

③ 公園・緑地の整備及び維持管理

市民の身近な遊び場や憩い、交流、スポーツレクリエーションの場として、また、災害時の避難場所や防災拠点など、多様なニーズに対応した公園・緑地の整備を推進します。

また、公園・緑地の長寿命化計画に基づく維持管理費の低減及び安全確保に努めます。

3 施策展開における役割

市民、自治会、事業者、団体などに期待される役割	<ul style="list-style-type: none"> ・市民は、住宅の建替えや住み替えを検討する際に、都市計画区域内や地域の拠点となる場所及びバス路線沿いを検討することが期待されます。 ・市民は、空家の管理は第一義的には所有者・管理者にある事を理解し、その管理に努めることが期待されます。 ・市民は、市営住宅の適切な使用管理をすることが期待されます。 ・市民は、公園・緑地の適切な利用や維持管理に協力することが期待されます。 ・事業者は、バス路線沿いや都市計画区域内の用途区域など、交通弱者となっても、快適に生活できる良質な住環境の提供（新築・改築・住み替え）が期待されます。 ・事業者は、空家の管理や、利活用可能な空家の売買・賃貸・リフォーム等の関連事業の推進が期待されます。 ・事業者（指定管理者など）は、公園・緑地の維持管理を適切に行うことが期待されます。
-------------------------	--



第2章 「基礎戦略1」 共に支え、元気と安らぎあふれるまちづくり

市の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・歩いてでも暮らせるような「多極ネットワーク型コンパクトシティ」の方向性に沿った取り組みを進めます。 ・市は、特措法に基づいた当市の空家等対策計画を策定し、必要な措置を実施することで、空家の利活用の促進や適正な管理を促します。 ・市営住宅の建替えや長寿命化対策又は用途廃止など社会情勢に沿った住宅供給に取り組みます。 ・公園・緑地の整備、施設の更新、維持管理を行います。
------	--

4 主な事務事業

事業名	事業主体	事業概要
市営住宅改修事業	市	市営住宅の耐久性や防水性、断熱性能などの機能向上及び維持保全により長寿命化を行う。
市営住宅整備事業	市	老朽化した市営住宅の建替え整備などを行う。
都市公園整備事業	市	市民の憩いの場、また、災害時の避難場所や防災拠点となる都市公園の整備を行う。
都市公園長寿命化事業	市	維持管理費の低減及び安全確保のため、都市公園の長寿命化を行う。
空家再生等推進事業	市	空家等対策計画の策定に必要な、空家の実態調査を行う。

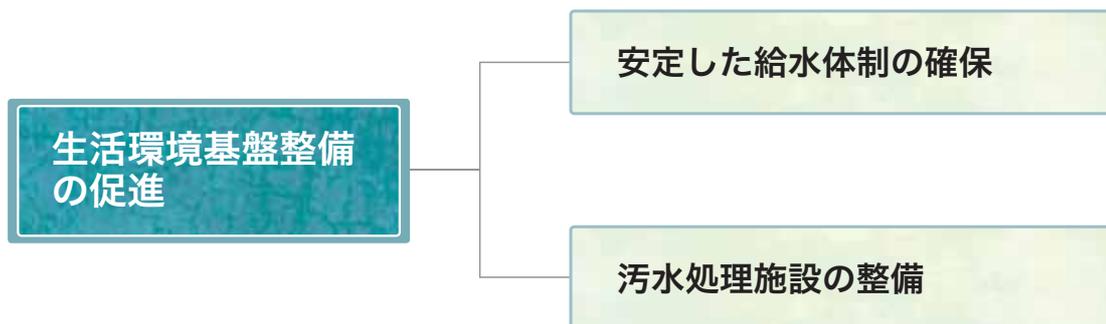
5 目標（基準：平成26年度）

指標	H26	H28	H29	H30	H31	H32
市の全人口に対する用途区域の人口割合（％）	41.0	43.7	44.2	44.6	45.1	45.5
市営住宅の外装改修・建替え等工事率（％）	0	27.6	49.4	72.4	86.2	100.0

※用途地域の人口割合のH26の欄はH22年の数値を使用。

1 現状と課題

- 水道事業は、現在、給水収益の減少等により事業経営が悪化しており、また、老朽施設が増加していることから、水道水の安定した供給を確保するため、施設の計画的な更新と、効率的な簡易水道の統合整備に努めています。
 今後、大規模災害に備えた耐震化を進めるとともに、急速な人口減少に対応した経営の効率化や健全化に取り組む必要があります。
- 汚水処理施設の普及率及び水洗化率は未だ低水準にあることから、普及率と水洗化率の向上が課題となっています。また、整備は、建設期間が長期に及ぶことや投資費用が多額であることから、市の財政負担は、非常に重くなるが見込まれています。
 このため、現在、市では、「久慈市公共下水道事業計画」「漁村マスタープラン」「循環型社会形成地域計画」等を策定し、計画的に施設の整備を進めています。
 また、老朽化が進行している施設も増加しており、長寿命化計画を策定し、可能な限りの長寿命化と負担の平準化に取り組む必要があります。



2 施策の方向（目指す姿）

- ① **安定した給水体制の確保**
 水道事業では、給水人口や水道料金収入の見通しを分析したうえで、水道施設の更新や耐震化に係る計画を策定し、水道使用者へ対し広く周知を行います。また、事業に伴う費用を確保するため、水道使用者の理解を得ながら、水道料金の見直しについても検討していきます。
- ② **汚水処理施設の整備**
 定期的に汚水処理施設整備基本構想の点検・見直しを行いながら、効率的な整備手法により早期に整備することを目指し、河川、沿岸海域の水質保全の確保や生活環境の改善に努めます。
 また、経営基盤の強化や財政マネジメントの向上を図るため、公営企業会計へ移行し、経営・資産等の状況の正確な把握や弾力的な経営を目指します。



第2章 「基礎戦略1」 共に支え、元気と安らぎあふれるまちづくり

3 施策展開における役割

市民、自治会、事業者、団体などに期待される役割	<ul style="list-style-type: none"> 水道使用者は、水道事業に対する理解を深め、水道経営や更新事業に理解・協力することが期待されます。また、災害時における給水活動や復旧作業などに積極的に協力することが期待されます。 市民は、排水設備の整備及び浄化槽施設の整備に取り組むことが期待されます。
市の役割	<ul style="list-style-type: none"> 安定した給水体制の確保のため、簡易水道施設の統合整備や老朽施設の更新と併せ、施設の耐震化を進めます。 水道事業の仕組みや整備計画、経営状況について積極的に公開し、水道使用者から理解を得られるよう努めます。 水道事業の他地域を含めた広域化や業務委託について検討を進め、経営の効率化や健全化を進めます。 汚水処理施設の計画的な整備を行い、生活環境の保全に努めます。

4 主な事務事業

事業名	事業主体	事業概要
水道施設更新等整備事業	市水道事業所	老朽化施設等の更新整備や復興事業・道路整備事業等関連配水管整備を行う。
川井・関・小国統合簡易水道事業	市水道事業所	川井・関・小国地区3簡易水道の統合整備を行う。
公共下水道事業、漁業集落排水整備事業	市	汚水管渠整備や汚水処理施設整備を行う。
浄化槽設置整備事業	市（補助）	公共下水道認可区域、漁業集落排水事業区域を除く地区の浄化槽設置を支援する。
漁業集落排水事業区域内浄化槽設置整備事業	市（補助）	漁業集落排水事業区域内の浄化槽設置を支援する。

5 目標（基準：平成26年度）

指標	H26	H28	H29	H30	H31	H32
汚水処理施設普及率（%） ※普及人口 / 行政区人口	58.2	61.8	65.6	67.5	69.6	71.8

第1章 論
第2章 基本構想
第1章 重点戦略
第2章 基礎戦略1
第3章 基礎戦略2
第4章 基礎戦略3
付属資料

1 現状と課題

- 復興を推進するため、市内全域でブロードバンドが利用できる環境を整備しました。今後は、インターネット、携帯電話、テレビ、ラジオなどの情報通信手段を有効活用できるように、住民向け勉強会や市全体の積極的な情報発信など、利用者側への対応についても進める必要があります。

2 施策の方向（目指す姿）

復興や地域課題の解決に向けた道具や手段として、また、災害時や日常の情報受発信などの場面で住民や事業者などが情報通信環境の利便性を享受できるように努めます。

3 施策展開における役割

市民、自治会、事業者、団体などに期待される役割	<ul style="list-style-type: none"> ・市民は、セキュリティなどの安全に配慮し、趣味や生活の充実、災害時などの情報受発信に活用することが期待されます。 ・事業者やNPOなどの団体は、事業活動やホームページなどの情報発信などで有効に活用することが期待されます。
市の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・将来の人口予測や財源などの長期的な視点にも配慮しながら、情報通信環境の充実や利用者の支援を行います。

4 主な事務事業

事業名	事業主体	事業概要
携帯電話不感地域解消事業	市	携帯電話不感地域解消に向け、既存の情報基盤の活用などによる対策を実施する。
SNS等活用による情報受発信強化事業	市・市民等	市や市民及び各種団体が積極的な情報の受発信を行う取り組みを推進する。
ICT利活用対策事業	市	高齢者や初心者向けのタブレットを利用したインターネット利活用に向けた勉強会等を開催する。



第2章 「基礎戦略1」 共に支え、元気と安らぎあふれるまちづくり

5 目標（基準：平成26年度）

指 標	H26	H28	H29	H30	H31	H32
携帯電話不感地域（世帯）	207	180	160	140	120	100
市が整備した超高速ブロードバンドの利用数（回線）	0	450	500	550	600	650



第1章 序論

第2章 基本構想

第1章 重点戦略

第2章 基礎戦略1

第3章 基礎戦略2

第4章 基礎戦略3

付属資料

第3章 「基礎戦略2」

総合力豊かな人材を育てる
まちづくり

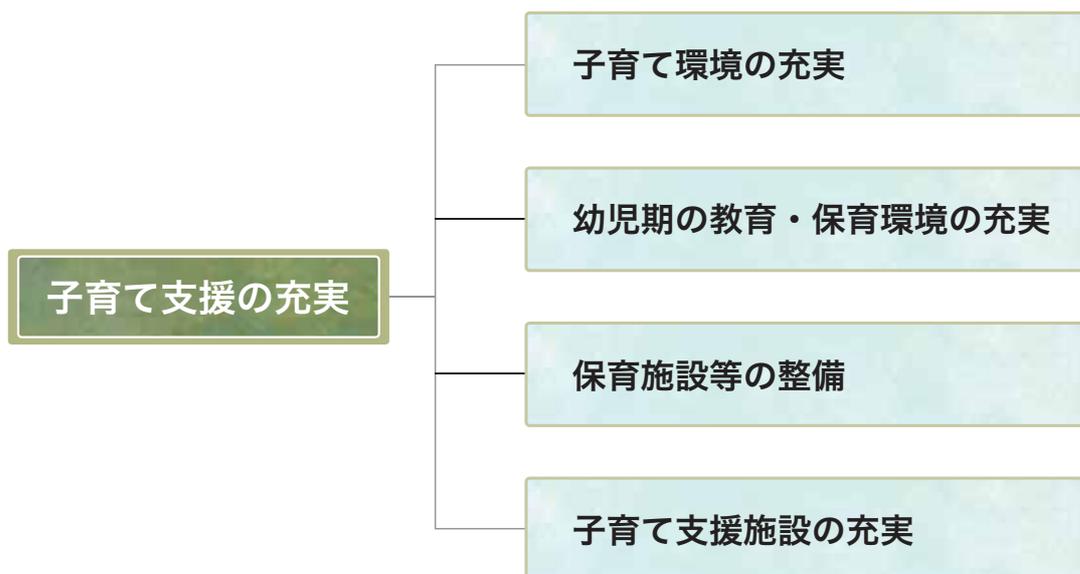




第 1 節 子育て支援の充実

1 現状と課題

- 保護者の視点に立ち、地域における子育て支援の充実に努めていく必要があります。また、子どもの医療費助成については、中学生までを対象に実施していますが、子育て世代の負担をさらに軽減させるための取り組みが必要です。
- 女性の社会進出や就労形態の多様化に伴い、幼児期の教育・保育ニーズも多様化しており、保護者の視点に立った保育環境の充実が求められています。
- 保育所などの保育施設については、必要に応じて施設整備に努めていますが、市中心部の保育所では利用ニーズが高く、定員超過傾向にありますので、こうした状況を踏まえながら施設整備を推進していく必要があります。
- 共働きの子育て世代では、放課後児童クラブへの期待や要望が高まっており、学童保育所の拡充が求められています。また、子育て支援センターなどを拠点として、地域の子育て支援体制の充実が必要です。





2 施策の方向（目指す姿）

① 子育て環境の充実

子どもを健やかに育てるための生活環境や、子育てを支援する雇用環境の充実などを図りながら、子どもを産み育てやすい環境づくりに努めます。

また、県と連携しながら、医療費助成にかかる現物給付方式の導入、所得制限の撤廃等について検討を行うなど、子育て世代の負担軽減に向けて取り組みます。

② 幼児期の教育・保育環境の充実

子どもたちが、保育園・認定こども園や地域とのつながりを通じて、たくましい心と創造性豊かな人間に育つよう、幼児期の教育・保育環境の充実に努めます。

③ 保育施設等の整備

子どもたちが、良好な環境で保育又は教育が受けられるよう、保育所などの施設整備や健全な施設運営への支援に努めます。

④ 子育て支援施設の充実

学童保育所の施設整備を図るとともに、子育て支援センターやつどいの広場を拠点として、子育て情報の提供、子育て中の親子の交流機会の創出などに努め、地域の子育て支援体制の充実に努めます。

3 施策展開における役割

<p>市民、自治会、事業者、団体などに期待される役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市民や地域住民は、子育て支援に対する理解を深め、地域全体で子育て支援に関わることが期待されます。 ・事業者は、従業員や利用者の子育て支援への意識の向上を図り、子育て支援に関わることが期待されます。また、利用者の教育・保育ニーズの多様化に対応するため、保育環境の充実に努めるとともに、特別保育事業の推進を図ることが期待されます。
<p>市の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て世代の視点に立ち、医療費助成による経済的負担軽減を図るなど、子育て支援の充実に努めます。 ・子育て世代が安心して働くことができるようにするため、特別保育事業など子育て支援サービスの拡充に努めます。 ・子どもたちが良好な環境で教育・保育を受けられるようにするため、保育所などの施設整備の支援に努めます。 ・保護者ニーズを踏まえ、学童保育所や地域の子育て支援体制の充実に努めます。



第3章 「基礎戦略2」 総合力豊かな人材を育てるまちづくり

4 主な事務事業

事業名	事業主体	事業概要
子ども医療費助成事業	市	子どもの医療費の自己負担額の全部又は一部を支援する。
特別保育事業	市、事業者	延長保育や病児保育などの各種特別保育事業を行う。
民間保育所等施設整備事業	市、事業者	子どもたちが良好な環境で教育・保育が受けられるよう保育施設整備を支援する。
地域子育て支援拠点事業	市	子育て支援センター等を拠点として、地域の子育て支援体制の充実を図る。
放課後児童クラブ施設整備事業	市	放課後児童クラブへの期待と要望の高まりを踏まえ、学童保育所の施設整備を行う。

5 目標（基準：平成26年度）

指標	H26	H28	H29	H30	H31	H32
子育て支援に関する満足度 平均値（ポイント） ※市民満足度アンケート	2.8	3.1	3.2	3.3	3.4	3.5
特別保育事業の実施箇所数 (箇所)	25	36	38	39	43	43
教育・保育の提供不足量 (人)	55	44	0	0	0	0

※「子育て支援に関する満足度平均数」のH26の欄の数値はH27の数値を使用



第1章 序論
第2章 基本構想
第1章 重点戦略
第2章 基礎戦略1
第3章 基礎戦略2
第4章 基礎戦略3
付属資料

第2節

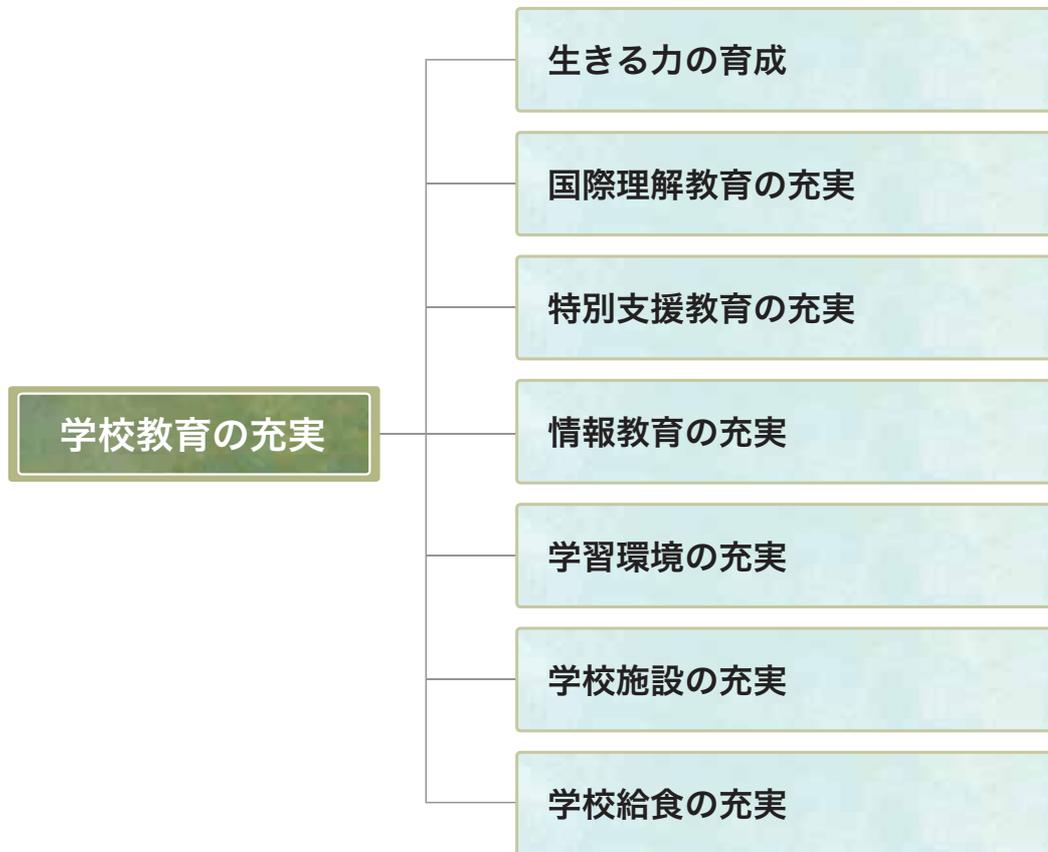
学校教育の充実

1 現状と課題

- これからの学校教育においては、「知・徳・体」を総合的に兼ね備えた社会に適応できる能力を育てる「人間形成」が求められています。学力向上については、全国水準に達していない教科を重点に、「わかる授業」の推進に向けた授業改善を図ってまいります。
- 世界との関係が深まっていく状況の中において、久慈と世界をつなぎ、「自立と共生の担い手」の育成が課題となります。このような国際化社会の中で、広い視野で総合的に考えることができるグローバル人材の育成と、国際理解教育を充実させるための英語教育の充実が求められています。
- ここ数年、特別な支援を要する児童・生徒が増え続けている状況の中において、特別支援教育の理解の促進と児童・生徒個々の教育的ニーズに応じた指導の充実が求められています。また、少子化による児童・生徒数の減少による小規模・複式教育を充実させる必要があります。
- インターネットやSNS等により個人情報が増え、インターネット内でのいじめ等の問題が数多く発生している状況の中、学校におけるICT機器の積極的な活用と情報モラルなどの情報教育の学習を充実させる必要があります。
- 小中学校の統廃合により、遠距離通学となった児童・生徒に対し、安全な通学手段の確保が必要です。
また、経済的な理由により、就学困難な児童・生徒への就学援助の充実が求められています。
- これまで、旧基準により建築された校舎・屋内運動場の改築・改修・耐震補強を実施し教育環境の整備に努めてきました。
今後は、老朽化した学校施設の大規模改造等を検討する必要があります。
- 学校給食を通じて、児童・生徒の心身の健全な発達に努めてきました。
今後は、各小中学校の食に関する指導と連携し、地域の食文化、産業についての理解を深める教育が必要です。



第3章 「基礎戦略2」 総合力豊かな人材を育てるまちづくり



2 施策の方向（目指す姿）

① 生きる力の育成

(1) 学び考える力

児童・生徒一人ひとりに知識や技能を習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力などを育み、主体的な学習態度が養われるよう授業改善と充実に努めます。

また、主体的な学びを支援するために、学びのサポート学習塾などを開設し、家庭学習の推進を含め、自ら進んで学習に取り組む学習環境の整備・充実に努めます。

(2) 豊かな心の育成

道徳の時間を要として、教育活動全体を通して、生命や自然、伝統・文化を尊重する精神、思いやりの心や感性豊かな心を育むとともに、人間関係の深まり、規範意識の高まりを求め、道徳教育や特別活動、体験的な学習の充実に努めます。

また、小規模校においては、積極的に集合学習の実施に努め、多くの交流体験から社会性を豊かに育むことができるよう小規模・複式教育の充実に努めます。さらには、市内全域による音楽発表会を実施するなど交流促進に努めます。

その他、学校・地域・家庭との連携・協働による教育を推進し、地域への愛着をもつ

第1章 序論
第2章 基本構想
第1章 重点戦略
第2章 基礎戦略1
第3章 基礎戦略2
第4章 基礎戦略3
付属資料



た児童・生徒の育成に努めます。

(3) 健やかな体の育成

健康や安全に対する知識や技能を育み、健康の保持増進と体力向上に取り組む態度を養うとともに安全意識の高揚に努めます。

また、各種大会・コンクールへの出場を支援し、心と体の健やかな成長の促進を図ります。

② 国際理解教育の充実

生きた英語や異文化に直接触れる機会を多く提供し、学校における国際理解教育や英語教育の充実を図ります。

また、中学生と高校生を海外に派遣し、直接、外国の生活や文化などの一端に触れる機会を提供することで、国際感覚を豊かにし、グローバル社会に適応した知識や能力の伸長を図ります。

③ 特別支援教育の充実

「共に学び、共に育つ」インクルーシブ教育システム(※1)を推進するとともに、「個別の指導計画」などによる個々の教育的ニーズに応じた効果的な指導を充実させます。

そのために、各学校にくじかがやき特別支援教育支援員(※2)を配置し、適宜、児童・生徒を支援していきます。

④ 情報教育の充実

高度発展する情報化社会に主体的に対応するため、情報モラル教育などの充実を図るとともに、学校、保護者、地域と連携を図って、推進していきます。

また、学びの意欲化、情報活用能力の育成を図るため、ICT機器を積極的に活用した授業の推進を目指し、教員のICT活用指導力向上に努め、そのためのICT機器の充実など環境整備を推進します。

⑤ 学習環境の充実

遠距離通学支援については、児童・生徒数を勘案しながら、スクールバス・タクシーの運行など各地区及び学校に応じた通学支援を行います。

また、就学援助については、支給費目の追加など、援助事業の充実に取り組みます。

⑥ 学校施設の充実

学校施設については、市公共施設等総合管理計画との整合を図りながら改築・改修を行い、児童・生徒に快適な教育環境を提供し、安心・安全な学校生活の確保に取り組めます。

⑦ 学校給食の充実

学校給食を通じた児童・生徒の心身の健全な発達、地場産品の利用による地産地消及び食育の推進に努めます。

※1 インクルーシブ教育システム…障がいのある者となない者が可能な限りともに学ぶ仕組み

※2 くじかがやき特別支援教育支援員…通常学級に在籍しながらも特別に支援が必要な児童・生徒がいる学校等に対して、当該児童・生徒へのきめ細かな指導を実現するとともに、学校生活を充実させる目的で配置している支援員



第3章 「基礎戦略2」 総合力豊かな人材を育てるまちづくり

3 施策展開における役割

<p>市民、自治会、事業者、団体などに期待される役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域は登下校の安全対策として、スクールガード等に協力することが期待されます。 ・地域・事業者は、食育推進の役割を果たすことが期待されます。 ・家庭は、児童・生徒の正しい食習慣を身につけるための役割を果たすことが期待されます。 ・市民は、「学びのサポート学習塾」、「総合的な学習の時間」等の講師としての役割を果たすことが期待されます。
<p>市の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・就学支援チーム（※3）では、情報提供などの連携を図る他、学校や保育園の訪問や研修会を通じ、指導方法の理解を深め、子ども・保護者・学校・保育園などの支援を図ります。 ・教員の指導力向上のための支援を行うほか、各種事業の実施のための環境整備に努めます。また、学校・地域・家庭の連携・協働による推進を図ります。 ・主体的な学びを支援するため、学びのサポート学習塾を開設するなど、学習環境の整備・充実を図ります。 ・社会性を豊かに育むことができるよう、集合学習等の充実努めます。 ・中高生海外派遣事業の実施など、国際理解を深め、国際社会に対応できる豊かな人間性を持った人材の育成に努めます。また、各学校へ外国語指導助手（※4）を派遣し、国際理解教育・英語教育充実のための取り組みを進めます。 ・くじかがやき特別支援教育支援員の配置に努めます。また、就学支援コーディネーターを中心に就学支援チームの連絡調整や関係機関の連携に努めます。 ・情報教育充実のため、学校と連携しながら環境整備を推進する他、教員のICT活用指導能力向上のための支援を行います。また、家庭と連携しながら情報モラル教育の充実を図ります。 ・学校施設の適正な保守管理を図りながら、施設の改修等、計画的な整備に努めるほか、快適な学習環境を提供するための計画的な学校改築に努めます。 ・地域やPTAと連携し食育への理解と推進を図ります。 ・地元食材の利活用推進を図ります。

※3 就学支援チーム…「保健推進課」「社会福祉課」「子育て支援課」「特別支援学校」「相談支援専門員」「教育委員会」で構成し、学習面、行動面で支援が必要な子どもたちを対象に、教育支援を行っている組織

※4 外国語指導助手…小学校外国語活動や中学校英語教育の充実を目的に市で雇用している外国人（略ALT）

第1章 論
第2章 基本構想
第1章 重点戦略
第2章 基礎戦略1
第3章 基礎戦略2
第4章 基礎戦略3
付属資料



4 主な事務事業

事業名	事業主体	事業概要
特色ある学習活動事業	市	①総合的な学習の時間の推進を支援する。 ②市内学校が一堂に会した音楽発表会を行う。 ③小規模学校の合同学習を行う。
教育研究所運営事業	市	授業改善調査研究を実施し、教員の資質の向上を図る。
小中学校文化・体育大会参加補助金交付事業	市（補助）	教育課程に基づく特別活動の各種大会（県大会以上）への参加経費を支援する。
中高生海外派遣事業	市（補助）	中高生を海外に派遣し、学校生活やホームステイ等の実施を支援する。
外国語指導助手招へい事業	市	外国語指導助手を招へいし、市内小・中学校で英語指導及び外国語活動補助を行う。
くじかがやきプラン事業	市	発達障がい等特別な支援の必要な児童・生徒が在籍している学校に支援員を配置し、児童生徒の学習支援や教員補助を行う。
学校適応指導事業	市	適応指導教室を開設し、不登校児童・生徒の受入・指導、学校との連絡調整や教育相談を行う。
学びのサポート学習塾事業	市	長期休業等に小・中学生を対象とした学習指導を行う。
就学指導委員会事業	市	適切な就学を図るため諮問機関として就学指導委員会を設置する他、就学支援コーディネーターを置き、関係機関が連携して適切な支援を行う。
情報処理教育振興事業	市	教育用コンピュータシステムを管理運用する。
遠距離通学支援事業	市	スクールバス及びスクールタクシー等を運行する。
就学援助事業	市	就学困難な児童・生徒への就学のための援助を行う。
小中学校改修事業	市	小・中学校施設の計画的な改築・改修を行う。



第3章 「基礎戦略2」 総合力豊かな人材を育てるまちづくり

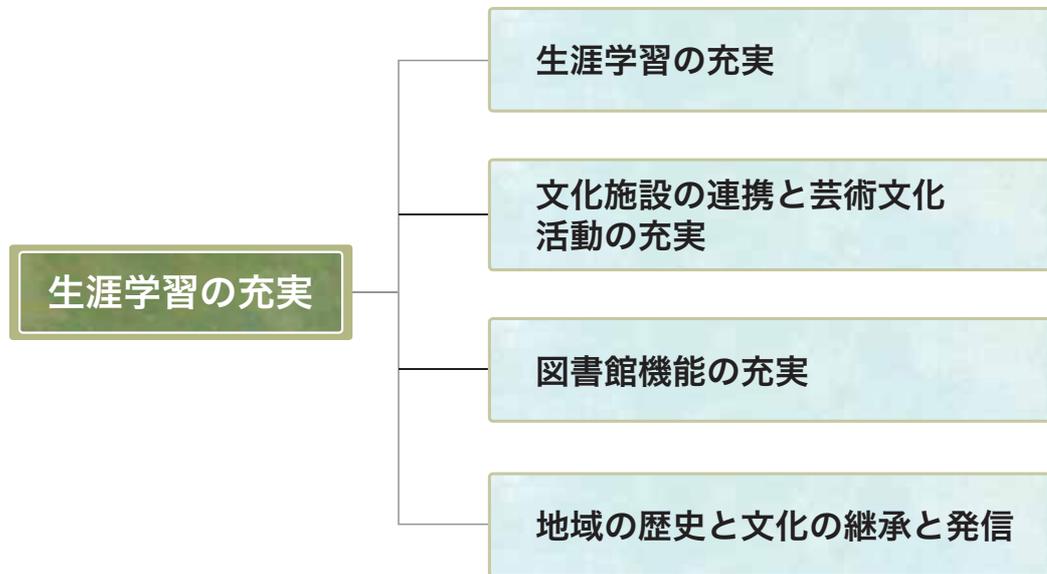
5 目標（基準：平成26年度）

指 標	H26	H28	H29	H30	H31	H32
学習状況が良好な児童生徒の割合（％） ※上段：小、下段：中	87.5 72.0	88.5 74.0	89.0 76.0	89.5 78.0	90.0 80.0	90.0 80.0
英語の授業がわかる生徒の割合（％）	71.7	73.5	74.0	74.5	75.0	75.0
中高生海外派遣事業派遣者数（人）※再掲	10	10	10	10	10	10



第1章 論
第2章 基本構想
第1章 重点戦略
第2章 基礎戦略1
第3章 基礎戦略2
第4章 基礎戦略3
付属資料

- 市では、久慈市生涯学習推進本部の設置により生涯学習支援、市内の人材を活かした学習機会の提供を実施しており、市民からの需要も高まっています。
地域の活動が活発化することで地域力が高まり、さらに学校・家庭・地域がより連携できるように、多種多様な学習機会の提供が求められています。
- 市民の芸術文化活動へのニーズは幅広く、多様なジャンルの事業の提供のほか、芸術文化団体を中心とした音楽、美術、演劇など、市民の芸術文化に対する関心が一層高まっています。
今後は、さらなる芸術文化の鑑賞機会や発表会などの活動機会の充実のほか、芸術文化団体との情報共有と相互交流の促進など、芸術文化活動を楽しむことができる環境の充実を図る必要があります。また、芸術文化活動の拠点施設として機能できるよう文化施設の充実のため、文化施設の改修と民間ノウハウの導入による効率的な施設管理運営が求められています。
- 図書館は生涯学習を推進する施設として、多様化する住民のニーズに対応するため、資料の充実を図るとともに専門的で質の高いサービスが求められています。
また、利用者に偏りがみられることから、市民だれでも気軽に利用できる心地よい場所であるとともに、将来を担う子供たちの健やかな成長に役立つサービスが求められています。
- 市内に所在する文化財の調査及び保護、郷土芸能保存団体の支援、埋蔵文化財の調査などを実施しています。
地域に伝わる文化財、古民具、伝承などの調査と記録、保護を今後とも継続していくとともに、広く情報発信を行い、久慈市の歴史と文化を市の内外に周知することが必要です。また、市の歴史と文化を「見て学ぶ」ことのできる施設の充実が求められています。
郷土芸能の伝承については、郷土芸能保存団体の構成員の高齢化が進んでおり、若い世代の担い手の育成が求められています。



2 施策の方向（目指す姿）

① 生涯学習の充実

学校・家庭・地域が連携し、親子が元気になる家庭教育支援、地域ぐるみで子育てできる環境づくり・意識の高揚を目指します。また、「いつでも、どこでも、だれでも」学習できる環境を整備するとともに、子どもから高齢者までの多種多様な学習意欲を喚起・支援するための学習機会を提供します。

生涯学習社会の充実を図るため、久慈市社会教育行政中期計画を策定し、各種事業を体系的に実施するとともに、各種社会教育関係団体などの育成・支援に努めます。

また、公民館のコミュニティセンター化を推進し、地域とともに各種社会教育事業を実施し、地域力の向上をめざします。

② 文化施設の連携と芸術文化活動の充実

市民の芸術文化活動への幅広いニーズに応えるため、多様なジャンルの事業提供と情報発信に努めるとともに、市民が芸術文化活動を楽しむことができるよう、芸術文化団体との情報共有と相互交流を促進しながら環境の充実を図ります。

また、芸術文化の拠点施設として機能できるよう、文化施設の充実を図りながら効率的な施設運営に努めます。

③ 図書館機能の充実

将来に渡って市民の自ら学ぶ機会を保障するため、郷土資料の保存を含めた図書資料の整備に努めるとともに、地域活動を促進する情報センターとして暮らしを豊かにする情報提供を推進します。また、幅広い学習ニーズに対応し、多くの市民の利用を図るた

第1章 序論
第2章 基本構想
第1章 重点戦略
第2章 基礎戦略1
第3章 基礎戦略2
第4章 基礎戦略3
付属資料



め、「第2期中心市街地活性化基本計画」に基づき整備する駅前複合施設に久慈市立図書館を移転し、更なる図書館機能の充実に努めます。

さらに、将来を担う子どもたちの健やかな成長を促すため、各年代に応じた読書環境の整備に努めます。

④ 地域の歴史と文化の継承と発信

地域に残る文化財などの調査を実施する体制を充実させ、保存と情報の発信に努めます。また、郷土芸能の保存と継承を図るとともに、新たな担い手の育成に努めます。

3 施策展開における役割

<p>市民、自治会、事業者、団体などに期待される役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市民は、個々の趣味活動や地域活動に参加することで、生涯を通して学び、子どもを育む地域力の向上に協力することが期待されます。 ・市民は、幅広い芸術文化活動へ積極的に参加することが期待されます。 ・市民は、地域に伝わる文化財などに対する保護意識を持つとともに、伝統芸能や地域の伝統行事の担い手として積極的に活動に参加することが期待されます。 ・社会教育関係団体などは、地域で各種事業を展開し、地域ぐるみで青少年健全育成に寄与することが期待されます。 ・芸術文化団体は、芸術文化活動の推進と人材を育成することが期待されます。 ・地域住民や団体は、読書活動を通して地域の連帯を深めるとともに、郷土資料などを活用し、地域愛に触れる場を提供することが期待されます。 ・自治会は、地域に伝わる文化財などの保護と管理、郷土芸能や地域に伝わる伝統行事などの伝承を、地域活動として運営していくことが期待されます。
<p>市の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校・家庭・地域が連携できるための体制づくりと多種多様な学習機会の提供・支援を行います。 ・市民の芸術文化活動への支援と芸術文化活動の拠点となる文化施設の充実に努めます。 ・ボランティアなどと連携し、各年代における読書環境の整備を行い、将来にわたる学習を支援します。 ・文化財保護に係る専門的な知識を持った職員を育成し、各種文化財などの調査記録を行うとともに、情報を発信し保護意識の啓発を図ります。また、郷土芸能の発表の場を設け、郷土芸能保存団体の活動を支援するなど、伝承活動を支えていきます。



第3章 「基礎戦略2」 総合力豊かな人材を育てるまちづくり

4 主な事務事業

事業名	事業主体	事業概要
学校・家庭・地域の連携協力推進事業	市	「放課後子ども活動支援」「家庭教育支援」「学校支援」を有機的に組み合わせる教育支援活動を行う。
公民館類似施設社会教育事業費補助事業	市	類似公民館の自立した社会教育活動を支援する。
文化会館自主事業	市	市民のニーズに応じた様々なジャンルの鑑賞型事業のほか、育成型事業、市民参加型事業を行う。
久慈駅前整備事業（図書館）	市	久慈駅前に複合施設を整備し施設内に久慈市立図書館を移転する。
図書館で行う子育て応援事業	市	子ども達の読書活動を推進する機会の提供やボランティア活動の支援を行う。
文化財保管・展示事業	市	文化財の適正管理と一般への公開を行う。

5 目標（基準：平成26年度）

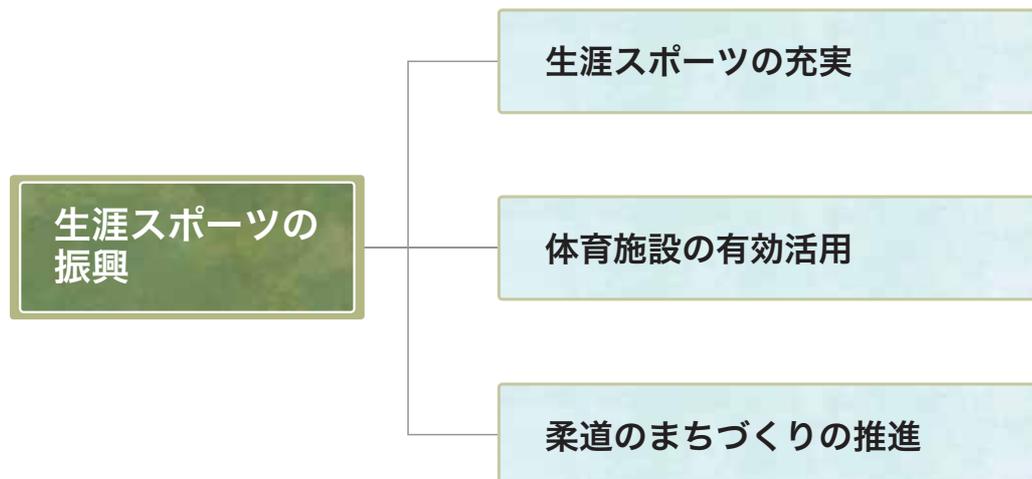
指標	H26	H28	H29	H30	H31	H32
市民1人あたりの社会教育施設(公民館)利用回数(回)	3.65	3.89	3.93	3.98	4.02	4.06
文化施設利用者数(人)	99,700	100,200	100,700	101,200	101,700	102,200
市民1人当たりの貸出冊数(冊)	3.6	4	4	4	6	7



第1章 序論
第2章 基本構想
第1章 重点戦略
第2章 基礎戦略1
第3章 基礎戦略2
第4章 基礎戦略3
付属資料

1 現状と課題

- 生涯スポーツの充実を図るためには、市民が気軽にスポーツに親しむことができる環境づくりが重要であり、スポーツイベントなどへの参画意識を高めながら、関係団体との役割をしっかりと分担するなど効率的かつ効果的な取り組みを進める必要があります。また、スポーツ振興を支えるスポーツ関係団体への支援や指導者の育成が必要です。
- 老築化が進む既存体育施設について、計画的に改修を進め、多様化する市民ニーズに対応した管理運営・サービスの向上を図るとともに、有効活用・利用促進に取り組む必要があります。また、市営野球場は現在地から撤去予定となっていることから、新たに整備する総合運動公園の中でも優先的に整備を進める必要があります。
- 平成28年に岩手県で開催される国民体育大会を機に「柔道のまちづくり」を推進するため、関係団体と連携し、柔道大会の開催や選手強化・育成事業を展開するなど、柔道人口の拡大と競技力の向上に努める必要があります。三船十段記念館を柔道のまちづくりの拠点として、企画展の開催など柔道愛好者以外の市民も柔道を身近に感じるような事業を展開し、柔道のまちを広くPRするとともに、誰もが気軽に利用できるような環境をつくる必要があります。





第3章 「基礎戦略2」 総合力豊かな人材を育てるまちづくり

2 施策の方向（目指す姿）

① 生涯スポーツの充実

多様化する市民ニーズに応えるため、関係団体と協力しながら、スポーツ・レクリエーションの普及に向けて取り組み、市民の誰もが主体的、継続的にスポーツに親しみ、健康増進と体力づくりができるような環境整備、充実に努めます。また、スポーツ人口の拡大や、選手の発掘、指導者の養成を図るため、一般社団法人久慈市体育協会をはじめとした各団体との連携を強化し、競技力の向上に努めます。

平成28年開催の国民体育大会を機に、関係団体などと連携をとりながら更なる生涯スポーツの充実にに向けて取り組みを進めます。

② 体育施設の有効活用

市民の誰もが運動やスポーツに親しみ、スポーツを生活の中に取り込めるよう、活動の拠点としての体育施設の利用促進と適正管理に努め、快適な利用環境の形成を目指すとともに、施設の計画的な改修整備を進めます。

また、久慈市総合運動公園基本構想に基づき、施設の整備を推進します。

③ 柔道のまちづくりの推進

「柔道のまちづくり」を推進するため、国民体育大会柔道競技開催を機に関係団体と連携しながら、柔道大会・講習会などを開催し、柔道の普及発展と競技力の向上を図るとともに、柔道の普及に効果的・計画的な事業を推進しつつ、市内外に「柔道のまち久慈」を情報発信し、地域活性化に努めます。

「柔聖」三船久蔵十段の偉業と功績を後世に伝えるため、資料収集活動や企画展の開催などにより、その業績を市内外に広くPRするとともに、柔道の指導及び普及の拠点施設として適切な管理運営を図りながら、柔道人口の拡大や青少年の健全育成に努めます。

また、柔道競技者以外の利用者のすそ野を広げ、市民の健康増進の為、気軽に利用してもらえる施設を目指します。

3 施策展開における役割

市民、自治会、事業者、団体などに期待される役割

- ・市民は、ライフステージに合わせた各種スポーツ活動へ参加することが期待されます。
- ・久慈市体育協会・スポーツ関係団体などは、スポーツ機会の提供と促進、スポーツ団体・指導者・選手の育成に取り組むとともに、体育施設の利用促進と体育施設の適正管理に努めることが期待されます。

第1章 論

第2章 基本構想

第1章 重点戦略

第2章 基礎戦略1

第3章 基礎戦略2

第4章 基礎戦略3

付属資料

第3章 「基礎戦略2」 総合力豊かな人材を育てるまちづくり



市の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯スポーツ推進体制の強化と、久慈市体育協会及びスポーツ関係団体の事業の支援に取り組みます。 ・体育施設の計画的な改修と総合運動公園の整備に取り組みます。 ・柔道競技力向上と地域の活性化を支援し、三船十段記念館の有効活用に取り組みます。
------	---

4 主な事務事業

事業名	事業主体	事業概要
生涯スポーツ推進事業	市（補助）	各種スポーツイベントの開催・運営、各スポーツ団体へ選手育成・大会派遣費等を支援する。
体育施設維持管理事業	市	計画的な体育施設の修繕・管理・運営を行う。
柔道タウン推進事業	市	柔道の普及、競技力の向上、柔道大会の開催を行う。
総合運動公園の整備	市	財源の確保に努めながら計画的に総合運動公園の整備を行う。

5 目標（基準：平成26年度）

指標	H26	H28	H29	H30	H31	H32
生涯スポーツに関する満足度平均値（ポイント） ※市民満足度アンケート	3.01	3.05	3.10	3.15	3.20	3.25
市民1人当たりの体育施設利用回数（回）	4.85	5.22	5.28	5.35	5.42	5.48
三船十段記念館入館者及び道場利用率（%） ※総人口に占める入館者及び道場利用者数の割合	25.86	28.33	28.76	29.21	29.66	30.12

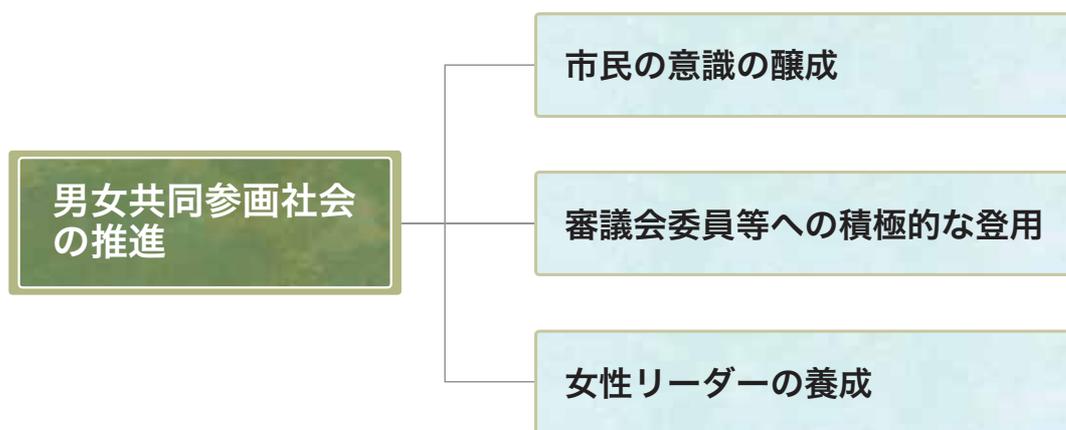
※「生涯スポーツに関する満足度平均値」のH26の欄の数値はH27の数値を使用。

第5節

男女共同参画社会の推進

1 現状と課題

- 平成26年度に第2次久慈市男女共同参画計画が策定され、『男女がともに輝き、こころ豊かなまちづくり』を基本理念とし、イベントの開催、セミナー、啓発などを進め、男女共同参画に対する市民の理解は徐々に深まっています。
しかし、職場、学校、地域、家庭などあらゆる分野の中で長年形成されてきた、性別役割分担意識、社会慣行、制度は依然として残っています。
- 基本理念に基づき個人の人権が尊重され、男女が性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を実現するためには、取り組みを継続することが必要です。
- 男女が性別に関係なく家事・育児・介護と仕事を両立できるように支援していくとともに、政策・方針の決定過程において、女性の新しい発想や能力を活用し、地域活性化につなげていけるよう、女性の地位向上に向けて取り組んでいく必要があります。



2 施策の方向（目指す姿）

① 市民の意識の醸成

個人の人権が尊重され、男女が性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を推進するため、市民や企業など、社会を構成するあらゆる人々が、性別にとらわれない生き方や社会への参画の必要性についての認識を持ち、理解を深めるための広報や啓発活動に努めます。

② 審議会委員等への積極的な登用

女性の豊かな発想や能力を生かし、政策・意思決定の場を含むあらゆる分野へ女性が参画することがますます期待されます。特に政策・意思決定過程の場へより多くの女



性の登用が望まれており、各種審議会・委員会などにおける女性委員の登用の比率をさらに高め、意思決定の場への参画を推進していきます。

③ 女性リーダーの養成

女性や若者が持つ、新しい発想や能力を活用することが地域の活性化には不可欠であり、その持てる能力と意識を高め、男女共同参画の視点に立った行動ができる人材・リーダーの育成に努めます。

3 施策展開における役割

市民、自治会、事業者、団体などに期待される役割	<ul style="list-style-type: none"> ・市民は、男女共同参画の基本理念に対する理解と実践、制度の見直し、役割分担意識の解消が図られることが期待されます。 ・事業者及び任意団体などは、男女行動参画の基本理念を理解し、女性役員の登用を積極的に進めることが期待されます。
市の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・男女平等意識の啓発、事業者、任意団体への働きかけを行います。 ・政策・方針の決定過程における男女共同参画の仕組みづくりを行います。 ・審議会・委員会などへ向けた女性登用を呼びかけます。 ・児童・生徒へのキャリア教育の支援を行います。

4 主な事務事業

事業名	事業主体	事業概要
男女共同参画推進事業	市	セミナーや出前講座等を開催する。
男女共同参画サポーター養成講座	県・市	県主催のサポーター養成講座に参加者を推薦する。

5 目標（基準：平成26年度）

指標	H26	H28	H29	H30	H31	H32
男女共同参画に係る出前講座（回）	4	5	5	5	5	5
審議会等における女性委員登用率（％）	35.9	36.0	37.0	38.0	39.0	40.0
男女共同参画サポーター認定者数（人）	32	36	37	38	39	40



第4章 「基礎戦略3」

資源を生かす魅力とやりがいの
ある産業のまちづくり



第1節 農業の振興

1 現状と課題

- 農業従事者の減少と高齢化が進行しており、認定農業者は年々減少しています。今後、農業従事者の減少と高齢化が見込まれることから、新規就農者を確保・育成するとともに、将来の地域の中核となる経営体を着実に育成することが必要です。
- 国の農業施策については、今後TPPなどにより大きく変更されると考えられるため、市の農業生産基盤を強固なものにする必要があります。

市の基幹作目である菌床しいたけは生産技術の向上と生産拡大が図られていますが、雨よけほうれんそうは高齢化や後継者不足により栽培面積が縮小しており、産地の維持発展のためにも、機械化などの省力技術の導入や雇用などにより、規模拡大を図る必要があります。

また、周年型農業を目指す農家が多く、安定した農業経営に向け高品質・高収益な基幹作目に次ぐ新たな主力作目の確立が求められています。
- 畜産業の発展に向け、関係機関と連携し牧草地の造成・整備、農業用機械導入、畜舎整備などにより、生産基盤の強化に取り組んでいます。

現在の畜産業を取り巻く環境は、担い手の高齢化、後継者不足、飼料価格の高止まり、TPPの影響などにより、先行きが不透明な状況にあることから、産地の維持発展のため、更なる生産基盤の強化、新規就農者の育成・確保に向けて取り組む必要があります。

また、山形村短角牛のブランド力向上のため、生産者を中心に関係機関一体となり安全・安心を発信するとともに、繁殖牛の増頭及び消費・販路拡大を図る必要があります。
- 地産地消の取り組みは農業振興の一助となるほか、環境負荷の低減、消費者へ安心安全な農畜産物の供給が出来ることなど、実需者における一定の理解はあるものの、需要拡大に向けたPRの強化が必要です。

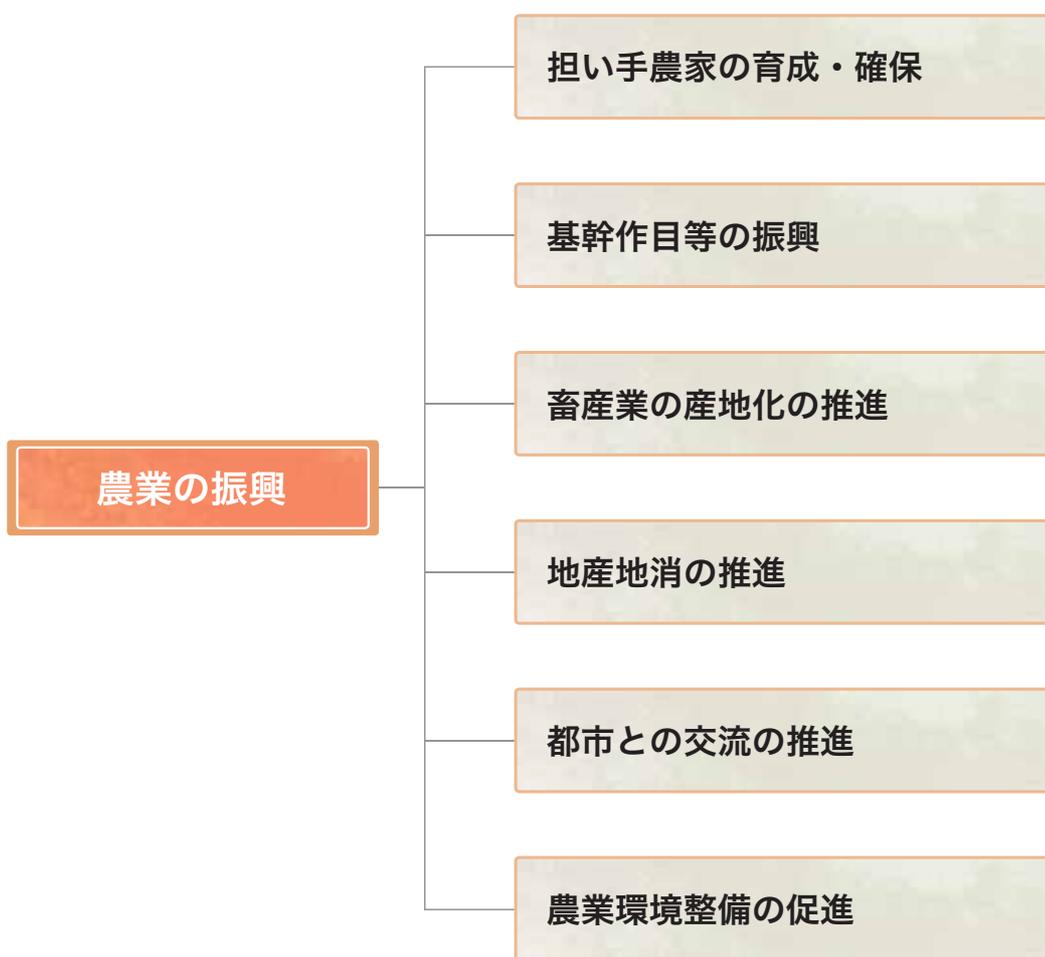
産直施設では、商品の品揃えや品質の向上、意見交換などを通じて運営改善が図られ、販売額が着実に向上しており、引き続き組織の活性化に取り組んでいく必要があります。
- 首都圏の消費者団体「大地を守る会」と市内の短角牛生産者との山村体験型交流による「顔が見える関係」を通じて、安全・安心な農産物のPRに取り組んでいます。

今後、交流を通じて、山形村短角牛ブランドの全国発信に努め、農産物の消費拡大や販路拡大を図り、さらには、山村の暮らしや地域の魅力を伝えることで、交流人口の拡大や短期長期の移住定住に繋げることが必要です。

また、大地を守る会のほか「ふるさと会」や「北三陸久慈市ふるさと大使」との現地交流の機会を増やす必要があります。



- 近年の急速な農村地域の過疎高齢化に伴う集落機能の低下により、水源の涵養、自然環境を伴う良好な景観の形成など、多面的機能を有している農用地、用水路、農道などの地域資源の保全管理が困難な状況にあります。





第4章 「基礎戦略3」 資源を生かす魅力とやりがいのある産業のまちづくり

2 施策の方向（目指す姿）

① 担い手農家の育成・確保

地域農業マスタープランに位置づけられた地域の中心となる経営体（中心経営体）を認定農業者へ誘導し、経営改善計画の達成に向けた取り組みを支援します。

将来の地域の中核となる経営体を育成するため、意欲的な農業者や集落営農組織の経営発展を重点的に支援し、安定的に農業所得が確保できる経営体の育成を図ります。

新規就農者の確保・育成に向け、就農準備から経営確立までの発展段階に応じた経営力向上支援に取り組みます。

地域農業マスタープランの実践や農地中間管理事業を活用により、経営規模の拡大と農業経営基盤の整備を図り、作業の効率化などによる経営の安定化に向けた取り組みを支援します。

② 基幹作目等の振興

基幹作目である菌床しいたけ、雨よけほうれんそうの振興に努めるとともに、これに次ぐ主力作目の確立を図るため、関係機関などと連携し新作目の実証栽培に取り組みます。

③ 畜産業の産地化の推進

市の基幹産業である畜産業を安定的に発展させるため、畜産農家、関係機関が連携し、低コスト化、省力化、大規模化及び品質向上などにより、効率的で生産性の高い経営体の育成を図ります。

また、山形村短角牛のブランド力向上のため、繁殖牛の増頭を図り、安定した生産出荷体制及び生産から流通までの一貫体制整備に取り組みます。

④ 地産地消の推進

安心安全で新鮮な地元農産物に対する消費者の理解を高めるとともに、関係機関との連携を図りながら学校給食における食材の活用、産直施設への農産物の出品などその体制整備に努めます。

また、食農教育を通じて地産地消への理解増進を図ります。

⑤ 都市との交流の推進

生産者と消費者の交流を通じて、山村の暮らしや地域の魅力を実感してもらえるような機会を増やします。また、山形村短角牛のブランド力を、メディアやSNSを活用し全国発信することにより、人と人との繋がりを広げる交流人口の拡大に努めます。

⑥ 農業環境整備の促進

農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、農業用水路、耕作道などの地域資源の適切な保全管理を推進します。

また、幹線用水路の水路機能を適正に確保するとともに、改修を実施し災害などを未然に防止するよう努めます。



3 施策展開における役割

<p>市民、自治会、事業者、団体などに期待される役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市民は、農業及び農地が有する多面的機能に対する理解と地場産品の消費拡大・PRなどに協力することが期待されます。 ・生産者は、地域農業マスタープラン及び経営改善計画の実践に取り組むとともに、農業環境の改善による後継者を育成することが期待されます。 ・生産者は、先進技術の習得と経営発展の実践、安全・安心・高品質な農畜産物を安定供給することが期待されます。 ・産直施設は、地域農畜産物の魅力発信の場や地産地消の拠点としての役割が期待されます。 ・農地所有者は、農地を適切に活用するとともに、遊休農地の発生防止に努めることが期待されます。 ・農業者や地域住民などで行う活動組織は、農業・農村が有する多面的機能を維持・発揮するため、担い手に集中しがちな水路・農道などの管理について、地域資源として適切な保全管理に取り組むことが期待されます。 ・土地改良区は、活動組織を補助するとともに、農業用施設の適切な維持管理を実施することが期待されます。
<p>市の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・中心経営体や集落営農組織の経営強化を支援します。 ・新作目の導入に向けた取り組みの実施と農畜産業の経営基盤整備を支援します。 ・地場産品に対する愛用意識の醸成と地場産品の積極的な活用を促進します。 ・首都圏の方々と生産者及び市民の交流機会を増やし、交流人口の拡大・短期移住・移住定住につながるよう努めます。 ・土地改良区及び活動組織と連携し、補助事業の展開など農村環境の保全に努めます。





第4章 「基礎戦略3」 資源を生かす魅力とやりがいのある産業のまちづくり

4 主な事務事業

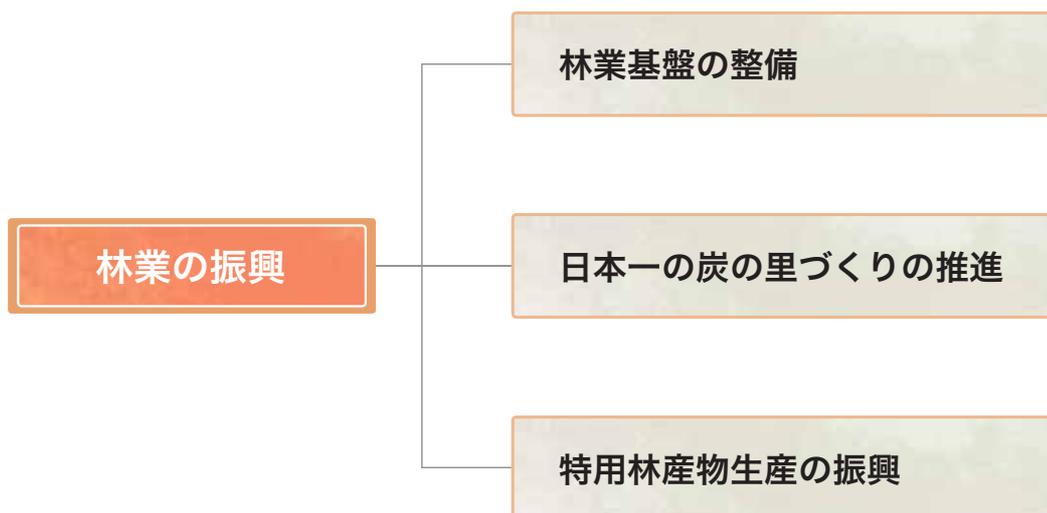
事業名	事業主体	事業概要
いわて地域農業マスタープラン実践支援事業	市（補助）	認定農業者・集落営農組織の育成、産地拡大などに必要な機械・施設等の整備を支援する。
新規就農者育成確保対策事業	市（補助）	新規就農者を確保するため、新規就農者が整備する生産施設や農業機械に対して支援する。
新作目開発実証事業	市	新作目として普及拡大を図るため、高収益作物の栽培実証を行う。
草地畜産基盤整備事業	国（補助）	経営の合理化、担い手の育成を図るため、牧草地、農業用施設の整備等に支援する。
多面的機能支払交付金事業	国、県、市（交付金）	農地・水路等の保全管理活動を行う団体に支援する。
日本短角種肥育牛市場導入対策事業	市（補助）	肥育農家が素牛を導入するための経費に対し緊急的に支援する。

5 目標（基準：平成26年度）

指標	H26	H28	H29	H30	H31	H32
新規就農者数（人）	6	7	7	7	7	7
農産物系統販売額（百万円）	2,641.0	2,656.6	2,664.4	2,672.2	2,680.0	2,687.0
農家1戸当たり乳牛飼養頭数（頭）	55	55	56	56	57	59
農家1戸当たり肉牛飼養頭数（頭）	21	21	22	22	22	22
産直施設の販売額（千円）	442,832	444,300	445,000	445,700	446,000	447,200
べごツアー参加者数（人）	48	52	57	62	74	88
多面的機能支払交付金事業 取組農地面積（ha）	293.4	295.7	305.0	320.0	320.0	320.0

1 現状と課題

- 木材価格の低迷などにより、所有者の森林整備意欲が衰退している状況にあります。
また、市内森林の半数以上が伐期に達しているものの木材利用は低調であり、南部アカマツのブランド化など利用促進策に取り組む必要があります。
- 近年の木炭需要の高まりにより販売単価は上昇傾向にあるものの、原材料となるナラ原木の不足により原材料費の高騰と安定的な原木確保が課題となっています。
また、生産者の高齢化により生産者数及び生産量が減少傾向にあるため、担い手の確保に向けた施設整備支援と経営安定対策が必要となっています。
- 市の原木しいたけは、その品質の高さが全国的にも高い評価を受けていますが、原発事故に起因する風評被害の影響による販売単価の下落と生産者の高齢化により、生産量は減少傾向にあります。
このため、風評被害払拭対策と販路拡大活動による販売単価の回復と、担い手確保に向けた経営安定対策が課題となっています。





第4章 「基礎戦略3」 資源を生かす魅力とやりがいのある産業のまちづくり

2 施策の方向（目指す姿）

① 林業基盤の整備

本市の主要樹種である南部アカマツの健全な育成を図るため、適切な除間伐などの実施や林道・作業道の計画的な整備を進めるとともに、木質バイオマス熱供給施設の整備やチップボイラーの整備を推進するなど、地域木材の有効活用と林家所得の向上に努めます。

② 日本一の炭の里づくりの推進

木炭の需要は現代においても高いことから、関係機関・団体と連携し、生産施設の整備支援と新たな利用方法のPRによる販路の開拓に取り組むなど、生産基盤の強化と経営安定を図り、日本一炭の里づくりを推進します。

③ 特用林産物生産の振興

市の恵まれた森林資源を活用した特用林産物生産の振興を図るため、原木しいたけのより一層の高品質化と生産量の安定化を図ります。

また、生産施設・資材の整備・導入に支援するなど、担い手の確保と経営安定に取り組み、併せて、岩手県など関係機関と連携して風評被害の払拭と販路拡大に向けたPR活動に取り組みます。

3 施策展開における役割

市民、自治会、事業者、団体などに期待される役割	<ul style="list-style-type: none"> ・市民は、木材や特用林産物の地産地消に努める消費者としての役割を果たすことが期待されます。 ・森林組合は、森林所有者の森林経営や、共同施業による施業の効率化を図るためのアドバイザーとしての役割を果たすことが期待されます。 ・林業関係事業者は、製材端材や林地残材などを木質バイオマス燃料として加工・販売に努めるなど、安定した供給者としての役割を果たすことが期待されます。 ・生産者は、高品質な木炭及び特用林産物などの生産・安定供給の役割を果たすことが期待されます。
市の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・林業の担い手の育成・確保のための研修機会の創出を図りながら、公共施設へのチップボイラー導入に努めるとともに、木質バイオマスエネルギー供給施設に対する支援を行うなど、木材の地産地消の推進と地域経済循環システムの創出に取り組みます。 ・生産施設・資材の整備・導入に対する支援など、引き続き経営安定対策に取り組みます。



4 主な事務事業

事業名	事業主体	事業概要
木質バイオマス活用推進事業 (再掲)	①市（補助） ②市 ③市	①木質バイオマス熱供給施設の整備に支援する。 ②公共施設へのチップボイラー設備を導入する。 ③未利用木材の市内流通を支援する。
木炭生産施設整備事業	市（補助）	木炭生産施設の整備を支援する。
原木しいたけ新規参入支援事業	市（補助）	原木しいたけ生産資材の導入に支援する。

5 目標（基準：平成26年度）

指 標	H26	H28	H29	H30	H31	H32
未利用材活用量（t）	0	3,000	5,000	6,000	7,000	8,000
木炭生産量（t）	600	618	636	654	672	690
原木乾しいたけ生産量（kg）	7,921	8,158	8,396	8,633	8,871	9,109





第 3 節 水産業の振興

1 現状と課題

- 市営魚市場の水揚げ量は、地球温暖化による海洋の環境変化や、魚食ブームによる諸外国の水揚げ増などの影響から減少傾向となっていますが、自然環境が主因となることから早急な改善は見込めない状況にあります。

このことから、安定的な漁業生産を確保し水産業の振興に資するため、獲る漁業からつくり育てる漁業への転換を図る必要があります。
- 水産物の安定供給の基盤となる漁港施設の整備や機能保全を計画的に進め、漁港施設の強化を図り、施設全体の安全性と生産性を確保する必要があります。

また、漁港、漁場への汚水などの流入負荷の低減や漁村の衛生環境の改善、漁業活動及び漁港の利用の増進のため、漁業集落の環境整備を実施する必要があります。
- 内水面は、淡水魚類を対象とした漁業の場を主に、釣りをはじめとするレクリエーションの場として、自然と触れ合うための貴重な空間と位置付けられています。

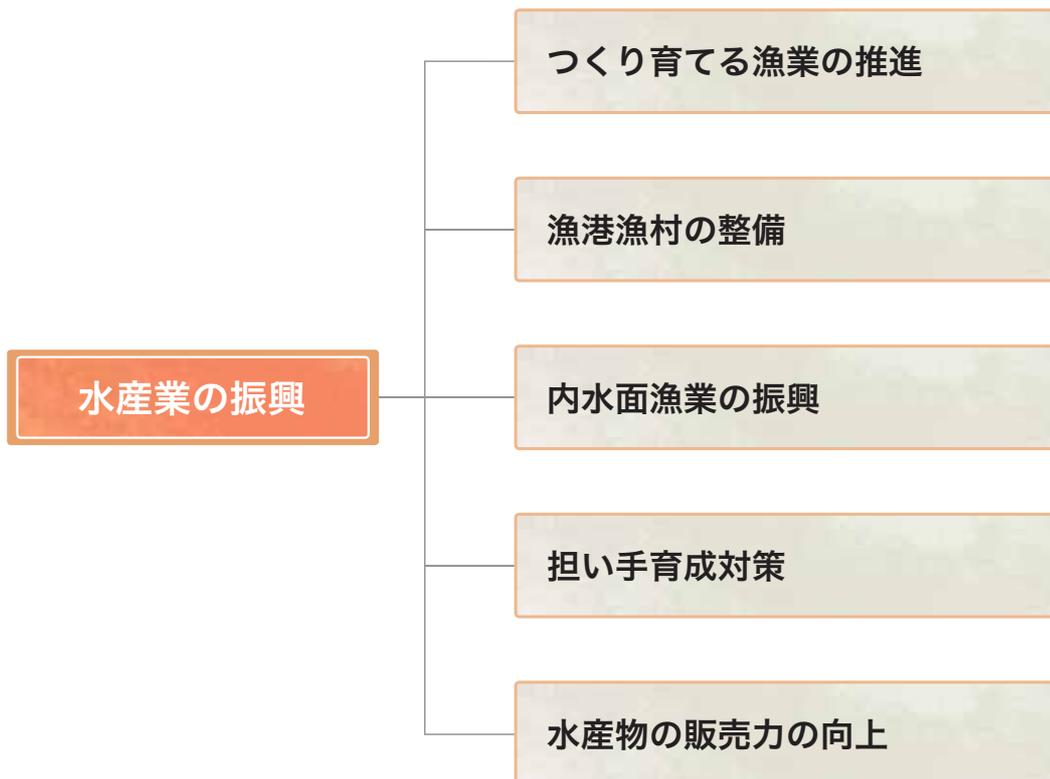
しかし、内水面は海面と比べ資源量が少なく、採捕が容易であることから、資源が減少しています。また、これに加え、特定外来生物やカワウなど鳥類の被害もあり、これらの駆除や種苗の採捕・養殖、稚魚の放流などの資源の保護・管理の強化が課題となっています。
- 市の水産業は、外海という地理的特性から養殖が難しく、漁船漁業主体で発展してきました。

しかし、地球温暖化による海洋の環境変化、魚食普及からくる諸外国の水揚げ増の影響などもあり、昨今の当市水揚げ量は減少し、自然環境も要因の一つとなることから早急な改善は見込めない状況にあります。また、魚介類の価格は、食生活の変化や景気の動向などに影響されることから、長期にわたって低迷し、漁業者の収入に大きな影響を与えています。

このことから、漁業者の減少の主因は、将来に対する不安であると考えられ、漁労技術習得の困難さや多額の初期投資、漁村の閉鎖性などによる新規就業の困難さも要因の一つと考えられます。
- 久慈市営魚市場で水揚げされた水産物は、久慈市漁協が卸売人となり販売していますが、市場取扱量や買受人の減少に伴い、産地市場の価格形成力が低下しています。また、水産物の産地流過程程において販売などの面での効率の悪さが指摘されており、更には、水産物の品質向上や規格化の面では他産地に比べて立ち遅れが見られるほか、水産物の衛生管理の面でもこれまでの取り組みが十分とは言えない状況であることから、これらの取り組みについても早急な対応が必要です。



また、水産加工業を取り巻く近年の環境は、従事者の不足や高齢化の進展、漁獲量の減少に伴う原材料調達不安定さ、消費ニーズの多様化と多様な食品の流通に伴う消費の落ち込みや他社との競争による価格の低設定化などによって、その経営は厳しい状況に置かれています。





第4章 「基礎戦略3」 資源を生かす魅力とやりがいのある産業のまちづくり

2 施策の方向（目指す姿）

① つくり育てる漁業の推進

種苗、稚魚の放流を通じ水産資源の管理に努め、水産業の振興を図るとともに、湾口防波堤の完成による将来の静穏域の活用を見据えて、計画的かつ安定的な生産が可能な養殖に係る試験や湾内の環境調査などを行います。

② 漁港漁村の整備

水産物の安定供給の基盤となる漁港機能の維持・向上と漁村の生活環境と漁港・漁場の水域環境の改善を図るために、漁港施設と漁業集落環境の整備に努めます。

③ 内水面漁業の振興

特定外来生物、鳥類などによる被害状況を把握し、広域連携による被害対策をすることで、河川的环境保全に努めます。

また、種苗採捕、養殖、稚魚の放流を推進し、減少傾向にある資源の確保を図ります。

④ 担い手育成対策

魅力ある漁業経営の確立と新規就業者の支援体制の整備に努めるとともに、リーダーとなる人材の育成や高等学校における水産教育の充実など担い手の育成を推進します。

⑤ 水産物の販売力の向上

魚市場に高度な衛生管理手法を導入して、安全・安心な食材の供給体制とし、消費者から選ばれる産地を目指すとともに、市で水揚げされた魚介類のPRに努めます。

また、水揚げされた新鮮な海産物や水産加工品の流通体系を構築するとともに、消費者のニーズに合った商品の開発と販売促進の機会づくりを進めます。

3 施策展開における役割

市民、自治会、事業者、団体などに期待される役割	<ul style="list-style-type: none"> ・漁業協同組合は、生産者間の調整や技術・経営に関する支援、人材育成の役割を果たすことが期待されます。 ・久慈市漁業協同組合は、水産資源の管理、種苗・稚魚放流、養殖に係る試験などを継続して取り組むことが期待されます。 ・久慈川漁業協同組合は、サケなどの人工ふ化放流事業を継続して取り組むことが期待されます。 ・漁業者は、水産物の安定供給や生態系の保全などに積極的に取り組むことが期待されます。 ・事業者は、衛生管理の徹底、県外船の誘致、新商品開発、営業活動の強化、新規就業者の受入れや支援に取り組むことが期待されます。
市の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・漁港機能の維持・向上と漁村の生活環境の向上を図ります。 ・鳥類などの被害の把握・周知と関連調査・支援などに努めます。 ・企業や漁業者などとの連携支援、情報発信、後継者の育成支援に努めます。 ・関係者の衛生管理に関する意識啓発やその推進に努めます。

第1章 論
第2章 基本構想
第1章 重点戦略
第2章 基礎戦略1
第3章 基礎戦略2
第4章 基礎戦略3
付属資料



4 主な事務事業

事業名	事業主体	事業概要
水産資源活用等支援事業	市（補助）	ウニの深浅移殖、給餌などの既存資源の活用や新たな水産資源の確保事業に支援する。
種苗放流事業	市（補助）	アワビやウニ種苗の放流事業に支援する。
ナマコ増殖事業	市（補助）	ナマコの増殖事業に支援する。
淡水魚増殖事業	市（補助）	アユやヤマメ、イワナの稚魚放流事業に支援する。
漁港施設基盤整備事業	市	外郭施設、係留施設などの漁港施設の整備や保全を行う。
漁業集落環境整備事業	市	漁業集落道、漁業集落排水施設などインフラ整備を行う。
漁場整備事業	県	増殖場などの漁場施設の整備を行う。

5 目標（基準：平成26年度）

指標	H26	H28	H29	H30	H31	H32
共販品取扱実績（千円）	349,179	350,000	355,000	360,000	360,000	360,000
久慈港水揚げ量（t）	10,560	11,000	11,500	12,000	12,000	12,000
さけ種苗放流数（千尾）	27,500	28,000	29,000	30,000	30,000	30,000
産業別就業人口に対する漁業就業者数の割合（%）	2.15	2.13	2.11	2.09	2.07	2.05

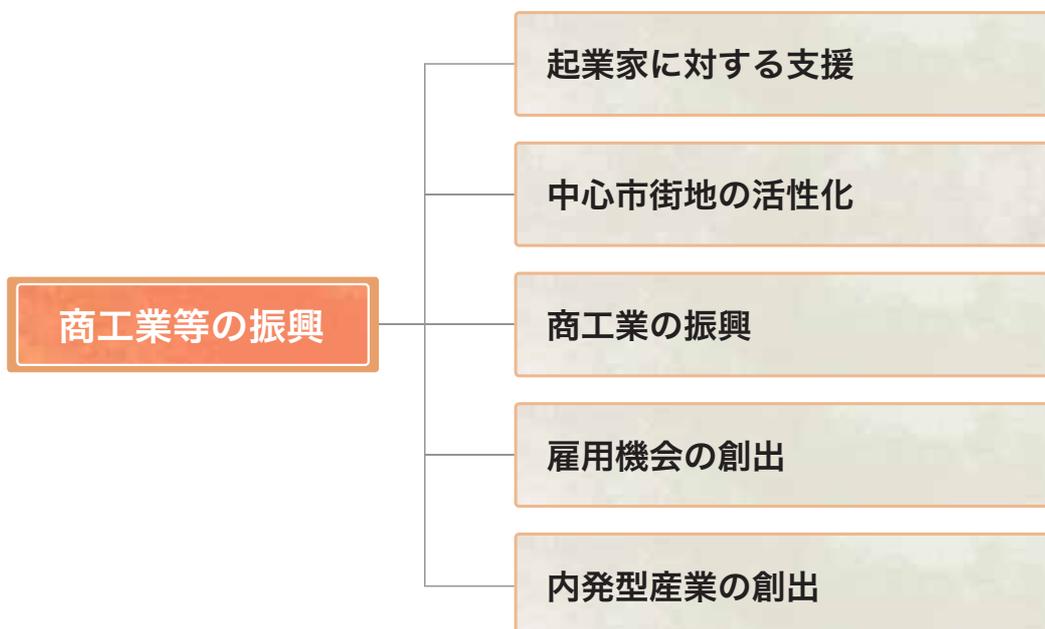


第 4 節

商工業等の振興

1 現状と課題

- 産業の集積が不十分な当地域においては、地域内から産業を育成する必要があり、意欲ある起業家や新分野への展開を目指す企業に対して、総合的な支援が必要とされています。
- 社会・経済状況の変化による郊外型大型店の立地や県立久慈病院の移転などに伴い、中心市街地は空き店舗の増加、定住人口の減少など、機能の低下、空洞化が依然として続く中、「第1期中心市街地活性化基本計画」に基づく、やませ土風館や憩いの空間（中町イベント広場、巽山公園、小鳩公園）の整備により、中心市街地に新しい観光・交流拠点が形成されたことから、まちの賑わいが以前より高まっています。
一方、市の顔である久慈駅前周辺は、建造物の老朽化が進み、都市機能や活力が低下しており、賑わい創出の核となる施設の早期整備が必要となっています。
- 当地域の経済状況は、一部の業種で業績が上がっている傾向も見られますが、市内全体では大きな景気回復に至っていないため、継続して商工業を取りまく環境を改善する必要性があります。
- 復興道路である三陸沿岸道路の開通により、物流などの企業活動が内陸部から沿岸部にシフトすることが見込まれ、このことを生かした企業誘致や産業の創出が期待されています。
また、多くの雇用を抱えている既立地事業のフォローアップ、特に人材育成への支援が求められています。
一方で当地域は、復興需要などにより事業所の採用意欲は高いものの、有効求人倍率は県内の平均に比べて低い状況が続いており、今後、若者の県外流出や人口減少、少子高齢化などにより、十分な労働力が確保できないことが懸念されます。
労働力確保のためには、高卒新卒者の地元就職・定着や「雇用のミスマッチ」の解消、Kターンをする若者の確保に加えて、女性や高齢者などの就業の機会の確保をしていく必要があります。
- 地域内には、豊富な地域資源や、特色ある産業、高度な技術を持った企業などが存在していますが、地域経済を活性化させるため、資源の高付加価値化や新たな商品開発・技術開発に取り組むなど、さらなる地域資源の活用を図る必要があります。



2 施策の方向（目指す姿）

① 起業家に対する支援

地域経済の活性化と雇用の場を創出するため、計画性があり、意欲のある起業家に対しては、「久慈・ふるさと創造基金」及び「起業・立地奨励補助金」を活用して資金面で積極的に支援するとともに、金融機関や商工会議所等と連携し、起業・創業を目指す人材の育成・支援に取り組み、新事業の創出及び地域産業の振興を図ります。

② 中心市街地の活性化

久慈駅前に賑わい創出の核となる複合施設を整備するとともに、観光バスの待機場を設けた駅前交通広場を整備するほか、市の顔としての久慈駅前周辺の機能及び景観向上に努めます。

また、駅前複合施設とやませ土風館との連携により、中心市街地全体の回遊性向上を図ることで、商店街への波及効果を促進します。

さらには、商工会議所などと連携し、個店の魅力向上や空き店舗対策などのソフト事業に取り組むとともに、賑わいの源となる中心市街地人口の減少に歯止めをかけ、定住性の向上に取り組みます。

③ 商工業の振興

市内の商工業を取り巻く環境は、震災復興の途上にあり、未だ厳しい経営を強いられている事業者も存在するため、今後も、国・県と協力しながら、各種支援策を積極的に活用すると共に、引き続き商工会議所とも連携し、経営・融資相談などの拡充に努めます。



第4章 「基礎戦略3」 資源を生かす魅力とやりがいのある産業のまちづくり

④ 雇用機会の創出

企業誘致活動では、三陸沿岸道路の開通に合わせて立地を目指す企業や市内に少ない事務系の企業の誘致に取り組みます。

既立地企業のフォローアップでは、国の補助金などによるハード面の整備の支援のほか、人材育成などによるソフト面の支援を行い、企業活動の活性化を目指します。

雇用面では、キャリア教育の充実などによる地元就職者の確保を図るほか、相互友好協力協定を締結している岩手大学をはじめとする高等教育機関との連携等により、若年労働者の定着支援やKターンをする若者の確保、女性や高齢者などの活用の周知を図ることで、必要な労働力の確保を目指します。

⑤ 内発型産業の創出

市場の動向を十分見据え、事業者や起業者の持つアイデアを生かしながら、地域資源を活用した起業や商品開発、販路の拡大などに対して、県や大学、関係機関などと連携した支援を行うことにより、内発型産業の振興に努めます。

3 施策展開における役割

<p>市民、自治会、事業者、団体などに期待される役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・商工会議所は、「久慈・ふるさと創造基金」による融資、創業セミナーなどを行うことにより、起業者、既存事業者の新分野進出を支援する役割を担うことが期待されます。 ・商工会議所及び各金融機関は、市内中小企業者の経営相談や融資に係る個別相談を受けることで、企業の経営改善を促す役割が期待されます。 ・事業者は、商工会議所と連携し、快適で魅力ある商店街づくりを行うことが期待されます。また、豊かな地域資源を活用した商品開発をすることで、新たな事業を展開し地域経済を活性化させるとともに、職場環境の充実や生産効率の向上による雇用の場を作る役割を果たすことが期待されます。 ・市民は、まちづくり活動やイベントなどへ積極的に参加することが期待されます。 ・市民は、キャリア教育の取り組みや高卒新卒者の地元就職・定着、Kターンをする若者の確保への理解促進や、女性、高齢者などの社会進出を支えることで、地域全体で労働力の確保を図る役割を果たすことが期待されます。 ・県や大学などの関係機関は、マーケットのニーズや事業者のシーズを把握しながら、新商品・新技術の開発を支援する役割が期待されます。
<p>市の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「久慈・ふるさと創造基金」による起業が促進されるよう、商工会議所と連携して支援に取り組み、また、「起業・立地奨励補助金」により、市内での起業を支援します。

第1章 序論
第2章 基本構想
第1章 重点戦略
第2章 基礎戦略1
第3章 基礎戦略2
第4章 基礎戦略3
付属資料

第4章 「基礎戦略3」

資源を生かす魅力とやりがいのある産業のまちづくり



市の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・駅前複合施設の整備・運営や、商店街の賑わい創出・街なか居住に対する支援を行います。 ・中小企業振興資金融資に係る利子及び保証料の補助を行うなど、事業者がより有利な条件で融資を受けられるよう支援します。 ・既存企業の経営課題解決のための支援を行うとともに、新たな企業誘致に取り組み、雇用の場の確保に努めます。また、企業活動に必要な労働力の確保に向けた取組を行います。 ・事業者と関連機関と連携を図りながら、新商品・新技術の開発を支援し、新たな産業の創出を促進します。
------	--

4 主な事務事業

事業名	事業主体	事業概要
久慈・ふるさと創造基金運営費補助事業（再掲）	市（補助）	起業や新商品開発等に係る資金融資事務（運営は久慈商工会議所）の運営費を支援する。
起業・立地奨励補助事業（再掲）	市（補助）	市内に起業・立地する際の家賃の一部を支援する。
久慈駅前整備事業（再掲）	市	複合施設（図書館、地域交流センター、観光交流センター）、駅前交通広場等を整備する。
販路拡大支援事業費補助金事業（再掲）	市（補助）	新商品等のPRに向けた展示会出店小間料を支援する。
高度人材育成事業（再掲）	市（補助）	市内に立地し、「特定ものづくり基盤技術」を習得しようとする企業に経費の一部を支援する。
中小企業振興資金保証料等補助事業	市（補助）	市内中小企業に対し、事業資金の融資に係る利子補給と保証料補給を行う。
企業誘致促進事業	市（補助）	国が実施する「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」の対象企業において、上限補助率と採択補助率の差分について支援する。
研究機関等連携促進事業費補助事業	市（補助）	企業と研究機関等との共同研究を支援する。
新卒者雇用支援奨励金交付事業	市	高卒新卒者を雇用した事業主及び3年間定着した新卒者本人に対し奨励金を交付する。
Kターン若者雇用拡大奨励金交付事業	市	Kターンをした若者を雇用した事業主及びKターンをした若者本人に対し奨励金を交付する。



第4章 「基礎戦略3」 資源を生かす魅力とやりがいのある産業のまちづくり

事業名	事業主体	事業概要
新卒者等人材確保・定着支援・フォローアップ事業	市	企業の中核となり得る人材確保・育成を図るために市内企業が連携した取り組みを支援する。
雇用安定・均等に係る施策周知事業	市	国等が実施する雇用安定・均等に係る施策の周知等を実施する。
久慈市シルバー人材センター運営費補助事業	市（補助）	高齢者の働く機会を確保するため、久慈市シルバー人材センターの運営費等を支援する。
認定職業訓練運営費補助事業	市（補助）	技能労働者の人材確保・育成を図るため、久慈職業訓練協会の運営費等を支援する。
久慈商工会議所商工業振興事業等補助事業	市（補助）	商工業振興の推進等を図るため、久慈商工会議所の運営費等を支援する。
住宅リフォーム奨励事業費	市	市民が自己所有住宅を市内業者によってリフォーム工事を行う場合に要した経費に対して商品券により支援する。

5 目標（基準：平成26年度）

指標	H26	H28	H29	H30	H31	H32
久慈ふるさと創造基金利用件数（件）	0	1	1	1	1	1
起業・立地奨励補助金利用件数（件）	2	1	1	1	1	1
やませ土風館・駅前複合施設の利用者数（人）	773,659	799,000	805,000	858,000	864,000	869,000
久慈管内新規高卒者の管内就職率（％）	34.0	35.0	36.0	37.0	38.0	39.2
研究機関との連携による新商品・新技術の開発（件）	0	1	0	1	0	1

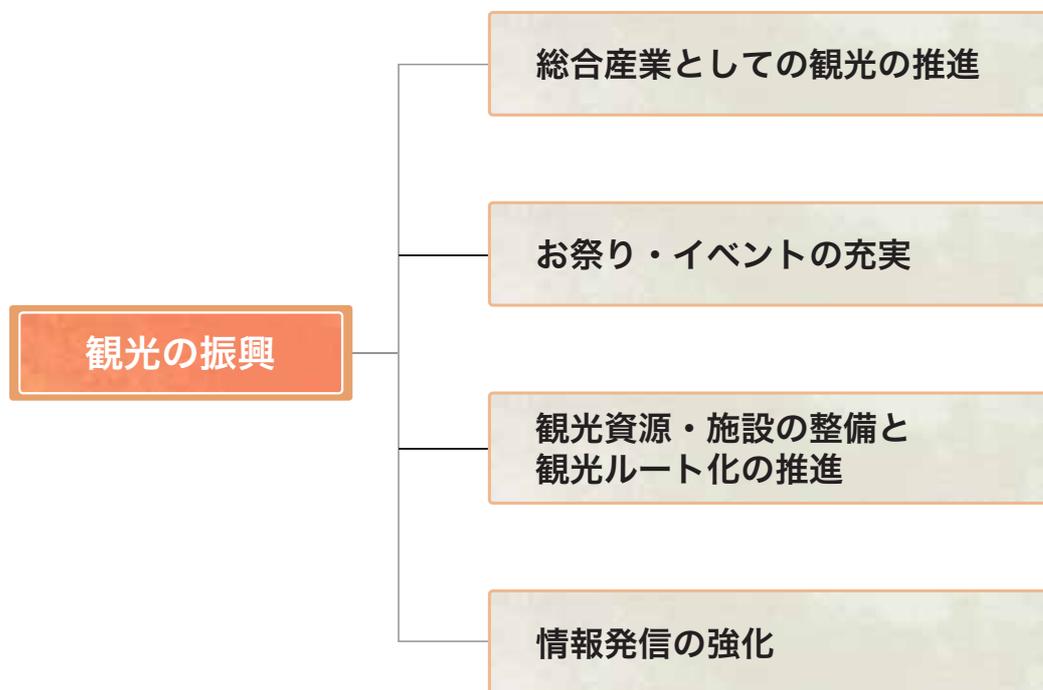
※やませ土風館・駅前複合施設の利用者数のH26の欄の数値は、H24の数値を使用。

1 現状と課題

- 市は、山・里・海の豊富な農産物や水産物を有し、季節ごとに豊かな地場産品を生産する地域です。また、郷土料理などの「食」、教育旅行における豊富な体験メニューなど、当地域でしか体験できない観光資源が多くあります。
しかし、市へのアクセスが不便なため、観光客の滞在期間・滞在時間が短いなど、観光による地域経済への波及効果が十分に発揮できていない状況にあります。
- 豪華絢爛な手づくり山車と威勢の良い御輿による久慈秋まつりは、県北地方最大級のお祭りとして定着してきています。また、夏まつりや平庭高原つつじ祭りなどのほか、各地域の伝統や資源を活用したイベントが季節に応じて開催されています。
しかし、観光客数はほぼ横ばいの状況となっていることから、イベント内容の魅力の向上と情報発信に取り組む必要があります。
- 各観光施設などへの移動手段として、自家用車の利用の他、公共交通機関などが利用されています。しかし、それぞれの観光施設などを結ぶ公共交通機関が十分に整備されていないほか、観光施設をはじめ宿泊施設などにおいてフリー Wi-Fi の整備が十分ではない状況にあり、観光客の利便性に影響を与えています。
また、みちのく潮風トレイルでは、ハイカーがそれぞれのルートを歩き、各地域の魅力を感じることができそうですが、案内標識の不足やルートが不明確であり、一層充実した整備が必要です。
三陸ジオパークに対する知名度が上がるにつれて、市のジオポイントへ訪れる方が増加していますが、魅力をより一層感じていただくために説明板を設置し、理解・認識の向上につなげる取り組みが必要です。また、三陸ジオパークは4年に1度の再審査を目前に控えていることから、再認定を受けるための取り組みが必要です。
- 市の観光資源にかかる情報発信は、観光パンフレットを中心に、ホームページ、テレビ、ラジオ、各種広告などを活用して行っています。
観光地周辺では、観光サインや各種案内標識の整備により他の観光施設などへの回遊性を高める取り組みや、他地域の旅行会社をはじめ、市を知らない方への積極的なPRを行い、訪問していただくきっかけづくりに取り組む必要があります。



第4章 「基礎戦略3」 資源を生かす魅力とやりがいのある産業のまちづくり



2 施策の方向（目指す姿）

① 総合産業としての観光の推進

観光産業は、地域内にある全ての産業を集約した総合産業であるため、農林水産業、商工業などさまざまな業種との連携を図り、産業全体の振興に努めます。また、観光ガイドの養成や各種体験・交流型の観光を推進することにより滞留性・周遊性を高めるための取り組みを行います。

② お祭り・イベントの充実

市では、久慈秋まつりをはじめ、地域に根ざし親しまれてきたさまざまな祭事やイベントが行われています。これら祭りの伝統を守り観光客が「また来たい」と感じる取り組みや、各イベントの魅力向上・支援に取り組み、まちの賑わいと市民の一体感が醸成するよう努めます。

③ 観光資源・施設の整備と観光ルート化の推進

観光客の利便性向上のため、観光・宿泊施設へのフリー Wi-Fi などの環境整備を促進するとともに、観光拠点を結ぶ2次交通手段の整備に努めるなど、市における観光の利便性向上に取り組みます。

みちのく潮風トレイル、三陸復興国立公園、三陸ジオパークなど、利用者が安全・安心して利用できるようルートや施設の維持管理のほか、説明板や案内標識の設置、誘客のための情報発信などに努めるとともに、三陸ジオパークの再認定に向けた取り組みを



推進します。

三陸沿岸道路（復興道路）の整備に伴い、観光客の行動ルートが大きく変化することが見込まれることから、隣接町村の観光関係者との情報共有を図り、広域圏内にある観光施設、観光資源、各地域の「食」など、それぞれの魅力を組み合わせた観光ルートを設定し、地域全体の観光力向上に努めます。

④ 情報発信の強化

観光客にとって魅力を感じ、行ってみたいと思わせる観光ニーズに沿った情報発信や、外国語表示や絵文字などを活用した外国人観光客向けの観光サインなどの充実に努めるとともに、広域町村を含めた回遊性の向上や消費活動の促進を意識した情報の提供、共有化を推進します。

また、旅行会社などを対象とした商談会や、各種観光キャンペーンなどにおいて、市の魅力をアピールするための情報発信に取り組みます。

3 施策展開における役割

<p>市民、自治会、事業者、団体などに期待される役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市民は、おもてなし意識の向上やクチコミによる市の魅力を伝える役割が期待されます。 ・市民や地域は、さまざまな祭事などに取り組むことで市民の一体感を醸成する役割が期待されます。 ・市民や地域団体は、自然景観・環境に配慮した活動が期待されます。 ・事業者は、異業種との連携を含め、魅力ある商品開発と情報発信を実施することが期待されます。
<p>市の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・観光客の滞留性を高めるための取り組みに加え、リピーターの増加、地域経済への波及効果の増加に努めます。 ・地域や関係団体など一体となって、市の地域特性を生かした観光イベントの実施に努めます。 ・観光ガイドなどの人材育成を推進するとともに、環境・施設整備を図り、観光客やみちのく潮風トレイルなどの利用者の満足度向上に努め、リピーターなど、交流人口の拡大に取り組みます。 ・観光客が安心して快適な観光をできるよう環境整備に取り組みます。



第4章 「基礎戦略3」 資源を生かす魅力とやりがいのある産業のまちづくり

4 主な事務事業

事業名	事業主体	事業概要
手づくり山車製作費補助事業	市（補助）	手づくり山車を所有する団体に支援する。
紹介宣伝事業（再掲）	市	観光情報の紹介宣伝活動により、当市への観光客の誘客につなげる取り組みを行う。
観光施設整備事業	市	観光施設等の整備を行う。

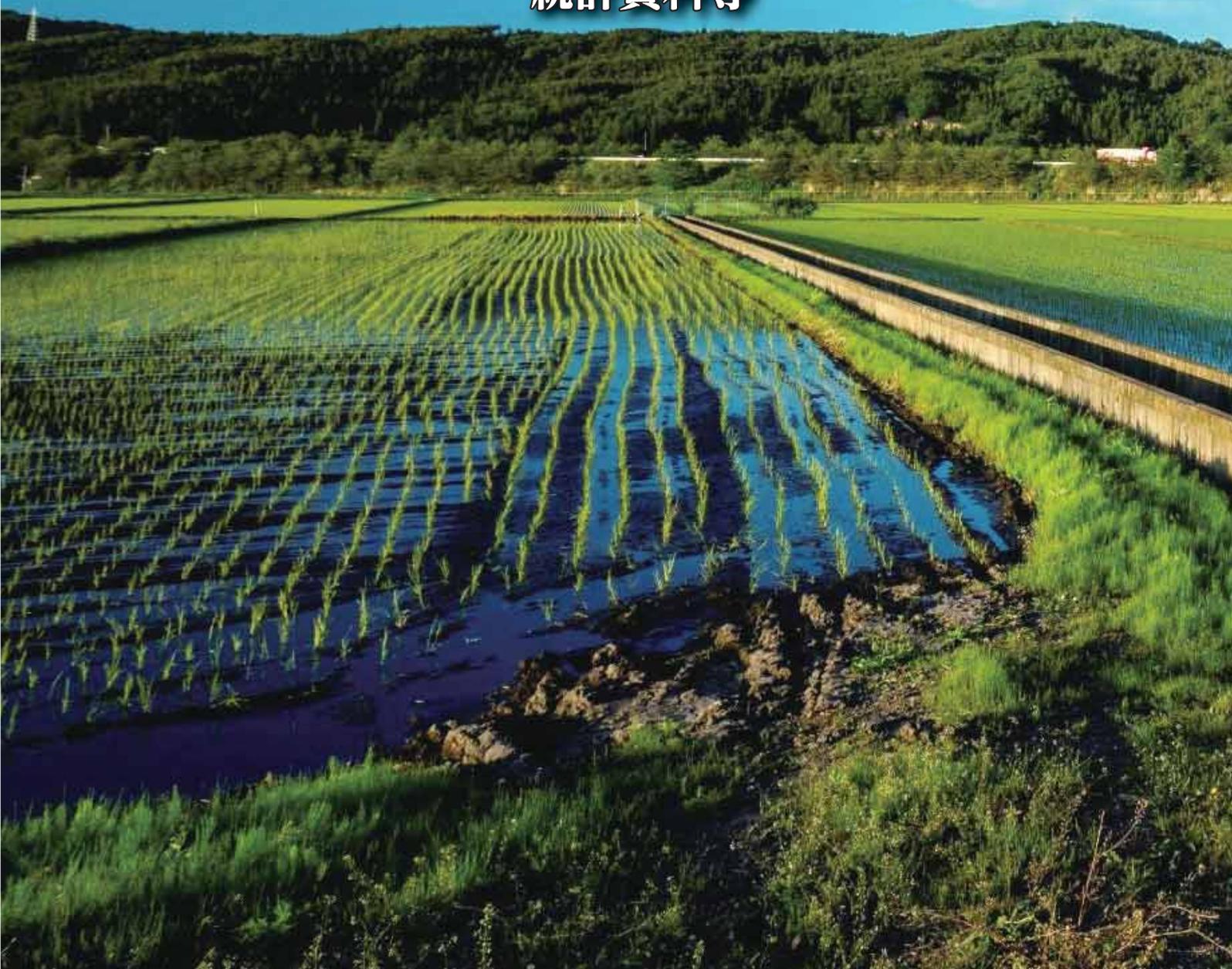
5 目標（基準：平成26年度）

指標	H26	H28	H29	H30	H31	H32
観光客アンケートの満足度（%）	—	54	56	58	60	60
秋まつり観光客数（人）	109,000	110,000	115,000	120,000	125,000	130,000
案内看板の設置数（基） ※再掲	2	5	8	11	11	11



久慈市総合計画

【付属資料】
統計資料等





土地

●久慈市の位置

区分	極北	極南	極東	極西
緯度経度	北緯 40°17'	北緯 40°00'	東経 141°52'	東経 141°27'
距離	南北 32.06km		東西 35.80km	
面積	623.50km ²			

資料：国土交通省国土地理院

注 面積は平成26年10月1日現在で国土地理院が面積計測方法の変更をした後の数値

●地目別土地面積の推移



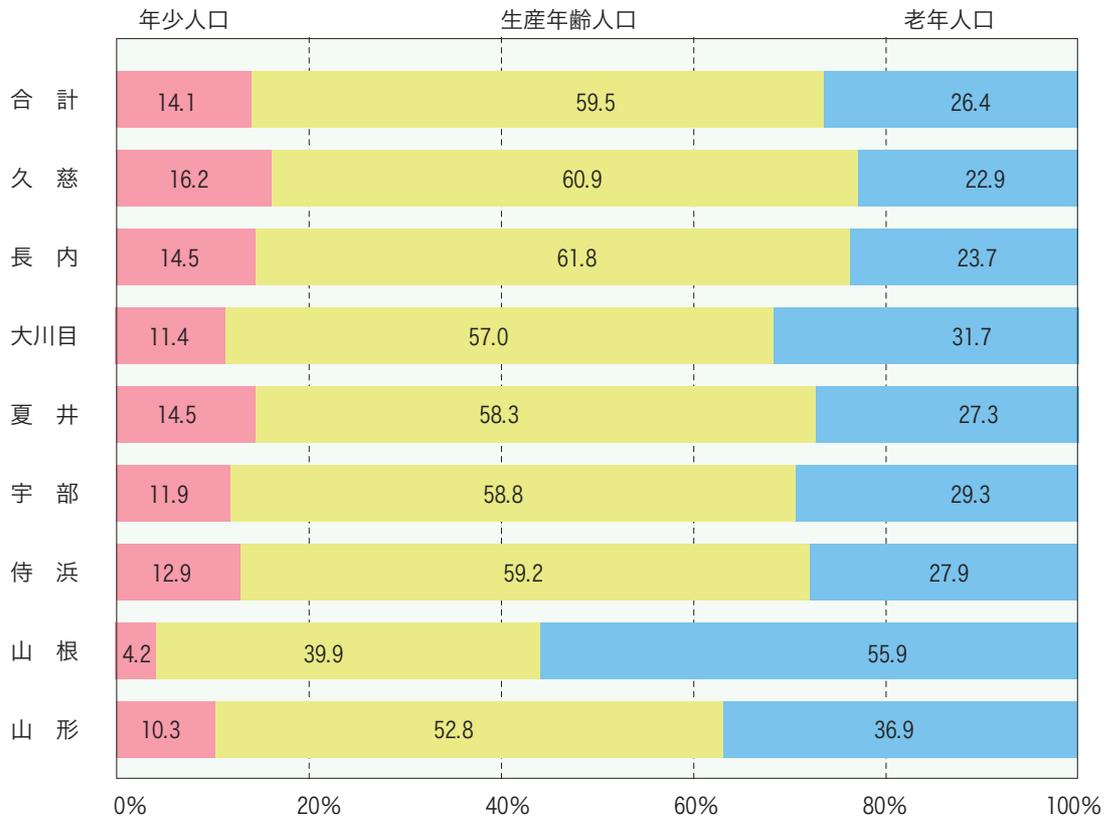
（各年1月1日現在 単位：㎡、%）

地目	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
総地積	623,140,000	623,140,000	623,140,000	623,140,000	623,100,000
田	10,299,627	10,265,496	10,138,690	10,078,476	9,987,809
構成比	1.7	1.6	1.6	1.6	1.6
畑	24,052,407	24,057,269	24,001,943	23,945,390	23,891,429
構成比	3.9	3.9	3.9	3.8	3.8
宅地	10,151,471	10,192,680	10,302,184	10,328,205	10,364,897
構成比	1.6	1.6	1.7	1.7	1.7
鉱泉地	71	71	71	71	71
構成比	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
池沼	8,526	8,526	8,526	8,526	8,526
構成比	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
山林	438,120,456	404,863,679	404,796,217	404,805,904	404,553,215
構成比	70.3	65.0	65.0	65.0	64.9
牧場	7,511,156	7,511,156	7,511,156	7,511,156	7,511,156
構成比	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2
原野	18,363,578	18,327,187	18,253,846	18,240,066	18,153,173
構成比	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9
雑種地	4,234,394	4,563,056	4,551,667	4,546,554	4,596,878
構成比	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7
その他	110,398,314	143,350,880	143,575,700	143,675,652	144,032,846
構成比	17.7	23.0	23.0	23.1	23.1

資料：市税務課「固定資産概要調書」

国勢調査

●旧町村別、年齢3区分別人口



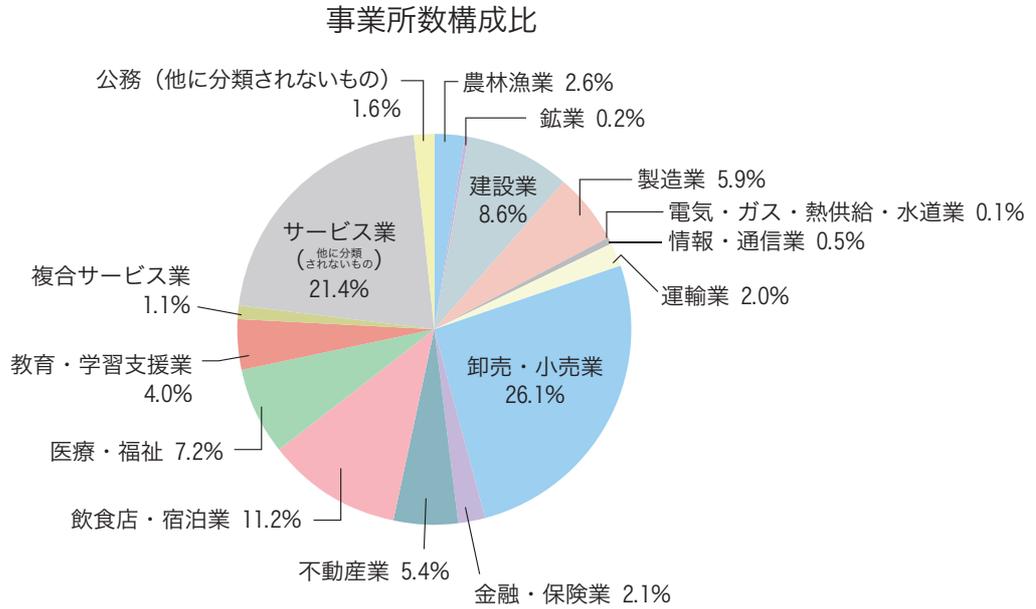
(平成22年10月1日現在 単位：人、%)

区分	総数	年少人口 (14歳以下)		生産年齢人口 (15~64歳)		老年人口 (65歳以上)	
		人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
合計	36,872	5,211	14.1	21,943	59.5	9,718	26.4
久慈	13,497	2,190	16.2	8,216	60.9	3,091	22.9
長内	9,129	1,322	14.5	5,643	61.8	2,164	23.7
大川目	2,535	288	11.4	1,444	57.0	803	31.7
夏井	2,659	385	14.5	1,549	58.3	725	27.3
宇部	3,371	400	11.9	1,982	58.8	989	29.3
侍浜	2,494	321	12.9	1,476	59.2	697	27.9
山根	383	16	4.2	153	39.9	214	55.9
山形	2,804	289	10.3	1,480	52.8	1,035	36.9

資料：市地域づくり振興課「総務省統計局 国勢調査」

産業構造

●産業大分類別事業所数・従業者数



(平成26年7月1日現在 単位:事業所、人、%)

平成26年	事業所数	構成比	従業者数	構成比
全産業	2,037	100.0	17,085	100.0
第1次産業	52	2.6	560	3.3
農林漁業	52	2.6	560	3.3
第2次産業	300	14.7	4,791	28.0
鉱業	4	0.2	21	0.1
建設業	175	8.6	2,157	12.6
製造業	121	5.9	2,613	15.3
第3次産業	1,685	82.7	11,734	68.7
電気・ガス・熱供給・水道業	3	0.1	63	0.4
情報・通信業	10	0.5	25	0.1
運輸業	41	2.0	628	3.7
卸売・小売業	532	26.1	3,101	18.2
金融・保険業	42	2.1	281	1.6
不動産業	109	5.4	254	1.5
飲食店・宿泊業	229	11.2	1,086	6.4
医療・福祉	147	7.2	2,378	13.9
教育・学習支援業	82	4.0	779	4.6
複合サービス業	22	1.1	253	1.5
サービス業 (他に分類されないもの)	435	21.4	1,977	11.6
公務 (他に分類されないもの)	33	1.6	909	5.3

資料：市地域づくり振興課「総務省統計局 経済センサス基礎調査」

農 業

● 専業・兼業別農家数の推移

(各年 2月1日現在 単位：戸)

		平成17年	平成22年	平成27年
総農家数		1,852	1,689	1,360
販売農家	計	1,017	850	637
	専業農家	277	271	224
	兼業農家			
	計	740	579	413
	第1種	121	79	82
	第2種	619	500	331
自給的農家		835	839	723

資料：市地域づくり振興課「農林水産省 農林業センサス、農業センサス」

注1 「販売農家」とは、経営耕地面積30a以上、又は年間農産物販売金額50万円以上の農家です。

2 「兼業農家」とは、世帯員の中で年間30日以上他に雇われた者のいる農家、又は農業以外の自営業によって年間15万円以上の販売金額のあった農家です。

3 「第1種兼業農家」は農業所得を主とし、「第2種兼業農家」は農業所得を従とする農家です。

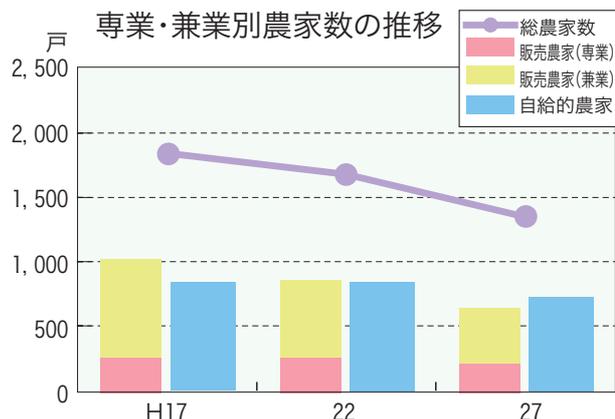
4 数値は、旧市村を合算した計数値です。

● 農業産出額の推移

(単位：千万円)

		平成24年	平成25年	平成26年
計		763	788	747
耕 種	小 計	93	90	80
	うち、米	36	32	23
	うち、野菜	49	51	50
	うち、果実	3	3	3
畜 産	小 計	670	698	666
	うち、肉用牛	52	56	59
	うち、乳用牛	84	89	78
	うち、豚	X	X	X
	うち、鶏	453	455	448
加工農産物		0	0	0

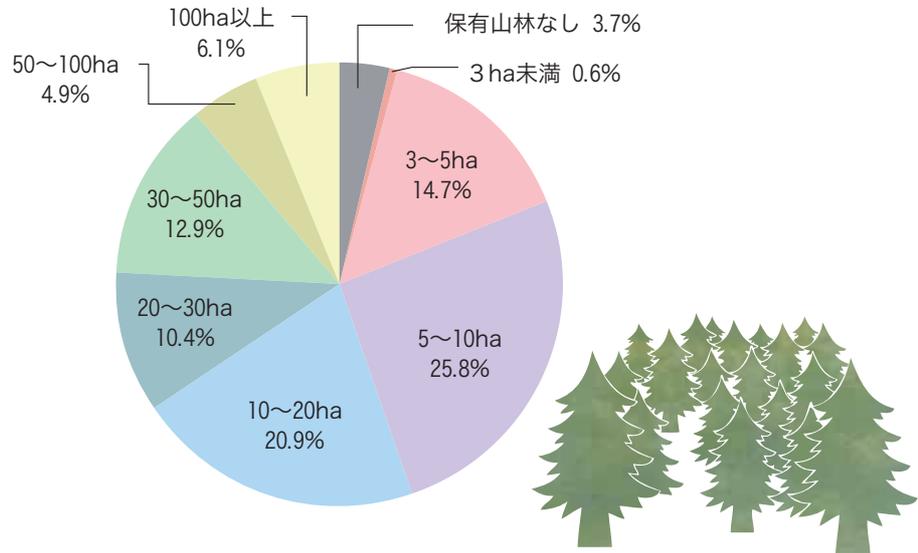
資料：農林水産省「生産農業所得統計（併載：被災市町村別農業産出額）」



林業

● 保有山林面積規模別林業経営体数

保有山林面積規模別林業経営体数構成比



(平成27年2月1日現在 単位：経営体、%)

	計	保有山林なし	3ha未満	3~5ha	5~10ha	10~20ha	20~30ha	30~50ha	50~100ha	100ha以上
林業経営体数	163	6	1	24	42	34	17	21	8	10
構成比	100.0	3.7	0.6	14.7	25.8	20.9	10.4	12.9	4.9	6.1

資料：市地域づくり振興課「農林水産省 農林業センサス」



水産業

第1章
序論

第2章
基本構想

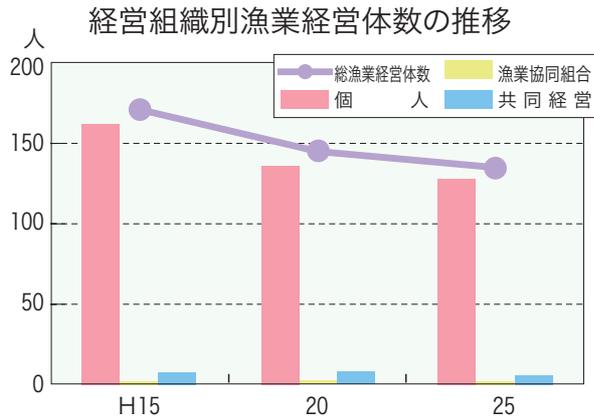
第1章
重点戦略

第2章
基礎戦略1

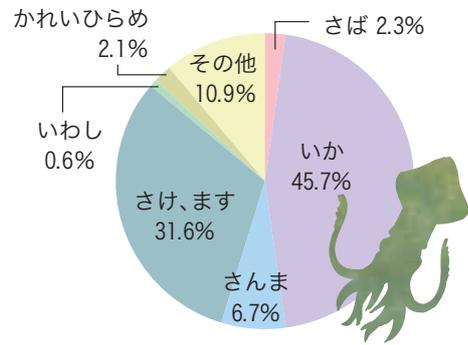
第3章
基礎戦略2

第4章
基礎戦略3

付属資料



魚種別水揚高(金額) 構成比 (平成26年度)



●経営組織別漁業経営体数の推移

(各年11月1日現在 単位：人)

	平成15年	平成20年	平成25年
計	171	145	135
個人	162	136	128
会社	-	-	-
漁業協同組合	1	1	1
漁業生産組合	-	-	-
共同経営	8	8	6
その他	-	-	-

資料：市地域づくり振興課「農林水産省 漁業センサス」

●市営魚市場の魚種別水揚高の推移

(単位：t・千円(税込))

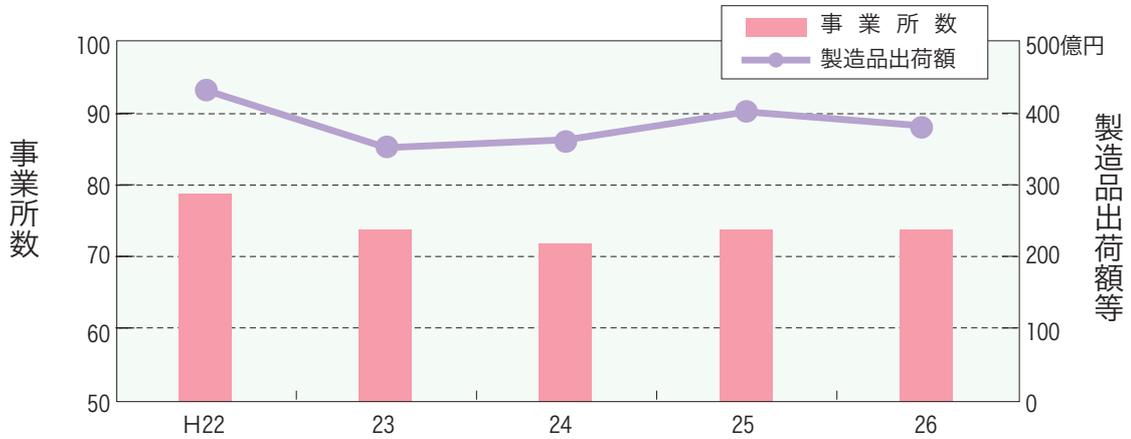
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
		数量	12,110	11,960	8,728	8,638
合計	金額	2,945,206	2,808,134	1,902,729	2,252,539	2,747,792
	数量	421	276	259	632	841
さば	金額	30,846	18,490	13,261	36,745	63,223
	数量	6,878	6,693	3,242	3,456	3,840
いか	金額	1,827,528	1,646,455	854,760	1,094,276	1,256,537
	数量	978	2,024	1,491	684	2,072
さんま	金額	141,653	264,622	205,007	128,867	184,995
	数量	1,489	1,043	894	1,432	1,745
さけ、ます	金額	634,807	576,499	497,554	581,612	869,533
	数量	629	118	640	349	400
いわし	金額	12,541	2,430	14,699	14,738	15,126
	数量	79	61	67	98	90
かれい、ひらめ	金額	47,887	42,334	44,446	60,183	57,632
	数量	1,636	1,745	2,135	1,987	1,573
その他	金額	249,945	257,303	273,002	336,118	300,112

資料：市林業水産課(市営魚市場)

注 数値は、単位未満四捨五入のため、合計と合わない場合があります。

製造業

●事業所数等の推移（従業員4人以上の事業所）



（各年12月31日現在 単位：事業所・人・万円）

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
事業所数（従業員4人以上）	79	74	72	74	74
従業者数	2,613	2,319	2,382	2,483	2,499
現金給与総額	600,289	526,279	528,196	568,626	583,348
原材料使用額等	2,835,950	2,326,788	2,430,225	2,755,817	2,303,591
製造品出荷額等	4,306,078	3,508,659	3,612,130	4,003,045	3,802,990
粗付加価値額	1,409,380	1,152,699	1,145,581	1,202,389	1,408,855

資料：市地域づくり振興課「岩手県 工業統計調査報告」



製造業

●産業中分類、従業員規模別、経営組織別内訳（従業員4人以上の事業所）

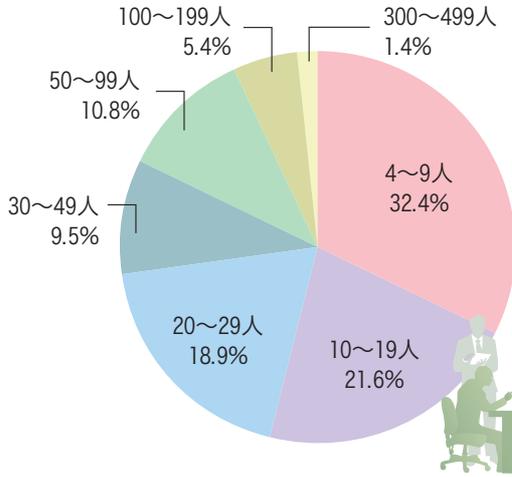
（平成26年12月31日現在 単位：事業所・人・万円）

区分	事業所数	従業者数	現金給与総額	原材料使用額等	製造品出荷額等	粗付加価値額
合計	74	2,499	583,348	2,303,591	3,802,990	1,408,855
食料品	18	878	183,942	973,731	1,606,758	591,175
飲料・飼料	5	52	12,593	40,423	75,803	32,196
繊維	10	399	63,563	56,339	157,022	94,130
木材	14	164	36,576	168,981	266,183	90,674
家具	3	28	X	X	X	X
パルプ・紙	-	-	-	-	-	-
印刷	3	34	10,069	8,401	31,202	21,270
化学	-	-	-	-	-	-
石油	1	8	X	X	X	X
プラスチック	-	-	-	-	-	-
ゴム	-	-	-	-	-	-
皮革	-	-	-	-	-	-
窯業	5	185	57,824	253,120	440,549	175,375
鉄鋼	-	-	-	-	-	-
非鉄	-	-	-	-	-	-
金属	4	31	10,457	16,014	40,500	22,841
はん用	-	-	-	-	-	-
生産用	-	-	-	-	-	-
業務用	-	-	-	-	-	-
電子	1	175	X	X	X	X
電気	2	38	X	X	X	X
情報	1	100	X	X	X	X
輸送	4	290	X	X	X	X
その他	3	117	19,448	14,365	68,638	50,507
4～9人	24	150	37,403	200,508	300,005	92,814
10～19人	16	226	58,239	118,113	241,370	114,171
20～29人	14	350	63,804	233,468	387,915	144,075
30～49人	7	256	41,199	80,209	143,679	59,228
50～99人	8	576	138,935	550,530	867,151	300,323
100～199人	4	517	X	X	X	X
200～299人	-	-	-	-	-	-
300～499人	1	424	X	X	X	X
500～999人	-	-	-	-	-	-
1,000人以上	-	-	-	-	-	-
会社	63	2,286	542,566	2,122,670	3,532,070	1,324,783
組合・その他の法人	7	188	37,153	177,131	260,520	77,906
個人	4	25	3,629	3,790	10,400	6,166

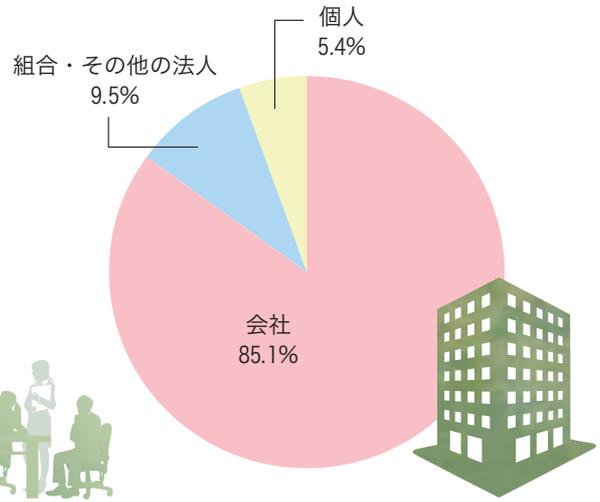
資料：市地域づくり振興課「岩手県 工業統計調査報告」

製造業

従業者規模別事業所数構成比
(平成26年)



経営組織別事業所数構成比
(平成26年)



●工業用地及び工業用水の推移（従業員30人以上の事業所）

(各年12月31日現在 単位：事業所・㎡・m³)

区 分		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度		
事業所数（従業員30人以上）		22	19	18	19	20		
工業用地 (㎡)	事業所敷地面積	321,017	388,249	367,458	373,783	375,642		
	事業所建築面積	81,203	(未調査)	80,453	84,377	85,499		
	事業所延べ建築面積	90,336	(未調査)	89,027	92,951	93,721		
工業用水 (m³)	1日 当たり 水源別 用水量	公共 水道	工業用水道	-	-	-	-	-
			上水道	652	310	339	344	349
		井戸水	井戸水	2,321	2,285	2,230	2,253	2,261
			その他の淡水	-	-	-	-	-
		回収水	1	1	1	1	1	
		計	2,974	2,596	2,570	2,598	2,611	
	海水	82	220	160	160	150		
	1日 当たり 用途別 用水量 (淡水)	ボイラー用水	758	(未調査)	728	728	732	
		原料用水	110	(未調査)	30	14	20	
		製品処理用水	1,473	(未調査)	1,248	1,284	1,301	
		冷却・温調用水	569	(未調査)	502	521	505	
その他の淡水		64	(未調査)	62	51	53		
計	2,974	(未調査)	2,570	2,598	2,611			

資料：市地域づくり振興課「岩手県 工業統計調査報告」、「岩手県の工業」

注 平成23年度数値は「平成24年経済センサス活動調査」（製造業に関する確報）の結果について、調査票情報を基に岩手県が独自集計

商 業

●卸売、小売業の商店数・従業者数・年間販売額等の推移

区 分		平成16年	平成19年	平成21年	平成24年	平成26年
合 計	事業所数 (店)	628	601	595	442	458
	従業者数 (人)	3,228	3,034	3,158	2,371	2,365
	年間商品販売額 (万円)	6,117,333	5,981,880	(未調査)	4,675,800	5,715,800
	その他の収入額 (万円)	275,336	235,291	(未調査)	-	-
	商品手持額 (万円)	(簡易調査の ため未調査)	499,051	(未調査)	445,700	-
	売場面積 (㎡)	61,818	66,121	(未調査)	60,385	59,249
卸売業	事業所数 (店)	90	89	89	68	74
	従業者数 (人)	472	456	440	320	511
	年間商品販売額 (万円)	X	1,884,332	(未調査)	1,177,000	2,295,100
	その他の収入額 (万円)	46,107	40,739	(未調査)	-	-
	商品手持額 (万円)	(簡易調査の ため未調査)	83,158	(未調査)	55,700	-
	売場面積 (㎡)	-	-	-	-	-
小売業	事業所数 (店)	538	512	506	374	384
	従業者数 (人)	2,756	2,578	2,718	2,051	1,854
	年間商品販売額 (万円)	X	4,097,548	(未調査)	3,498,800	3,420,700
	その他の収入額 (万円)	229,229	194,552	(未調査)	-	-
	商品手持額 (万円)	(簡易調査の ため未調査)	415,893	(未調査)	390,000	-
	売場面積 (㎡)	61,818	66,121	(未調査)	60,385	59,249

資料：市地域づくり振興課「岩手県 商業統計調査報告書」、「経済センサス-基礎調査」、「経済センサス-活動調査」

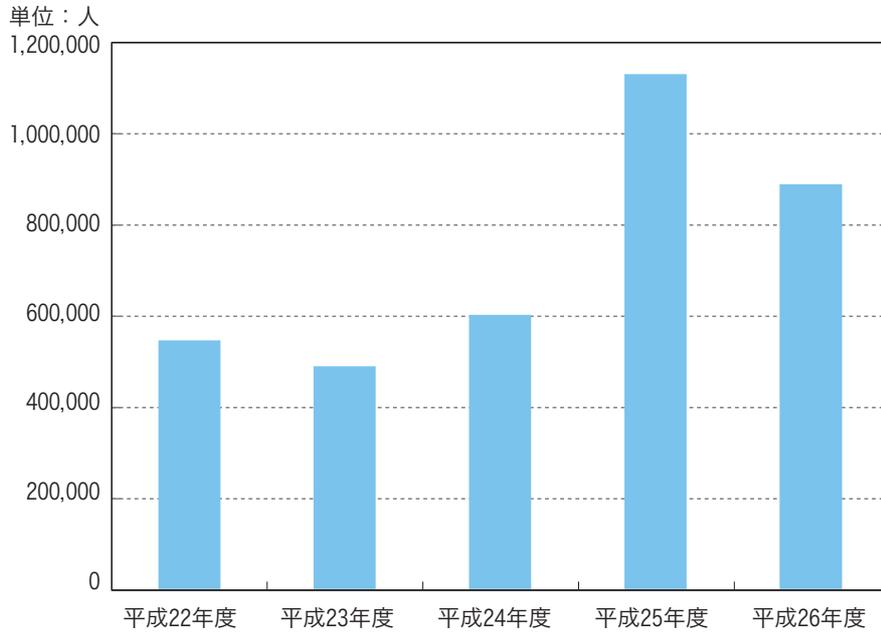
注1 平成16年及び平成19年は6月1日現在、平成21年及び平成26年は7月1日現在、平成24年は2月1日現在

2 「X」表記は事業所の秘密保護のための秘匿措置です。なお、秘匿した数値は合計値に含まれています。

観光

●観光客入込客数

観光客入込数の推移



(単位：人・回)

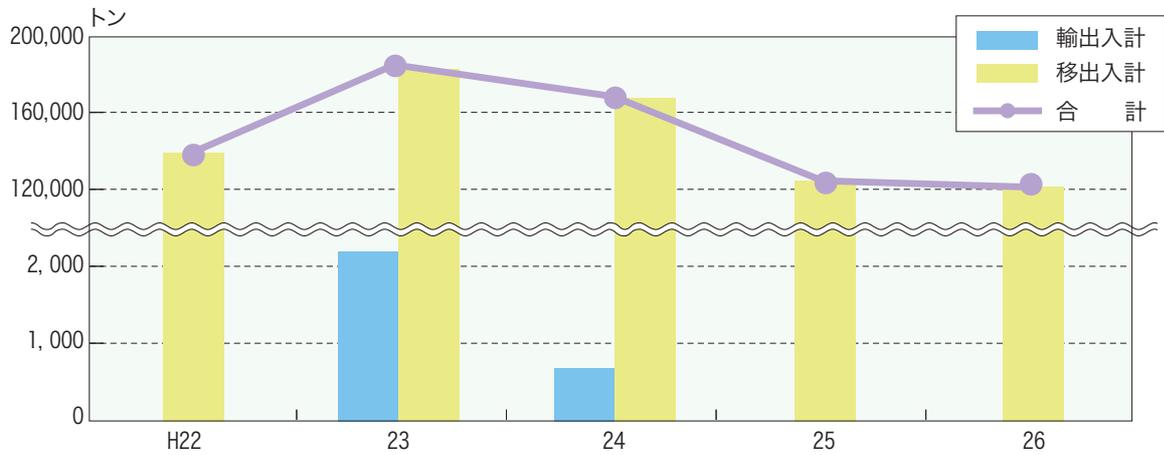
平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
545,865	488,855	601,594	1,130,154	888,310

資料：岩手県商工労働観光部観光課「岩手県観光統計概要」



運輸

●久慈港品目別輸移出入の推移



(単位：トン)

区分		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	
輸出入	輸出		2,202	694			
	輸出計	0	2,202	694	0	0	
	輸入	0	0	0	0	0	
	輸出入計	0	2,202	694	0	0	
移出	原木		3,292	2,490	3,691	4,695	
	木材チップ	24,870	33,158	24,416	22,355	23,871	
	砂利・砂	3,800					
	非金属鉱物	31,773	78,548	52,419	23,730	14,150	
	鋼材		4,552	1,110			
	その他輸送機械	28,869	17,155	32,027	23,586	27,331	
	重油	1,856	1,602	1,729	1,278	1,500	
	水	4,120	3,706	4,266	2,463	2,799	
	移出計	95,288	142,013	118,457	77,103	74,346	
	移入	水産品	11,366	10,085	9,201	7,326	9,249
		砂利・砂		4,750	8,598	8,275	11,532
		非金属鉱物				12,335	
		鋼材	28,376	25,556	30,710	19,638	26,067
		鉄道車両			199		
その他輸送用車両				58			
産業機械				210			
輸送用容器				67			
重油		3,000				150	
金属くず		1,000					
移入計	43,742	40,391	49,043	47,574	46,998		
移出入計	139,030	182,404	167,500	124,677	121,344		
合計	139,030	184,606	168,194	124,677	121,344		

資料：岩手県「岩手県港湾統計年報」



市民の経済

●市民所得主要統計

(単位:人・千円)

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
人 口	37,034	36,872	36,515	36,208	35,919
市民1人あたり市民所得	2,123	2,184	2,303	2,528	2,644
就業人口	18,922	18,286	17,869	18,176	18,448
就業者1人あたり総生産	5,538	5,820	6,421	7,099	6,679

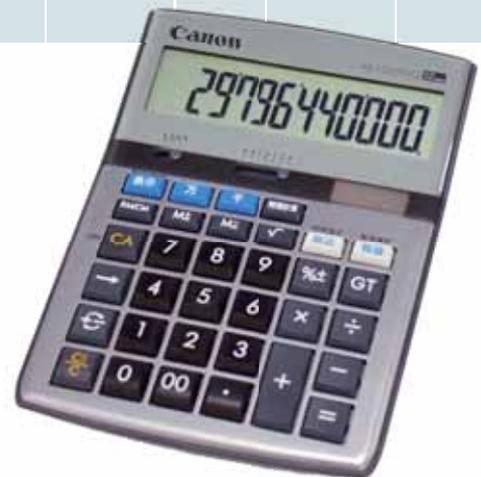
資料:岩手県「市町村民経済計算」

●産業別市内総生産

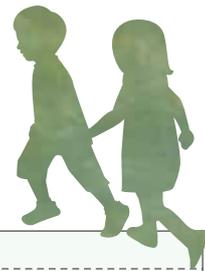
(単位:百万円・%)

	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
		対前年度 増加率								
市 内 総生産	104,783	-0.7	106,421	1.6	114,741	7.8	129,033	12.5	123,207	-4.5
第1次 産 業	3,705	1.0	3,592	-3.0	3,658	1.8	3,605	-1.4	3,854	6.9
第2次 産 業	19,081	5.1	20,042	5.0	27,362	36.5	39,240	43.4	32,323	-17.6
第3次 産 業	81,484	-1.7	82,175	0.8	83,042	1.1	85,227	2.6	85,995	0.9
輸入品に 課される 税・関税	975	-22.2	1,071	9.8	1,350	26.1	1,545	14.4	1,635	5.8
(控除) 総資本形 成に係る 消費税	463	-10.3	458	-1.1	672	46.7	583	-13.2	599	2.7

資料:岩手県「市町村民経済計算」

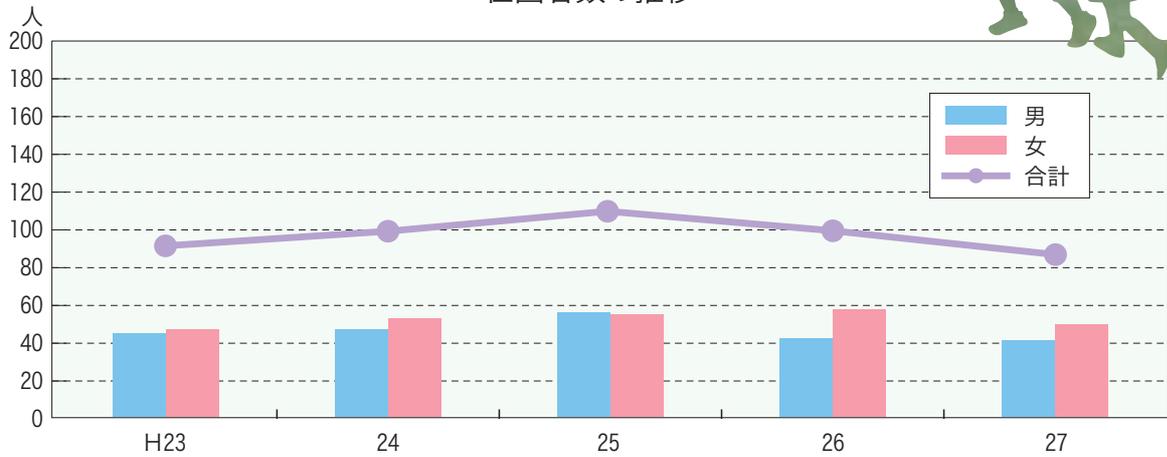


教 育



● 幼稚園の概況

在園者数の推移

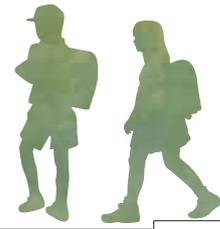


(各年5月1日現在 単位：園・人)

区 分		平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	
園 数		1	1	1	1	1	
在 園 者 数	合 計	計	92	100	111	100	91
		男	45	47	56	42	41
		女	47	53	55	58	50
	3 歳 児	計	20	31	44	25	31
		男	12	14	19	10	12
		女	8	17	25	15	19
	4 歳 児	計	38	32	32	44	21
		男	13	19	16	18	9
		女	25	13	16	26	12
	5 歳 児	計	34	37	35	31	39
		男	20	14	21	14	20
		女	14	23	14	17	19
教員数 (本務者)		男	2	1	-	-	-
		女	6	7	8	8	10
職員数 (本務者)		男	-	-	-	-	-
		女	2	2	2	2	2

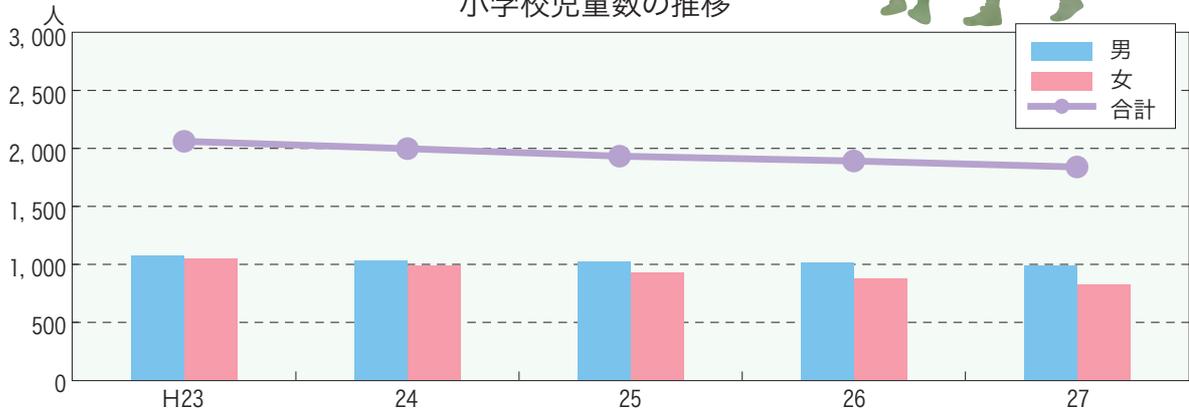
資料：市地域づくり振興課「岩手県 学校基本調査報告書」

教 育



● 小学校の概況

小学校児童数の推移



(各年5月1日現在 単位：校・学級・人)

区 分		平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	
学校数	計	19	17	16	15	15	
	本 校	18	16	16	15	15	
	分 校	1	1	-	-	-	
学級数	計	123	113	113	116	111	
	単 式 学 級	88	88	88	89	82	
	複 式 学 級	25	17	15	13	14	
	特別支援学級	10	8	10	14	15	
児童数	合 計	計	2,154	2,043	1,976	1,913	1,837
		男	1,094	1,043	1,035	1,027	999
		女	1,060	1,000	941	886	838
	1 学年	男	188	160	168	179	142
		女	159	157	148	129	136
	2 学年	男	181	181	153	171	178
		女	144	152	153	146	127
	3 学年	男	157	180	180	155	168
		女	177	139	153	149	146
	4 学年	男	197	159	184	181	154
		女	183	173	139	152	146
	5 学年	男	171	194	157	183	178
女		202	178	172	138	150	
6 学年	男	200	169	193	158	179	
	女	195	201	176	172	133	
教 員 数 (本 務 者)	男	79	71	70	72	71	
	女	129	127	120	111	111	
職 員 数 (本 務 者)	男	15	14	15	19	19	
	女	23	21	19	11	12	

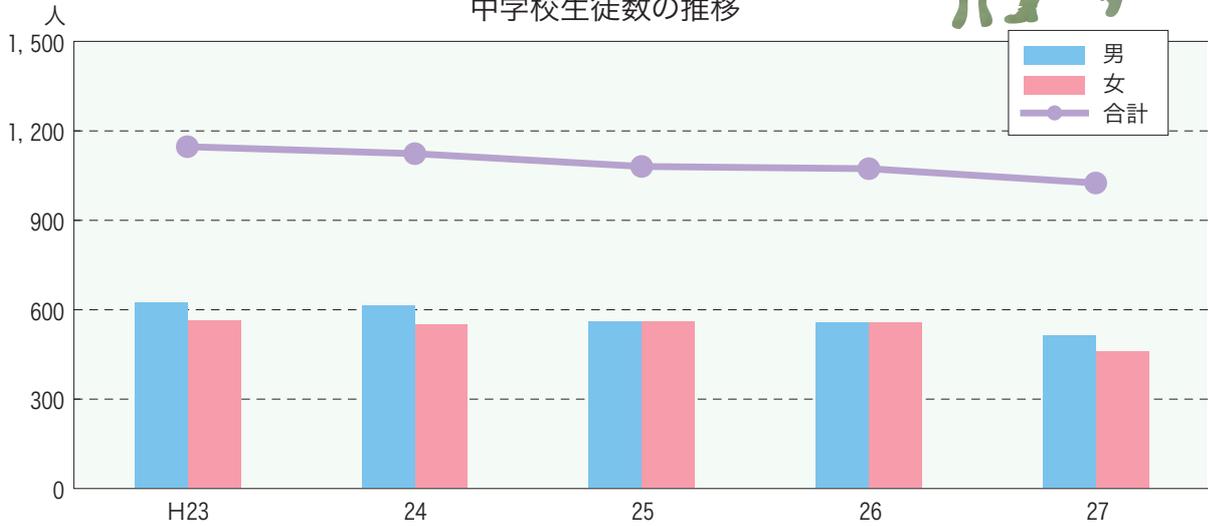
資料：市地域づくり振興課「岩手県 学校基本調査報告書」

教 育



● 中学校の概況

中学校生徒数の推移



(各年5月1日現在 単位：校・学級・人)

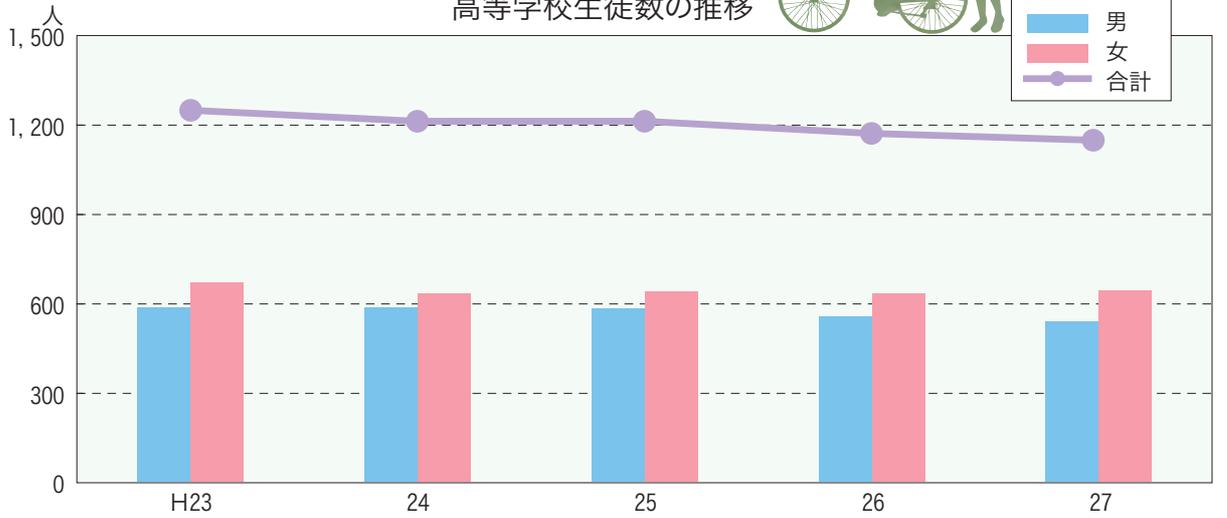
区 分		平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	
学校数	計	9	9	9	8	8	
	本 校	9	9	9	8	8	
	分 校	-	-	-	-	-	
学級数	計	51	51	52	49	46	
	単式学級	43	42	42	41	40	
	複式学級	1	1	1	-	-	
	特別支援学級	7	8	9	8	6	
生徒数	合 計	計	1,181	1,156	1,114	1,106	1,059
		男	621	610	557	553	511
		女	560	546	557	553	548
	1学年	男	195	197	165	191	158
		女	177	185	201	172	175
	2学年	男	220	193	199	164	189
		女	186	174	182	199	173
	3学年	男	206	220	193	198	164
		女	197	187	174	182	200
教 員 数 (本 務 者)	男	76	80	80	77	75	
	女	55	56	59	58	57	
職 員 数 (本 務 者)	男	11	12	13	12	12	
	女	11	12	10	9	7	

資料：市地域づくり振興課「岩手県 学校基本調査報告書」

教育

●高等学校の概況

高等学校生徒数の推移



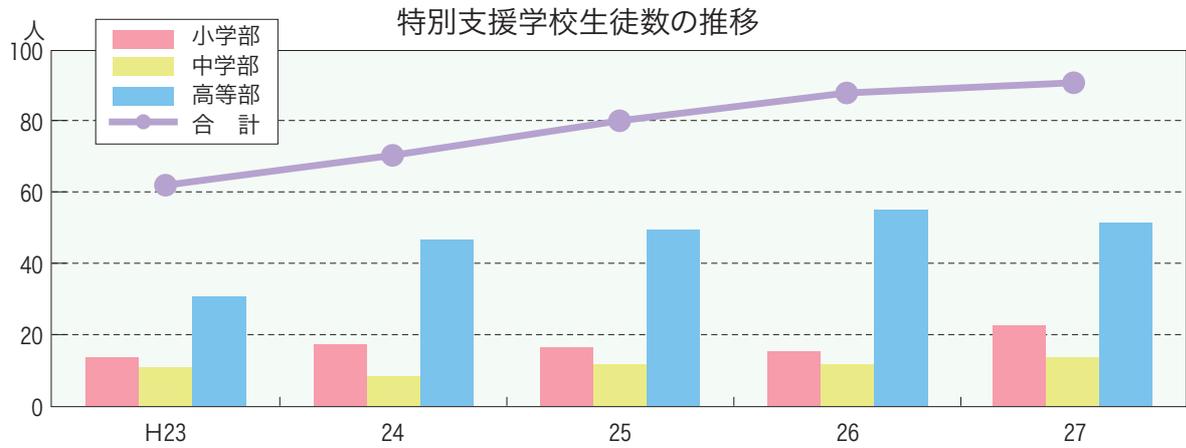
(各年5月1日現在 単位：校・人)

区分			平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年		
学校数	計		3	3	3	3	3		
	全	日	2	2	2	2	2		
	定	時	1	1	1	1	1		
生徒数	合計		計	1,253	1,217	1,216	1,185	1,179	
			男	584	585	579	554	538	
			女	669	632	637	631	641	
	全日制 (本科)		計	1,185	1,148	1,159	1,134	1,122	
			1学年	男	189	176	191	167	165
				女	199	201	213	200	212
			2学年	男	187	187	172	186	157
				女	203	198	200	210	196
			3学年	男	177	186	187	171	184
	女	230		200	196	200	208		
	定時制 (本科)		計	68	69	57	51	57	
			1学年	男	6	12	11	6	10
				女	11	7	7	6	12
			2学年	男	15	5	12	12	7
				女	16	11	8	6	6
3学年			男	7	16	4	11	14	
			女	7	15	11	7	5	
4学年			男	3	3	2	1	1	
	女	3	-	2	2	2			
教員数 (本務者)		男	70	75	76	73	76		
		女	38	34	35	39	36		
職員数 (本務者)		男	17	16	15	16	14		
		女	5	6	6	6	7		

資料：市地域づくり振興課「岩手県 学校基本調査報告書」

教 育

● 特別支援学校の概況



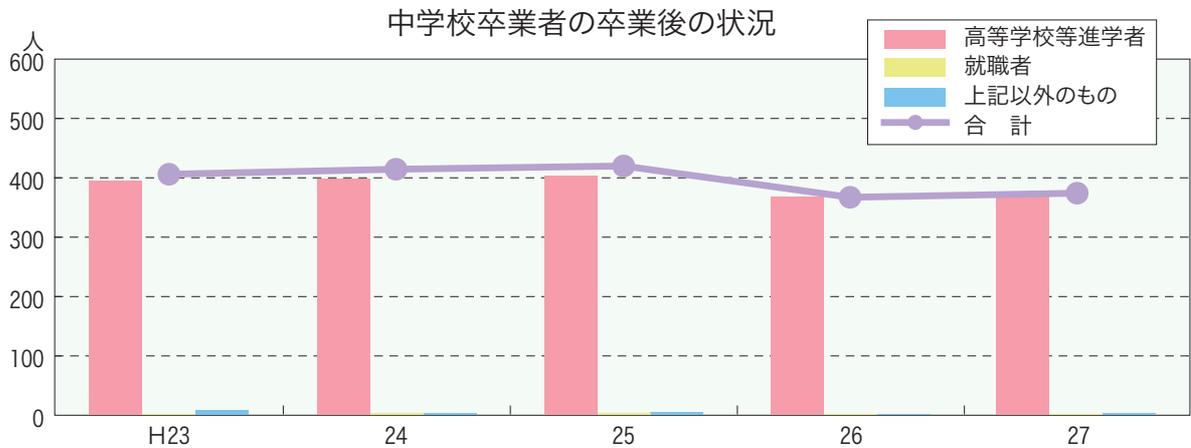
(各年5月1日現在 単位：校・学級・人)

区 分		平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	
学 校	数	1	1	1	1	1	
学 級 数	計	12	13	15	15	19	
	小学部	単 式	3	5	5	3	5
		複 式	2	1	1	2	2
	中学部	単 式	1	1	4	4	4
		複 式	2	2	-	-	-
	高等部	単 式	3	4	4	5	7
複 式		1	-	1	1	1	
児 童 ・ 生 徒 数	計	61	73	80	85	91	
	小学部 (学年)	計	15	19	18	17	25
		1	3	5	2	2	9
		2	5	2	5	2	2
		3	1	5	2	5	2
		4	2	2	5	2	5
		5	3	2	2	5	2
	中学部 (学年)	計	12	9	13	13	15
		1	5	2	6	5	3
		2	2	5	2	6	6
		3	5	2	5	2	6
	高等部 (学年)	計	34	45	49	55	51
		1	11	21	17	18	16
2		13	11	21	17	18	
3		10	13	11	20	17	
教 員 数 (本 務 者)	男	20	18	16	14	16	
	女	26	28	33	36	36	
職 員 数 (本 務 者)	男	13	16	14	15	14	
	女	12	11	11	10	13	

資料：市地域づくり振興課「岩手県 学校基本調査報告書」

教 育

● 中学校卒業者の卒業後の状況



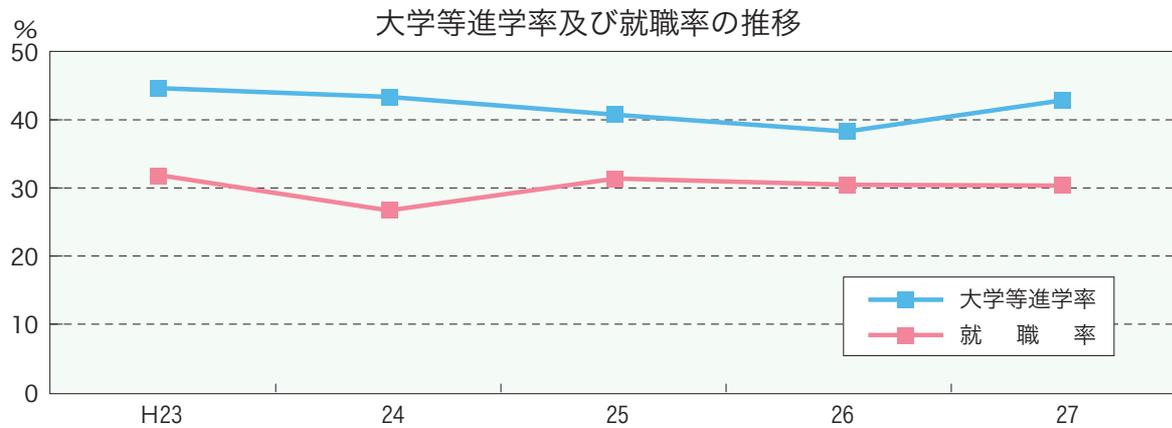
(各年5月1日現在 単位:人・%)

区 分		平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
合 計 (卒業者総数)	計	401	402	408	370	378
	男	208	207	221	195	198
	女	193	195	187	175	180
高 等 学 校 等 進 学 者	計	396	400	405	370	377
	男	205	206	218	195	197
	女	191	194	187	175	180
専 修 学 校 (高等過程) 進 学 者	計	1	-	-	-	-
	男	-	-	-	-	-
	女	1	-	-	-	-
専 修 学 校 (一般過程) 等 入 学 者	計	-	-	-	-	-
	男	-	-	-	-	-
	女	-	-	-	-	-
就 職 者	計	-	1	1	-	-
	男	-	1	1	-	-
	女	-	-	-	-	-
上 記 以 外 の も の	計	4	1	2	-	1
	男	3	-	2	-	1
	女	1	1	-	-	-
高 等 学 校 等 進 学 率	計	98.8	99.5	99.3	100.0	99.7
	男	98.6	99.5	98.6	100.0	99.5
	女	99.0	99.5	100.0	100.0	100.0
就 職 率	計	-	0.2	0.2	-	-
	男	-	0.5	0.5	-	-
	女	-	-	-	-	-

資料:市地域づくり振興課「岩手県 学校基本調査報告書」

教 育

● 高等学校卒業者の卒業後の状況



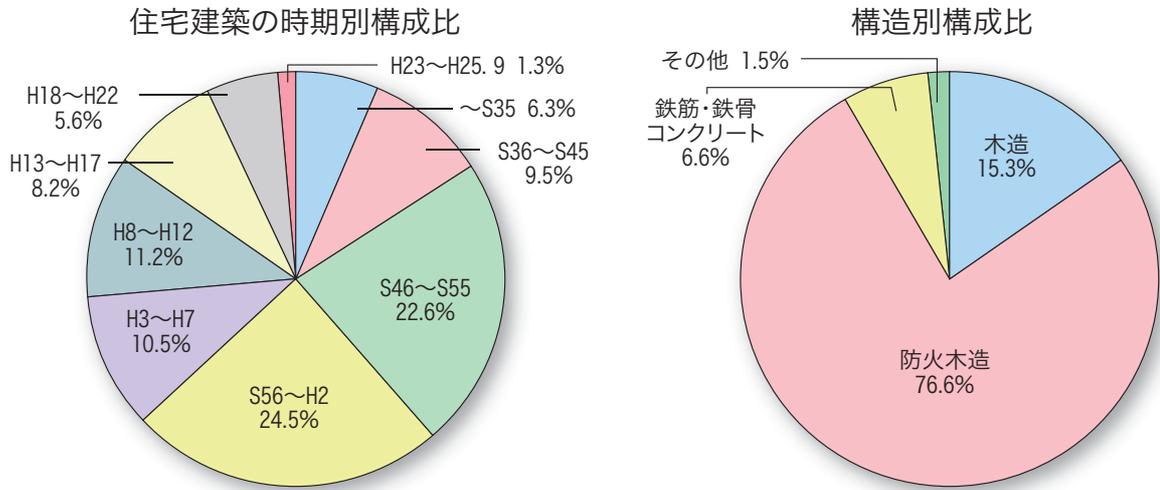
(各年5月1日現在 単位:人・%)

区 分		平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
合 計 (卒業者総数)	計	396	417	413	398	386
	男	173	180	204	191	180
	女	223	237	209	207	206
大 学 等 大 進 学 者	計	177	181	169	153	166
	男	80	92	94	79	78
	女	97	89	75	74	88
専 修 学 校 (専門課程) 進 学 者	計	73	105	101	111	82
	男	33	44	47	50	31
	女	40	61	54	61	51
専 修 学 校 (一般過程) 等 入 学 者	計	7	6	6	7	14
	男	3	4	5	5	10
	女	4	2	1	2	4
公 共 職 業 能 力 開 発 施 設 等 入 学 者	計	3	6	-	-	-
	男	2	3	-	-	-
	女	1	3	-	-	-
就 職 者	計	127	113	131	121	118
	男	54	35	53	55	59
	女	73	78	78	66	59
一 時 的 な 仕 事 に 就 いた 者	計	4	1	2	1	2
	男	1	-	2	-	-
	女	3	1	-	1	2
上 記 以 外 の も の	計	5	5	4	5	4
	男	-	2	3	2	2
	女	5	3	1	3	2
大 学 等 進 学 率	計	44.7	43.4	40.9	38.4	43.0
	男	46.2	51.1	46.1	41.4	43.3
	女	43.5	37.6	35.9	35.7	42.7
就 職 率	計	32.1	27.1	31.7	30.4	30.6
	男	31.2	19.4	26.0	28.8	32.8
	女	32.7	32.9	37.3	31.9	28.6

資料：市地域づくり振興課「岩手県 学校基本調査報告書」

住 宅

●住宅建築の時期、建て方、構造別住宅数



(平成25年10月1日現在 単位：戸)

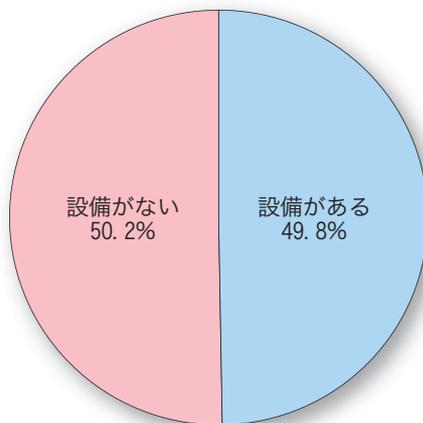
区 分	総 数	構 造					
		木 造	防火木造	鉄筋・鉄骨コンクリート造	鉄骨造	その他	
住 宅 総 数	13,550	2,080	10,390	890	200	0	
建築の時期	昭和35年以前	860	620	230	0	-	-
	昭和36年～45年	1,290	450	830	-	10	-
	昭和46年～55年	3,060	430	2,590	20	20	-
	昭和56年～平成2年	3,320	320	2,860	140	10	-
	平成3年～7年	1,420	100	1,240	50	40	-
	平成8年～12年	1,510	60	1,070	310	80	-
	平成13年～17年	1,110	30	860	170	40	-
	平成18年～22年	760	50	530	170	10	-
平成23年～25年9月	170	-	170	-	-	-	
建て方	一戸建	11,640	1,980	9,560	20	70	-
	長屋建	300	50	230	30	-	-
	共同住宅	1,600	40	590	840	130	-
	その他	10	10	-	-	-	-

資料：総務省統計局「住宅・土地統計調査報告」

住 宅

●高齢者等のための設備状況別住宅数

高齢者等のための設備の有無



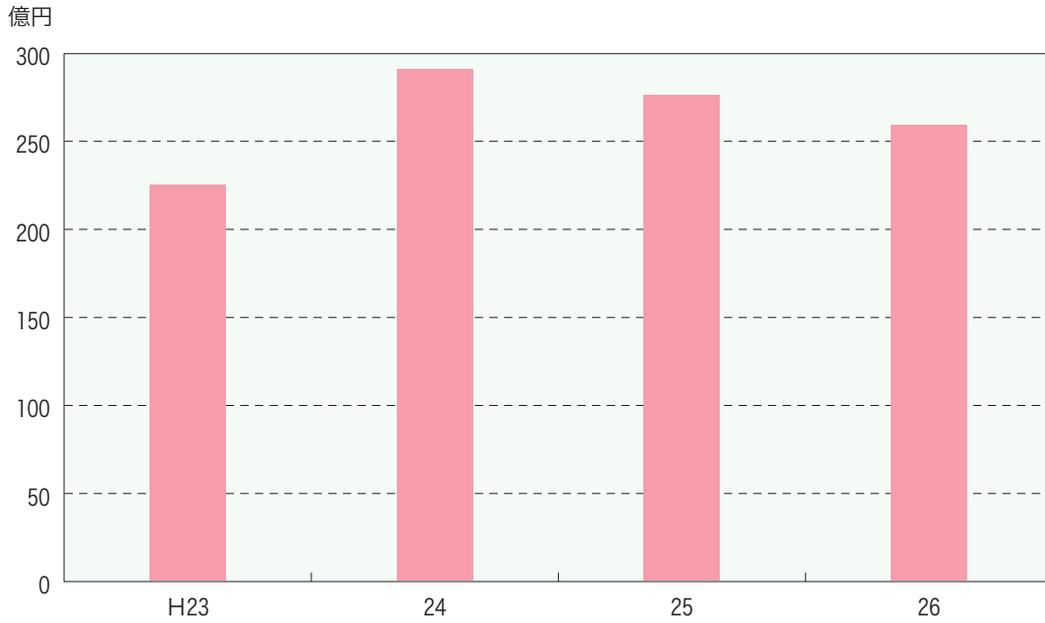
総数	高齢者等のための設備がある						高齢者等のための設備がない
	総数	手すりがある	またぎやすい高さの浴槽	廊下などの幅が車椅子で通行可能	段差のない屋内	道路から住宅まで車椅子で通行可能	
13,550	6,740	5,300	3,060	2,340	2,330	1,450	6,810

資料：総務省統計局「住宅・土地統計調査報告」



第1章 序論
第2章 基本構想
第1章 重点戦略
第2章 基礎戦略1
第3章 基礎戦略2
第4章 基礎戦略3
付属資料

●一般会計歳出決算額の推移



(単位：円)

年 度	歳 入		歳 出	
	予 算	決 算	予 算	決 算
23	31,242,589,360	25,310,188,142	31,242,589,360	22,571,538,982
24	37,067,174,205	31,479,422,981	37,067,174,205	29,232,354,907
25	35,315,000,190	29,022,155,416	35,315,000,190	27,671,341,189
26	33,241,940,519	28,414,959,033	33,241,940,519	26,098,743,700
27	29,796,440,492		29,796,440,492	

※予算は補正後の最終予算額



財政計画(普通会計)

(単位：百万円、%)

区分	年度	平成28年度			平成29年度			平成30年度			平成31年度			平成32年度			
		計画額		構成比	計画額		構成比	計画額		構成比	計画額		構成比	計画額		構成比	
		うち一般財源	対前年度伸率		うち一般財源	対前年度伸率		うち一般財源	対前年度伸率		うち一般財源	対前年度伸率		うち一般財源	対前年度伸率		
歳入	1 地方税	3,960	18.4	4,078	4,078	3.0	20.1	4,052	△ 0.6	20.5	4,026	△ 0.6	20.8	4,000	△ 0.6	21.8	
	2 地方譲与税	203	0.9	220	220	8.4	1.1	220	0.0	1.1	220	0.0	1.1	220	0.0	1.2	
	3 交付金	719	3.3	669	669	△ 7.0	3.3	749	12.0	3.8	740	△ 1.2	3.8	731	△ 1.2	4.0	
	4 地方特例交付金	8	0.0	7	7	△ 12.5	0.0	7	0.0	0.0	7	0.0	0.0	7	0.0	0.0	
	5 地方交付税	7,240	33.7	6,683	6,683	△ 7.7	33.0	6,637	△ 0.7	33.6	6,579	△ 0.9	34.0	6,343	△ 3.6	34.6	
	6 交通安全対策特別交付金	4	0.0	4	4	0.0	0.0	4	0.0	0.0	4	0.0	0.0	4	0.0	0.0	
	7 分担金及び負担金	234	1.1	287	0	22.6	1.4	281	△ 2.1	1.4	274	0	2.5	267	0	1.5	
	8 使用料及び手数料	82	0.4	100	78	22.0	0.5	100	0.0	0.5	100	78	0.0	0.5	102	2.0	0.6
	9 国庫支出金	3,335	7	3,308	7	△ 0.8	16.3	2,849	△ 13.9	14.4	2,744	7	3.7	2,429	7	13.2	
	10 県支出金	1,944	0	1,431	0	△ 26.4	7.1	1,417	△ 1.0	7.2	1,394	0	1.6	1,309	0	7.1	
	11 財産収入	41	0.2	22	10	△ 46.3	0.1	22	10	0.1	22	10	0.0	22	10	0.1	
	12 寄付金	65	0.3	100	100	53.8	0.5	100	0.0	0.5	100	100	0.0	100	100	0.5	
	13 繰入金	1,119	5.2	538	500	△ 51.9	2.7	436	△ 19.0	2.2	511	500	17.2	205	200	59.9	
	14 繰越金	100	0.5	200	200	100.0	1.0	200	0.0	1.0	200	200	0.0	200	200	1.1	
	15 諸収入	638	2.7	749	32	17.4	3.7	749	3	0.0	3.8	750	32	0.1	750	32	4.1
	16 地方債	1,816	654	1,880	652	3.5	9.3	1,921	650	2.2	9.7	1,696	645	11.7	1,661	641	9.1
計	21,508	13,682	20,276	13,240	△ 5.7	100.1	19,744	13,117	△ 2.6	99.8	19,367	13,148	△ 1.9	18,350	12,575	100.0	
歳出	1 人件費	3,185	14.8	2,893	2,760	△ 9.2	14.3	2,876	2,743	△ 0.6	14.6	2,859	2,727	△ 0.6	2,842	2,711	△ 0.6
	2 物件費	2,372	11.0	2,294	1,592	△ 3.3	11.3	2,255	1,564	△ 1.7	11.4	2,198	1,525	△ 2.5	2,184	1,515	△ 0.6
	3 維持補修費	138	0.6	225	219	63.0	1.1	235	229	4.4	1.2	245	239	4.3	255	249	4.1
	4 扶助費	3,889	18.1	3,712	1,079	△ 4.6	18.3	3,696	1,074	△ 0.4	18.7	3,579	1,040	△ 3.2	3,511	1,020	△ 1.9
	5 補助費等	2,453	11.4	2,214	2,004	△ 9.7	10.9	2,193	1,985	△ 0.9	11.1	2,170	1,964	△ 1.0	2,157	1,952	△ 0.6
	6 公債費	2,916	13.6	2,981	2,781	2.2	14.7	2,894	2,894	△ 2.9	14.7	2,901	2,901	0.2	2,852	2,852	△ 1.7
	7 積立金	103	0.5	100	100	△ 2.9	0.5	100	100	0.0	0.5	100	100	0.0	100	100	0.0
	8 投資、出資、貸付金	281	1.3	250	33	△ 11.0	1.2	250	33	0.0	1.3	250	33	0.0	250	33	0.0
	9 繰出金	2,030	9.4	2,043	1,792	0.6	10.1	2,046	1,794	0.1	10.4	2,018	1,770	△ 1.4	1,989	1,744	△ 1.4
	10 前年度繰上充用金	0	0.0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0	0.0	0.0
出	普通建設事業費	4,122	19.2	3,464	880	△ 16.0	17.1	3,099	701	△ 10.5	15.7	2,947	849	△ 4.9	2,110	399	△ 28.4
	うち単独事業費	588	2.7	494	378	△ 16.0	2.4	442	339	△ 10.5	2.2	420	322	△ 5.0	301	231	△ 28.3
	災害等事業費	19	0.1	100	0	426.3	0.5	100	0	0.0	0.5	100	0	0.0	100	0	0.5
計	21,508	13,682	20,276	13,240	△ 5.7	100.0	19,744	13,117	△ 2.6	100.1	19,367	13,148	△ 1.9	18,350	12,575	△ 5.3	

基本構想審議会条例

(設置)

第1条 市の基本構想について審議するため、市長の諮問機関として、久慈市基本構想審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員25人以内をもって組織し、委員は、識見を有する者のうちから、必要の都度、市長が委嘱する。

2 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会は、市長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、総合政策部において処理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成18年3月6日から施行する。

附 則（平成22年4月26日条例第5号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月28日から施行する。

附 則（平成23年6月29日条例第14号）

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成23年法律第35号）附則第1条本文に定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

基本構想審議会委員名簿

区分	氏名	所属組織(職名)等
会長	日 當 光 男	学識経験者(元八戸大学教授)
副会長	向 正 彰	久慈商工会議所(会頭)
委員	伊 藤 悦 子	久慈市民生児童委員協議会(理事)
委員	稲 村 和 紀	公益社団法人 久慈青年会議所(理事長)
委員	内 宮 明 俊	岩手県北広域振興局(経営企画部長)
委員	宇 部 修	公募委員
委員	宇 部 容 子	久慈市校長会(会長)
委員	大 沢 リツ子	久慈市地域女性団体連合会(会長)
委員	角 一 志	久慈市区長会(副会長)
委員	上 有 谷 光 夫	特定非営利活動法人 やまがた文化・スポーツNPO(理事長)
委員	川 代 明 寛	公募委員
委員	坂 川 美 昭	新岩手農業協同組合(久慈エリア統括部長)
委員	下 館 満 吉	ふるさと体験学習協会(会長)
委員	高 畑 利 子	久慈市食生活改善推進員協議会(副理事)
委員	高 谷 淳 子	久慈市社会福祉協議会(副会長)
委員	中 村 ミヅ 貫	久慈市漁業協同組合(参事)
委員	西 美代子	久慈市保健推進委員連絡協議会(会長)
委員	野 場 ヒデキ 輝	久慈市PTA連合会(会長)
委員	橋 上 カミ 智	久慈地方森林組合(参事)
委員	畠 山 タイ 子	公募委員
委員	晴 山 カズ一 ツラ 貫	公募委員
委員	細 田 カツ 利	特定非営利活動法人 やませデザイン会議(議長)
委員	松 川 カツ 孝	一般社団法人 久慈市体育協会(会長)
委員	村 田 トウ 東 スケ 助	久慈市老人クラブ連合会(会長)
委員	山 本 モト へり 子	一般社団法人 久慈市観光物産協会(会長)

久慈市総合計画策定経過の概要

年月日	策定経過
平成27年4月9日	久慈市基本構想審議会委員公募要領の制定
平成27年4月16日	第1回久慈市総合計画策定プロジェクトチーム会議
平成27年5月8日	第1回久慈市基本構想審議会
平成27年5月16日	第2回久慈市総合計画策定プロジェクトチーム会議 第1回久慈市総合計画策定市民会議
平成27年5月29日	第3回久慈市総合計画策定プロジェクトチーム会議
平成27年5月30日	第2回久慈市総合計画策定市民会議
平成27年6月13日	市政懇談会（山根地区、河南地区）
平成27年6月18日	第2回久慈市基本構想審議会 （久慈市総合計画基本構想の策定について諮問）
平成27年6月26日	第4回久慈市総合計画策定プロジェクトチーム会議
平成27年6月27日	市政懇談会（長内地区） 第3回久慈市総合計画策定市民会議
平成27年7月5日	市政懇談会（侍浜地区、河北地区）
平成27年7月11日	第5回久慈市総合計画策定プロジェクトチーム会議 第4回久慈市総合計画策定市民会議
平成27年7月12日	市政懇談会（夏井地区）
平成27年7月18日	市政懇談会（宇部地区、大川目地区）
平成27年8月1日	市政懇談会（小久慈地区）
平成27年8月7日	第3回久慈市基本構想審議会
平成27年8月29日	市政懇談会（山形地区）
平成27年8月20日～ 9月9日	久慈市基本構想（案）に関する意見募集（パブリックコメント）
平成27年9月30日	第4回久慈市基本構想審議会
平成27年10月9日～ 平成27年10月15日～	前期基本計画（案）の各課調整 市民満足度アンケートの実施（対象者2,000名、回答者599名）
平成27年10月28日	第5回久慈市基本構想審議会 （久慈市総合計画基本構想（案）について答申）
平成27年12月14日	基本構想審査特別委員会
平成27年12月16日	基本構想議会議決
平成28年3月18日	市議会議員全員協議会における協議
平成28年3月18日	久慈市総合計画の策定

第1章

論

第2章

基本構想

第1章

重点戦略

第2章

基礎戦略1

第3章

基礎戦略2

第4章

基礎戦略3

付属資料

政 推 第 33 号
平成27年6月18日

久慈市基本構想審議会
会長 日 當 光 男 様

久慈市長 遠 藤 讓 一

新久慈市総合計画基本構想の策定について（諮問）

新久慈市総合計画基本構想について、久慈市基本構想審議会条例第1条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

第1章
序

論

第2章
基本構想

第1章
重点戦略

第2章
基礎戦略1

第3章
基礎戦略2

第4章
基礎戦略3

付
属
資
料

平成27年10月28日

久慈市長 遠藤 譲 一 様

久慈市基本構想審議会
会長 日 當 光 男

久慈市総合計画基本構想（案）について（答申）

平成27年6月18日付け政推第33号により、貴職から諮問がありました久慈市総合計画基本構想（案）について、慎重に審議した結果、妥当なものと認めます。

なお、当審議会での意見・提言等に留意され、本市将来像の実現が図られるよう期待いたします。

第1章
序
論

第2章
基本
構想

第1章
重点
戦略

第2章
基礎
戦略1

第3章
基礎
戦略2

第4章
基礎
戦略3

付
属
資
料